

# 愛媛県構造改革プラン

(平成 18 年度～平成 22 年度)

第四次改訂版

平成 18 年 3 月

平成 19 年 8 月 第一次改訂

平成 20 年 8 月 第二次改訂

平成 21 年 7 月 第三次改訂

平成 22 年 9 月 第四次改訂

愛 媛 県

#### 第四次改訂にあたって

本プランは、取組事項の進捗状況や新たな課題の発生などを踏まえ、毎年度必要な改訂を行うこととしており、第四次改訂については、基本的には「 実行計画」部分のみを改訂対象としております。

なお、改革の取組方針や取組内容を記載している「 これまでの行政改革の取組み」～「 改革の方策」については、データ等必要な時点修正のみを行っております。

# 目次

これまでの行政改革の取組み .....	1
---------------------	---

新たな改革の必要性 .....	5
-----------------	---

1 県民ニーズの多様化・高度化 .....	6
2 地方分権の進展 .....	8
3 危機的な財政状況 .....	11

新たな改革の基本的方向 .....	15
-------------------	----

1 改革の視点 .....	16
2 四つの改革 .....	17
3 目指すべき姿 .....	18
4 推進期間 .....	19
5 進行管理 .....	19
(参考)「愛媛県構造改革プラン」の考え方 .....	20
「愛媛県構造改革プラン」の体系 .....	21

改革の方策 .....	23
-------------	----

1 県民サービス改革 .....	24
2 パートナーシップ改革 .....	33
3 組織改革 .....	37
4 財政構造改革 .....	43

実行計画 .....	53
------------	----



## これまでの行政改革の取組み

## これまでの行政改革の取組み

本県では、これまで、事務事業の見直しや、時代に即応した組織・機構の合理化、適正な定員管理などの行政改革に取り組んできました。

### 第一期行政改革(平成8～10年度)

その第一期の取組みが「行政改革大綱」及び「地方分権推進大綱」です。平成7年に地方自治体にとっては念願であった地方分権推進法が成立・施行されたことを受け、地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政システムの確立を目指して、事務事業の整理合理化や組織・機構の見直しに取り組みました。

### 第二期行政改革(平成11～13年度)

また、平成11年にいわゆる地方分権一括法が成立、地方分権が実施の段階に至る中、「新行政改革大綱」のもとで、「県民の県民による県民のための県政の推進」を基本目標に、経費の節減合理化とスクラップ・アンド・ビルドの徹底や情報公開の推進など体質強化に取り組みました。

### 第三期行政改革(平成14～17年度)

さらに、過去の大綱策定時の想定をはるかに上回る厳しい県の財政状況と社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、「行政システム改革大綱」を策定し、「最小のコストで最大の県民満足を提供する『地域経営体』としての体質の改善・強化」を目標に、継続して取り組んできた事務事業の廃止・縮小や組織・機構の簡素化、職員定数の削減など内部管理部門主導での行政コストの削減に加え、仕事の進め方や制度・システム、いわゆる行政システム自体の徹底した見直しに取り組みました。

行政改革 地方分権に関する取組みについて

県の行政改革 地方分権に関する取組			国等の動き		
平成7年	6月 10月	行政改革 地方分権推進本部設置 行政改革 地方分権推進委員会設置	平成7年	5月 7月	地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足
平成8年	3月	行政改革大綱策定 【基本的視点】 地方分権への対応 行政運営の効率化 開かれた県政の推進 地方分権推進大綱策定 【基本的視点】 国と地方公共団体との新たな関係の構築 地方分権の時代にふさわしい県行政システムの確立 県と市町村との間における分権の推進	平成8年		
平成11年	3月	新行政改革大綱策定 【基本的視点】 県民・市町村に目線を置いた公正で開かれた行政の展開 地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政の徹底 社会経済の変化に柔軟で的確に対応し得る行政の確立	平成10年	5月	地方分権推進計画を閣議決定
平成14年	3月	行政システム改革大綱策定 【基本的視点】 中長期にわたって持続可能な財政力を堅持する コスト意識を徹底し 県民の満足度向上という成果を重視する 県の守備範囲を見直し、県民や民間企業 団体、市町村との協働を推進する 職員の仕事のスピードと知的生産性を更に高める ガラス張り、県民とのコミュニケーションを重視する	平成11年	7月	地方分権一括法成立
			平成12年	5月 12月	地方分権推進法の一部を改正する法律成立 (地方分権推進法の1年延長) 行政改革大綱を閣議決定
			平成13年	6月 7月	地方分権推進委員会最終報告を提出 地方分権推進法失効 地方分権改革推進会議発足
			平成14年	6月	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002閣議決定
			平成15年	6月	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003閣議決定
			平成16年	5月 6月	地方分権改革推進会議最終意見を提出 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004閣議決定
			平成17年	12月 3月 6月	今後の行政改革の方針を閣議決定 新地方行革指針 経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005閣議決定

行政システム改革大綱の主な成果としては、次のようなものがあります。

(19年3月末現在)

**【事務事業の整理合理化】**

区 分	廃 止		縮 小		統 合 等		合 計	
14年度実績	65件	5.9億円	249件	14.0億円	42件	5.5億円	356件	25.4億円
15年度実績	83件	4.7億円	345件	19.0億円	49件	2.2億円	477件	25.9億円
16年度実績	65件	10.9億円	397件	20.4億円	44件	2.4億円	506件	33.7億円
17年度実績	70件	15.1億円	328件	19.9億円	43件	2.6億円	441件	37.6億円

**【職員数の適正化】**

職員数の推移(実員ベース)

(単位:人)

区 分	一般行政	教育	警察	公営企業	計	対前年度 増減
11年度	4,641	14,145	2,656	2,134	23,576	-
12年度	4,595	14,074	2,651	2,137	23,457	119
13年度	4,586	14,101	2,655	2,103	23,445	12
14年度	4,570	14,123	2,651	2,119	23,463	18
15年度	4,536	14,072	2,704	2,173	23,485	22
16年度	4,494	13,884	2,740	2,149	23,267	218
17年度	4,420	13,682	2,753	2,108	22,963	304
対11年度 増減	221	463	97	26	613	-

**【行政評価システムの導入】**

13年度 事務事業評価の導入  
 15年度 政策・事務事業評価の実施(政策評価の導入)、公共施設評価の導入  
 16年度 大規模建設事業事前評価の導入  
 17年度 政策・事務事業評価の改善(予算編成との連携強化)

**【アウトソーシングの推進】**

区 分	委託金額
14年度	256億円
15年度	238億円
16年度	239億円
17年度	220億円

具体例  
 県立病院の医事会計業務委託  
 公の施設への指定管理者制度の導入  
 (18年4月現在で26施設)  
 旅費業務のアウトソーシング(18年4月から開始)

**【市町村への更なる権限移譲の推進】**

	項目数	具 体 例
14年度実績	79項目	都市計画区域等における開発許可等
15年度実績	78項目	悪臭及び振動にかかる規制地域の指定及び規制基準の設定等
16年度実績	63項目	薬局開設許可等
17年度実績	123項目	個人が施行する土地区画整理事業の施行の許可等
17年度末移譲事務	882項目	







## 新たな改革の必要性

## 新たな改革の必要性

これまで、第一期、第二期の行政改革では、主に事務事業の整理合理化や組織・機構の簡素化、職員定数の削減など内部管理部門主導での行政コストの縮減を進め、第三期で仕事の進め方（業務プロセス）やサービス提供の仕方などの、いわゆる行政システムそのものの見直しを進めてきました。

しかしながら、本県を取り巻く環境はこの間にも急激に変化しており、今後も、県民それぞれにとっての「誇れる愛媛」を創造していくためには、県行政内部の改革・改善だけにとどまらない、県のあり方自体を見直す新たな行政改革を行うことが必要となっています。

### 1 県民ニーズの多様化・高度化

#### (1) 現 状

日本社会が成熟化・複雑化する中で、個人の価値観や生き方も大きく変化しており、県民が公共サービスに求めるもの、いわゆる県民ニーズの多様化・高度化が進んでいます。

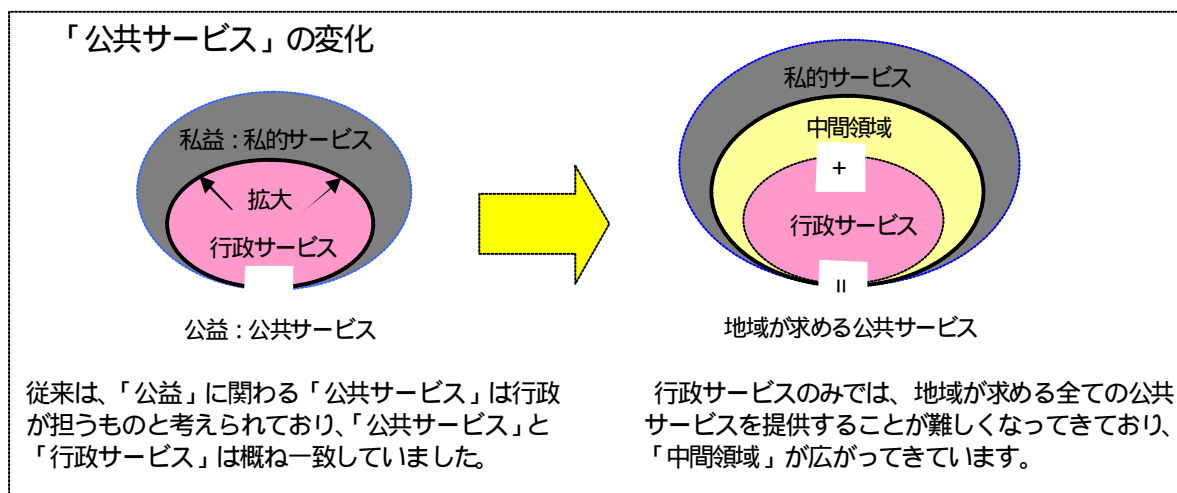
この多様化・高度化する県民ニーズに行政のみで対応することは、質的にも量的にも限界を迎えていると言えます。

たとえば、介護や保育は、以前は個人や家庭の自助や地域社会の助け合い（共助）で対応されてきました。しかし、急速な高齢化や核家族化、地域社会の連帯感の希薄化などにより、個人や地域では対応が困難となり、行政による対応が求められるようになってきました。

他方で、介護や保育は個別的で多様な対応が求められる分野であり、公平・平等を原則とする行政では、迅速かつきめ細かな対応が困難となっています。加えて、国・地方を通じた財政状況の悪化による財政的制約も、全てのニーズに十分に答えることを困難にしています。

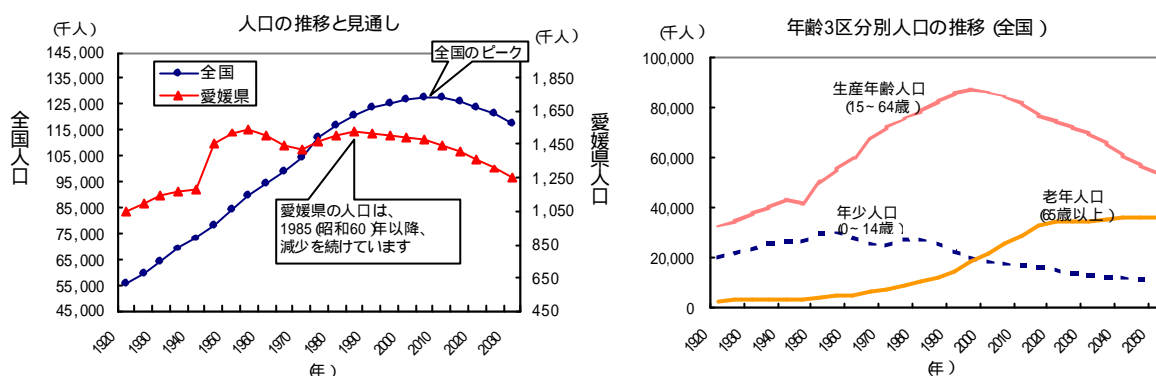
このように、地域が求める公共サービスを行政だけがカバーすることは困難な状況になってきており、県民の求める公共サービスと行政が対応可能な行政サービスの間「すき間」が生じてきています。この「すき間」の部分は、個人の自助努力や地域の助け合いのみでは対応が難しく、地域などに任せてしまうことはできません。しかし、様々な制約から行政で対応することが困難、あるいは、行政のみが対応することが必ずしも適当ではない領域と言えます。

こうしたいわば「中間領域」が近年の時代環境の変化に伴い、拡大している状況にあると言えます。



この「中間領域」について、特に考慮しなければならないのは、人口減少社会の到来です。本県の人口は既に昭和 60（1985）年以降、減少を続けていますが、日本の総人口も減少に転じ、これまで経験したことのない「人口減少社会」を迎えようとしています。

人口減少による労働人口の減少と消費市場の縮小による経済への影響が懸念されるとともに、少子高齢化が進むことにより、年金、医療、介護などの社会保障関係経費が増加して国民の負担が増加することも懸念されています。さらに、個人の価値観や生き方にも大きな影響を与えると予想されることから、今まで以上に県民ニーズの多様化が進み、「中間領域」の拡大が進むものと考えられます。



出所 2000年までは「国勢調査」、2005年以降は国立社会保障・人口問題研究所の推計による

人口減少は、平成 20(2007)年から始まると推計されていましたが、「平成 17年人口動態統計の年間推計」によると、平成 17(2005)年に初めて年ベースの人口減少に転じ、人口減少社会に突入したと見込まれます。

少子高齢化は今後さらに進み、生産年齢人口は減少していくと予想されています。

## (2) 課題

今後さらにニーズの多様化・高度化が進む中で、「中間領域」を誰がどのような形でカバーしていくべきかという点からも、社会的な枠組みの見直しが必要とされており、行政が担うべき役割や行政が提供すべき公共サービスの範囲などについて、改めて見直すことが必要となっています。

本県においても、県民サービスのあり方を改めて見直し、県が担うべき役割や県が主体となって行う県民サービスの範囲の見直しなど、県のあり方を抜本的に見直す必要があります。

また、見直しに当たっては、愛媛県の実情を踏まえた上で、県民の目線に合わせて、県民とともに改革を行っていくという姿勢が重要であり、県民ニーズを的確に把握し県政へ反映していくため、県民と情報を共有し、対話しながら、改革を進めていくことが必要です。

## 2 地方分権の進展

### (1) 現 状

変化の激しい時代にあつて、個性豊かで活力ある地域社会を実現していくためには、従来の国のコントロールによる全国画一的な地方行政から脱却し、地域のことは、地域の住民と自治体が、その地域の特性を踏まえ、必要な施策を主体的に決定し、実行するという、真の地方自治を確立することが求められます。

このような考え方下、平成 12 年 4 月にいわゆる地方分権一括法が施行され、国と地方は「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係へと大きく転換しました。また、その後、財政面での分権として実施された「三位一体の改革」が不十分であったことから、更なる分権を進めるため、平成 19 年 4 月から内閣府に設置された地方分権改革推進委員会により第二期地方分権改革が進められています。

さらに、市町の行財政能力の向上、公共サービス分野における NPO など県民活動の活発化や民間企業の台頭など、地方自治の担い手をめぐる様々な変化を踏まえ、地域における分権のあり方について、見直すことが必要となっています。

#### 地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見

地方分権改革の一層の推進による自主・自立の地域社会をめざして

地方分権改革が目指すのは、「地方にできることは地方に」の観点から、国と地方の役割分担を明確にし、地方の自己決定の範囲を拡大し、地方の自立性を高めること。

このため、国による過度の関与が地方の取組みの支障とならないよう、地方の自由度の拡大が必要。この下では、自主・自律的に政策をつくる住民自治の拡充や、自己責任が伴った効率的行財政運営に向けた改革が必要。

市町村合併の進展に伴い、現行の都道府県と市町村の在り方を含め、新しい行政体制を抜本的に検討する段階に到達。「道州制」についても国民的議論を期待。

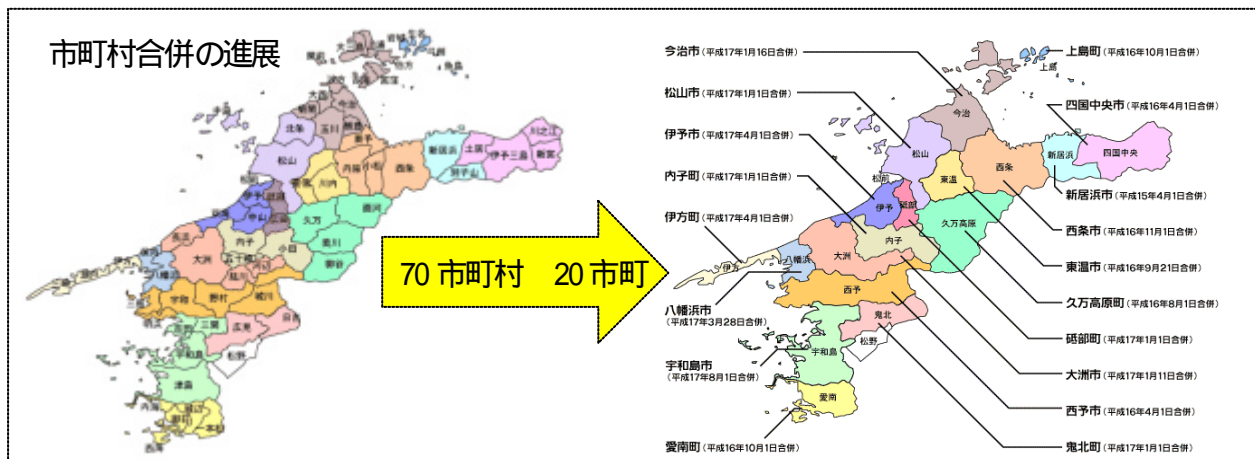
地方分権改革推進会議 最終意見(平成 16 年 5 月 12 日)より抜粋

### 県と市町村の関係変化

本県では全国的に見てもトップクラスの市町村合併が進展し、平成 15 年 3 月には 70 あつた市町村が、平成 17 年 8 月までに 3 分の 1 以下の 20 市町に大きく減少しました。

分権の受け皿としての行財政基盤の強化を目指した合併が一段落し、今後は、住民に最も身近な基礎的自治体である市町が、地域の実情に応じて自主的かつ総合的に施策展開を行っていくことが期待されています。

同時に、県は、市町との役割分担を明確にし、広域的な調整等の役割をこれまで以上に責任を持って果たしていくとともに、道州制など新しい広域自治体のあり方も見据えながら、他県等との連携・協力を深めていくことが求められています。



## 官と民の関係変化

近年、ライフスタイルや価値観の多様化が進み、主体的・自立的に地域の課題解決に取り組む、NPOなどの県民活動が活発化しています。

その活動内容は環境、福祉、教育、文化活動、余暇活動、まちづくりなど多岐にわたっており、公共サービス分野にも積極的に活動範囲を広げています。行政では把握しきれないニーズにも対応し、迅速かつきめ細かなサービスを提供するなど、地域の様々なニーズに応えていく上で大きな力を発揮しています。

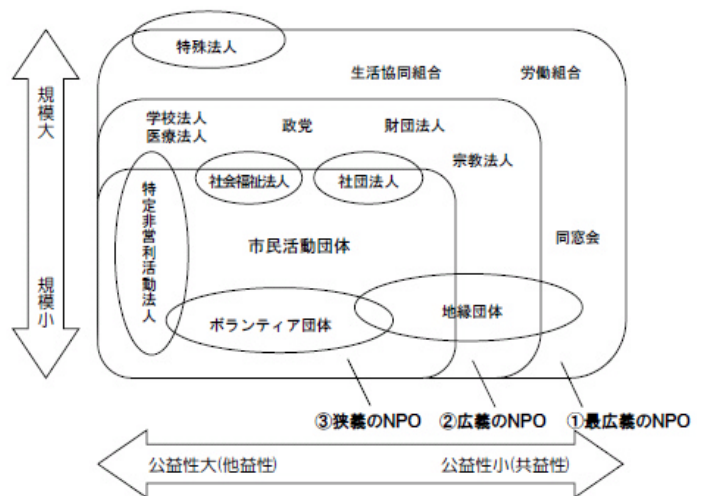
### NPOとは

Nonprofit Organization 又は Not for Profit Organization の略で、直訳すれば「非営利団体」となります。一般的には「営利を目的とせず、市民が主体となって世の中のためになる活動（社会貢献活動）を組織的かつ継続的に行っている民間の事業体」を指しますが、NPO の概念については様々な理解があります。

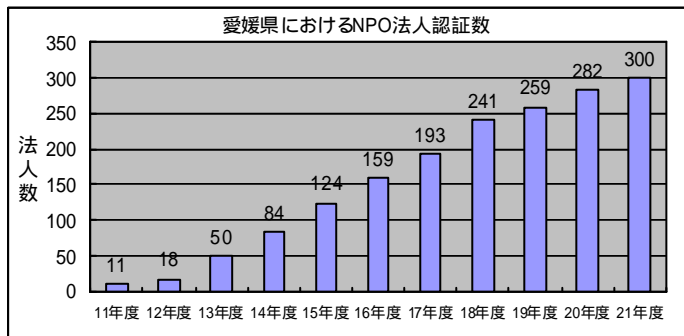
広くは、自治会や町内会などの地縁団体、各種公益法人、さらに生協や農協などもNPOであるということが出来ます。

近年、NPO法人やボランティア団体の活動が注目されることが多く、本県でも多くのNPO法人が様々な分野で活躍しています。他方で、愛媛には、今も地域の助け合い・支え合いが残っており、地域の課題解決やにぎわい創出に大きな役割を果たしています。

地域づくりを行っていく上では、新しい地域の担い手であるNPO法人やボランティア団体等だけではなく、これら、広い意味でのNPOとの連携・協力が不可欠です。



愛媛県「NPOとの協働指針」より抜粋



愛媛県認証NPO法人の活動内容

保健福祉	178 団体	男女参画	32 団体
社会教育	122 団体	子ども育成	113 団体
まちづくり	158 団体	情報化	25 団体
学術文化	83 団体	科学技術	8 団体
環境保全	98 団体	経済活動	48 団体
災害救援	11 団体	職業能力	56 団体
地域安全	23 団体	消費者保護	9 団体
人権平和	36 団体	団体助言	159 団体
国際協力	45 団体		

平成22年3月末現在 重複選択あり

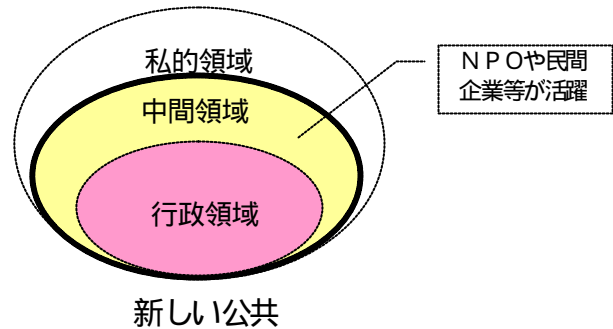
また、従来は、公平・平等の原則で提供されるべき公共サービスは、市場原理にはなじまず、利益追及を目的とする民間企業に任せることはできないという考え方が一般的でした。

しかし、公共サービスの範囲が拡大していくとともに、公共サービス分野にも積極的に活動領域を拡大する意欲を持つ企業が増加してきています。

民間企業に委ねた方が低コストでより質の高いサービスの提供が可能になり、むしろ公益にかなうと考えられる分野が広がってきたことを受け、近年、指定管理者制度をはじめ規制緩和等による制度の整備が進み、民間企業の公共サービス分野への参入も急速に進んでいます。

このような活動は、行政とともに公共サービスを担う存在になってきているといえます。NPOや民間企業等の公共サービスの新たな担い手の台頭を踏まえ、地域が求める公共サービスを行政のみではなく、NPO、住民、民間企業など地域の多様な主体がともに担う社会のあり方を「新しい公共」ととらえる考え方も出てきています。

地域の多様なニーズに応えていく上でも、県民主体の地域づくりを進める上でも、NPOや民間企業などと連携・協力していくことが求められています。



## (2) 課題

分権型社会の実現に向けて、国と地方との垂直的な分権にとどまらず、県と市町との水平的分権、さらに住民やNPO、民間企業など全ての公共の担い手との分権へと一層の展開が求められています。

県と市町が互いに自立した自治体として、改めて、それぞれの果たすべき役割を再確認し、適切な役割分担を行うこと、さらに、官民間の適切な役割分担を進めていくとともに、県・市町・NPO・民間企業・県民等が対等なパートナーとして、ともに地域のことを考え、必要な取り組みを行っていく新しい自治の形を構築することが必要です。これにより愛媛の実情に合った施策の展開や行政サービスを提供していくことができると考えます。

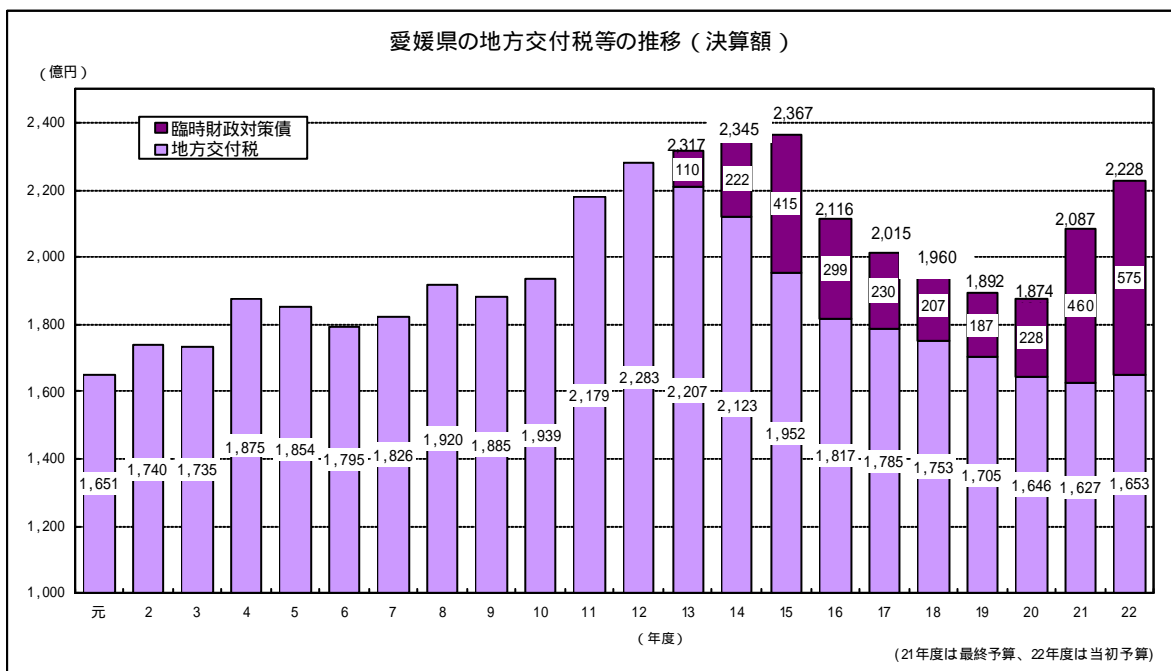
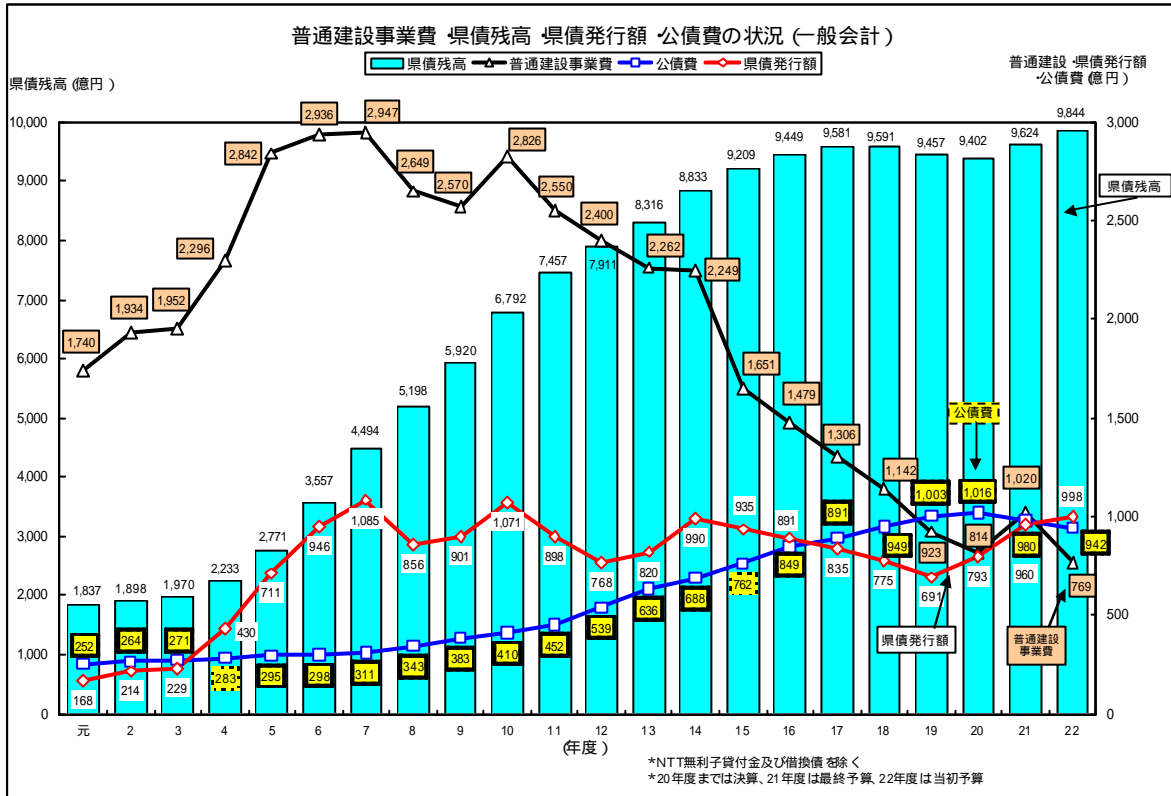
したがって、それぞれの分野において、県の果たすべき役割を見直すとともに、愛媛の実情に合った協働の仕組みをどのように構築するかが、今後の課題となってきます。

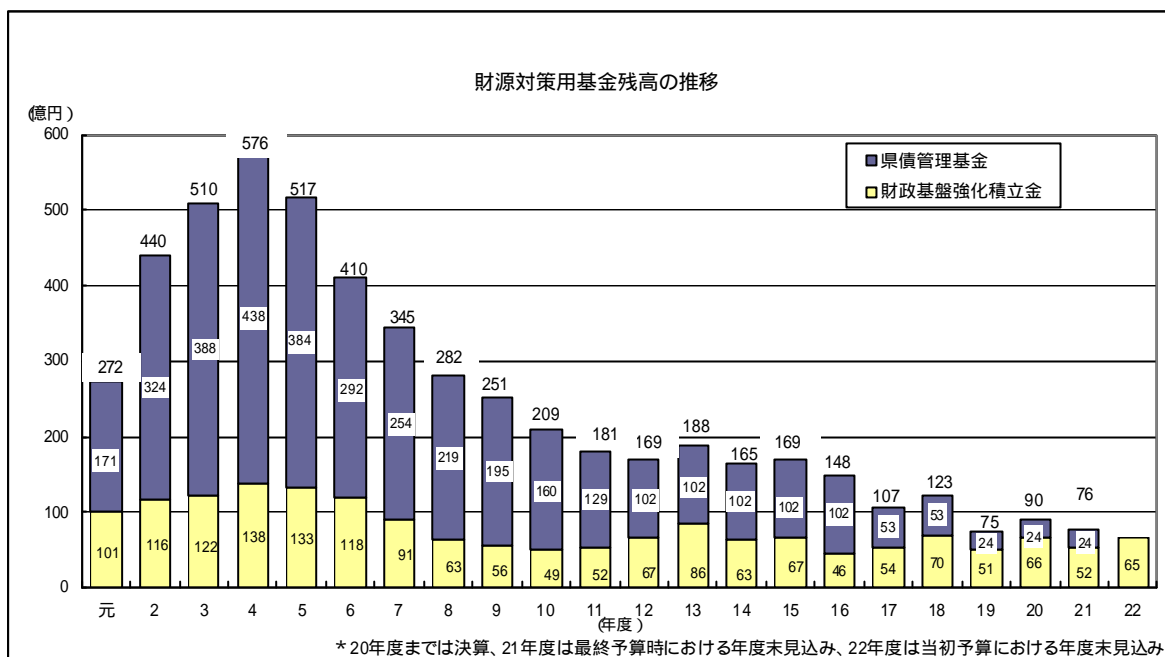
### 3 危機的な財政状況

#### (1) 現状

##### 財政再生団体転落の危機

本県の財政状況は、過去の景気対策等に伴う公債費や社会保障関係経費の負担が年々増加していることに加え、平成16年度のいわゆる地財ショックと、それに引き続く第2次地財ショックとも言える地方交付税の大幅な削減によるダメージで、これまでにない厳しい状況になっており、応急措置として大幅に取り崩した財源対策基金も枯渇状態にあります。





また、今後、高齢化の進展等により社会保障関係経費の増加が続く一方で、景気回復の足踏み感が強まっている県内の経済状況を反映し、県税収入の伸びが鈍化している中で、いわゆる「骨太の方針 2006」により地方歳出の規模は中期的に抑制する方針が示され、地方交付税も抑制基調が続くものと見込まれるなど、構造的な財源不足が拡大する可能性が高い状況にあります。

さらに、財源対策基金が枯渇した状況にあるため、大規模災害などの突発的な事態に対応できるだけの財政的な備えが県には不足しており、財政再生団体への転落が懸念される、危機的な状況にあります。財政再生団体への転落は、国の指揮・監督下で行政運営を行うことを意味し、県が独自に県民ニーズにあった施策を行うことが極めて困難となり、大幅な県民サービスの低下を招くことから、その危機の回避は当面の最重要課題となっています。

**【財政再生団体とは】**

健全化判断比率のいずれかが、早期健全化基準を上回ると早期健全化団体、財政再生基準を上回ると財政再生団体となる。

健全化判断比率	定 義	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字の比率	3.75%	5%
連結実質赤字比率	全ての会計の実質赤字の比率	8.75%	15%
実質公債費比率	公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率	25%	35%
将来負担比率	地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率	400%	

早期健全化団体になると、自主的な早期健全化に向けた財政健全化計画の策定、議会の議決、公表等が義務付けられる。

また財政再生団体になると、財政再生計画の策定、議会の議決、公表等が義務付けられ、県の行政運営は国の指導・監督下で県が独自に実施しているサービスの打ち切り、使用料・手数料の大幅引上げ、道路・河川などの公共投資の大幅削減などの厳しい取組みが求められ、県民生活に大きな影響がある。



## 将来世代の負担軽減

県の財政運営は、現在の財政再生団体への転落の危機を回避することが最優先ではありますが、この危機を今までの行財政システムを抜本的に見直す好機と捉え、持続可能な財政構造に転換することが必要です。

特に、現役世代と将来世代の受益と負担のバランスにも目配りをし、低成長経済や人口減少といったこれまでに経験したことのない社会経済環境に立ち向かわなければならない将来世代に対し、柔軟かつ迅速な対応が可能となる愛媛県財政を委ねていく責務が我々にはあります。

日本の総人口も、減少局面に入り、今後年齢構成の超高齢化も進むと予測されますが、本県の人口は既に昭和 60 年以降、減少を続けており、人口減少社会・超高齢社会が一足先に現実のものとなっています。

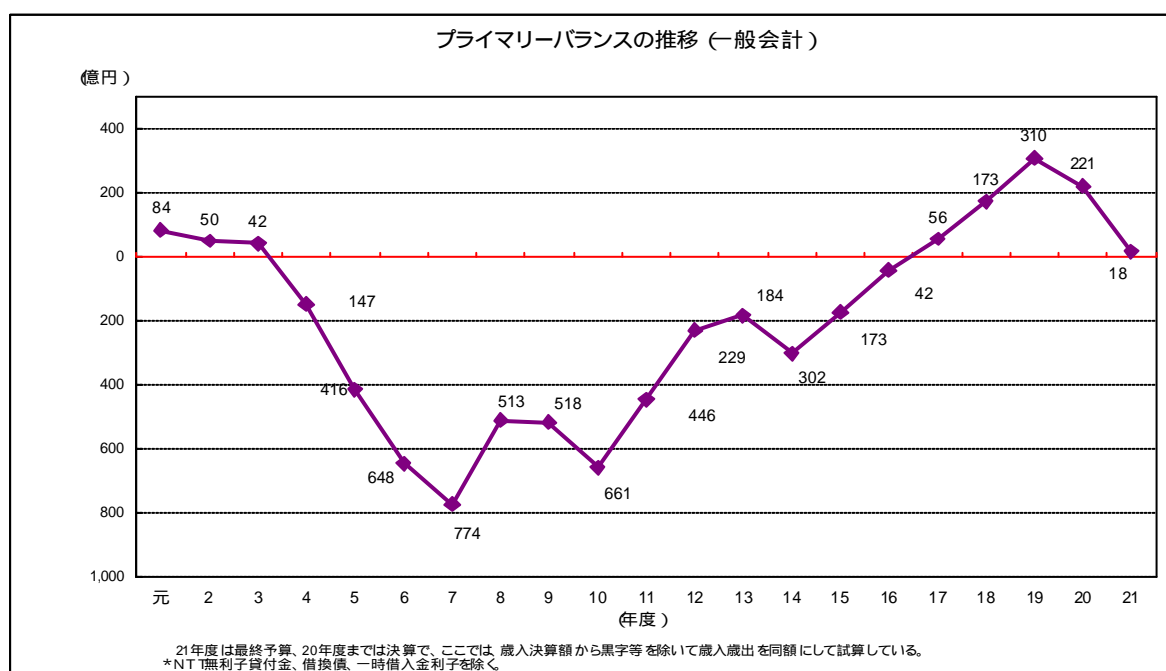
人口が順調に増加していけば、現世代が将来世代に対して財政負担の転嫁（県債の増発など）を行っても、何とか吸収（税収の増等により）されると思われませんが、人口減少の下では県債の発行等が将来世代に大きな負担となります。現役世代において受益と負担を均衡させていくこと、すなわちプライマリーバランスを均衡させていくこと、さらに、黒字を維持することで借金の残高を減らし将来世代の財政の健全性を確保していく必要があります。

したがって、県行政のスリム化・効率化はもちろんのこと、県の役割を見直し、「民間でできる分野は民間に委ねる」を基本に、真に県が行わなければならない分野に重点化を図るとともに、景気雇用対策などの喫緊の課題への対応と将来世代への財政負担のバランスに配慮し、過大な負債を残さないよう県債の新規発行額の抑制やプライマリーバランスの黒字維持を図っていく必要があります。

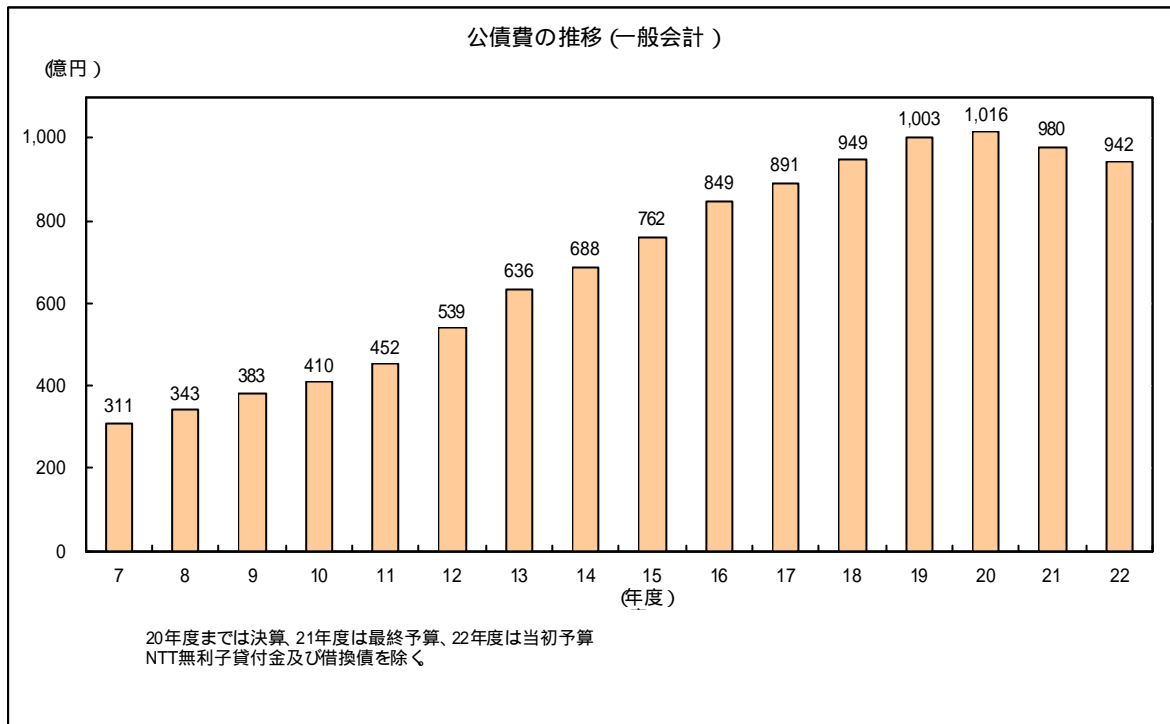
### プライマリーバランスとは

過去の県債（借金）の元利償還金を除いた歳出（現在の行政サービスに必要な支出）が県債を除いた現在の歳入で賄われているかどうかを示す。

均衡がとれていれば、現世代の受益と負担が均衡していることになり、黒字であれば、徐々に借金を減少させることが可能となる。



本県のプライマリーバランスは、平成 17 年度に 14 年ぶりに黒字化しており、今後もその黒字化を継続していくことが必要。



## （ 2 ） 課題

県民生活に多大な影響を与える財政再生団体への転落は何としても避けなければなりません。

そして、同時に、これからの愛媛の成長基盤を支えていく持続可能な財政構造への転換を図っていくことも重要な課題です。

そのためには「財政構造改革基本方針」(平成 17 年 10 月 31 日発表)を確実に実行することが必要です。(P43～52 参照)

### 財政構造改革基本方針の概要 - 抜粋

#### 財政構造改革の目標

- ・ 目 標 財政再生団体に転落の危機を回避するとともに、基金の繰入に依存しない持続可能な財政構造への転換を図る。
- ・ 対象期間 平成 18 年度～21 年度（直ちに取り組み可能なものは、平成 17 年度から前倒し実施）  
22 年度まで 1 年間延長

#### 改革に向けた基本的方向性

- ・ 歳出対策 これまで直接的に削減の対象としてこなかった人件費等の義務的な経費も抑制
- ・ 歳入対策 広範な視点からの取組みを強化
- ・ 県民等の理解促進 改革進展は、県民や市町、団体等に影響を与えるが、財政再生団体へ転落した場合に与える影響の深刻さは自主改革以上のため、県民等の視点に立った情報の提供・共有
- ・ 新しい予算編成手法の導入 部局による「選択と集中」の実効を確保すると同時に、その結果を最大限尊重する、行政評価と連動した新しい予算編成方法を導入



## 新たな改革の基本的方向

# 新たな改革の基本的方向

## 1 改革の視点

行政改革は、一般的には財政支出削減のための改革であるととらえられがちです。

確かに、財政再生団体への転落の危機に直面している本県において、その回避を最優先に財政支出削減に取り組むべきことは論を待ちません。

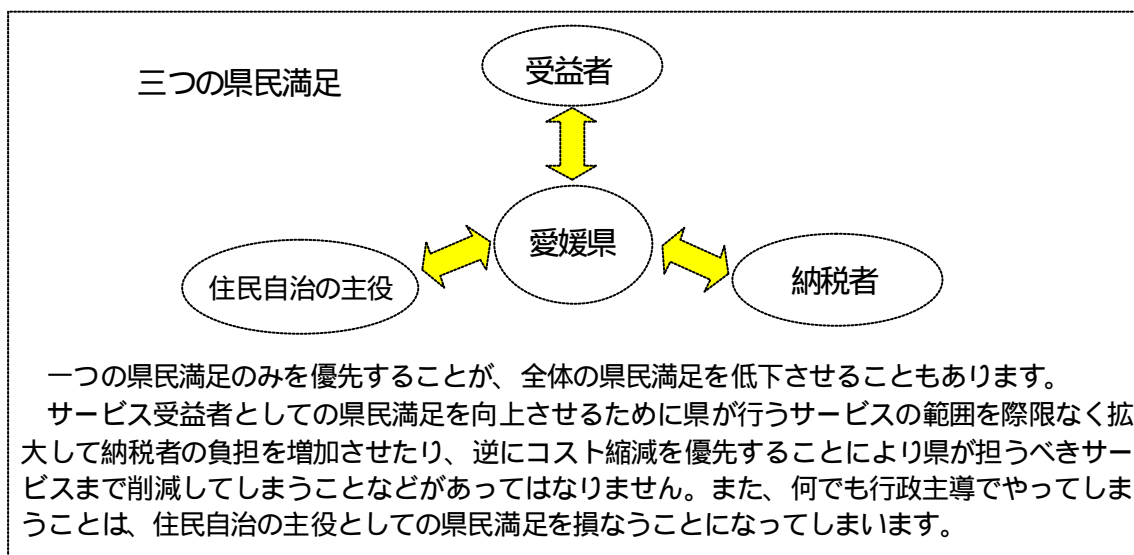
しかしながら、県を取り巻く状況には、前章で整理したとおり、危機的な財政状況のみならず、県民ニーズの多様化・高度化や地方分権の進展といった大きな流れがあります。

そのような大きな時代の変革期を迎えている今日、県は、財政支出削減のみを目的に行政運営を行うのではなく、全ての時代環境の変化を踏まえ、中期的な視点に立って、県のあり方を見直し、新たな行政運営の仕組みを構築していかなければなりません。

既に今まで見てきたとおり、公共に関することは何でも行政主導でカバーしようとする従来型の行政運営の仕組みでは、十分に県民の満足が得られなくなってきています。

今後は、県のみでなく、市町、民間企業、NPO、一人ひとりの県民まで含めた愛媛の多様な主体が、協働して「県民満足」の最大化を図っていくことが必要です。

ここでいう「県民満足」は、サービスの受益者としての県民の満足、サービスのコストを負担する納税者としての県民の満足、自らが地域課題解決のための企画立案や地域の求める公共サービス提供の担い手となって活躍する住民自治の主役としての県民の満足の三つの「県民満足」があると考えられますが、これら三つの満足の相互のバランスを図る行政運営が大変重要です。



そのため、サービスの受益者であり、納税者であり、共に地域を担う住民自治の主役でもある県民満足の最大化を実現するためには、行政改革を県の財政支出削減の改革にとどめず、県のあり方自体を抜本的に見直し、時代環境に最も適した行政運営の仕組みを構築する、愛媛県の構造改革を行うものとしなければなりません。

このような視点に立って、県では次の四つの改革を推進していきます。

## 2 四つの改革

### 県民サービス改革 ~ 県民に目線を合わせた行政運営のさらなる推進 ~

時代環境の変化に的確に対応し、県の果たすべき役割、県のあり方を、県民の目線で県民とともに抜本的に見直す必要があります。

そのため、県民が真に必要なとする県民サービスは何か、県が提供する県民サービスの範囲や提供方法、市町や民間との役割分担等はいかにあるべきか、などの点に関し、県の役割・あり方を見直す【県民サービス改革】を推進します。

見直しに当たっては、県民の求めるニーズを的確に把握し、県政に反映させていく、県民に目線を合わせた行政運営をさらに推進していく必要があります。

県民と情報を共有し、対話しながら、県民サービスのあり方について見直しを進めていきます。

### パートナーシップ改革 ~ 県民・NPO・企業・市町等との新たな協働システムの構築 ~

地域全体の県民満足の向上を実現していくためにも、県がより効果的・効率的に県民サービスを提供していく上でも、県民、NPO、企業、市町、県等が、ともに地域の求める公共サービスを担う対等なパートナーとして、協働する仕組みを構築することが必要です。

そのため、従来の、「公共サービスは行政が担うもの」という意識や仕組みを転換し、地域を構成する県民、NPO、企業、市町、県が協働して諸施策の企画・立案、実施、実施後の効果検証等を実践する経験を積み重ねることにより、互いに自立し、責任を持って地域づくりに取り組む真の地方自治の実現を目指す【パートナーシップ改革】を推進します。

### 組織改革 ~ 県の役割の見直しに対応した組織の構築 ~

県行政の構造改革を推進し、地域を支える地方自治体としての県の役割を果たしていくためには、新たな県の役割に対応し、自ら考え、常に自己変革する力を持つ、戦略性・機動性・柔軟性を備えた簡素で機能性の高い組織体制の整備に努める必要があります。

そのため、組織のスリム化・活性化をさらに進めるとともに、県民の目線に立ち、経営感覚を持って、自ら考え、行動する自律実行型職員の育成を行う【組織改革】を推進します。

### 財政構造改革 ~ 持続可能な財政構造への転換 ~

さらに、県の全ての施策展開の基盤である財政構造を抜本的に改革することにより、財政再生団体への転落を回避し、持続可能な財政構造へ転換していく必要があります。

そのため、職員人件費を含めた義務的経費の抑制、県が担うべき役割の選択と集中を行い、聖域を設けず徹底した歳出削減を行うとともに、広範な視点からの歳入確保の取組等を行い、県民が真に必要なとする施策に限られた資源を重点的に投入していくための【財政構造改革】を強力に推進します。

### 3 目指すべき姿

県政の目的は、終局のところ地域全体の県民満足の最大化にあると言えますが、これは、県や市町など行政だけではなく、民間企業やNPO、ボランティア、究極的には県民一人ひとりを含めた、地域を構成する全ての構成員が、互いに協働して、地域のニーズに応え、多様な公共サービスを提供していくことで、はじめて実現されるものです。

そのため、地域を構成する様々な主体（担い手）が、自己決定・自己責任の原則の下、それぞれの役割を果たしていくとともに、お互いを理解、尊重し合い、相互に持てる知恵や力を出し合って、県民が住むことを誇りに思えるような、県民一人ひとりにとっての「誇れる愛媛づくり」という共通の目的を実現していく、新しい自治の形を、市町も含めた幅広い意味での「県民との『協働自治』」という概念でとらえ、その実現を本プランの目指すべき姿とします。

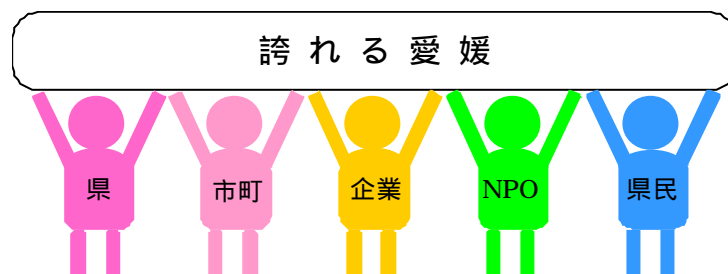
協働自治は、県のみで実現できるものではありません。

一人ひとりの県民をはじめNPOや企業、市町、県など地域を構成する多様な主体が、対等なパートナーとして、さまざまな施策や公共サービスの提供等の Plan（計画） - Do（実施） - Check（評価） - Action（改善）の各段階において協働することを通じて、愛媛の実情に合った、新しい自治の形を県民と共に考え創っていくことが、必要であると考えます。

県と県民とが、県行政の Plan - Do - Check - Action のそれぞれの過程で協働していくことを基本姿勢に改革を実行していきます。

#### 協働自治

『協働自治』は、県と県民とが、目標を共有して、互いに対等の立場で、連携・協力してより良いものを創りあげる「協働」と、地域の構成員自らが、その地域（共同体）のあり方を考え、実行し、その責任を持つ「自治」とを組み合わせることにより、行政改革の目指すべき姿であり、改革の手段でもある、新しい自治の形を表したものです。



## 4 推進期間

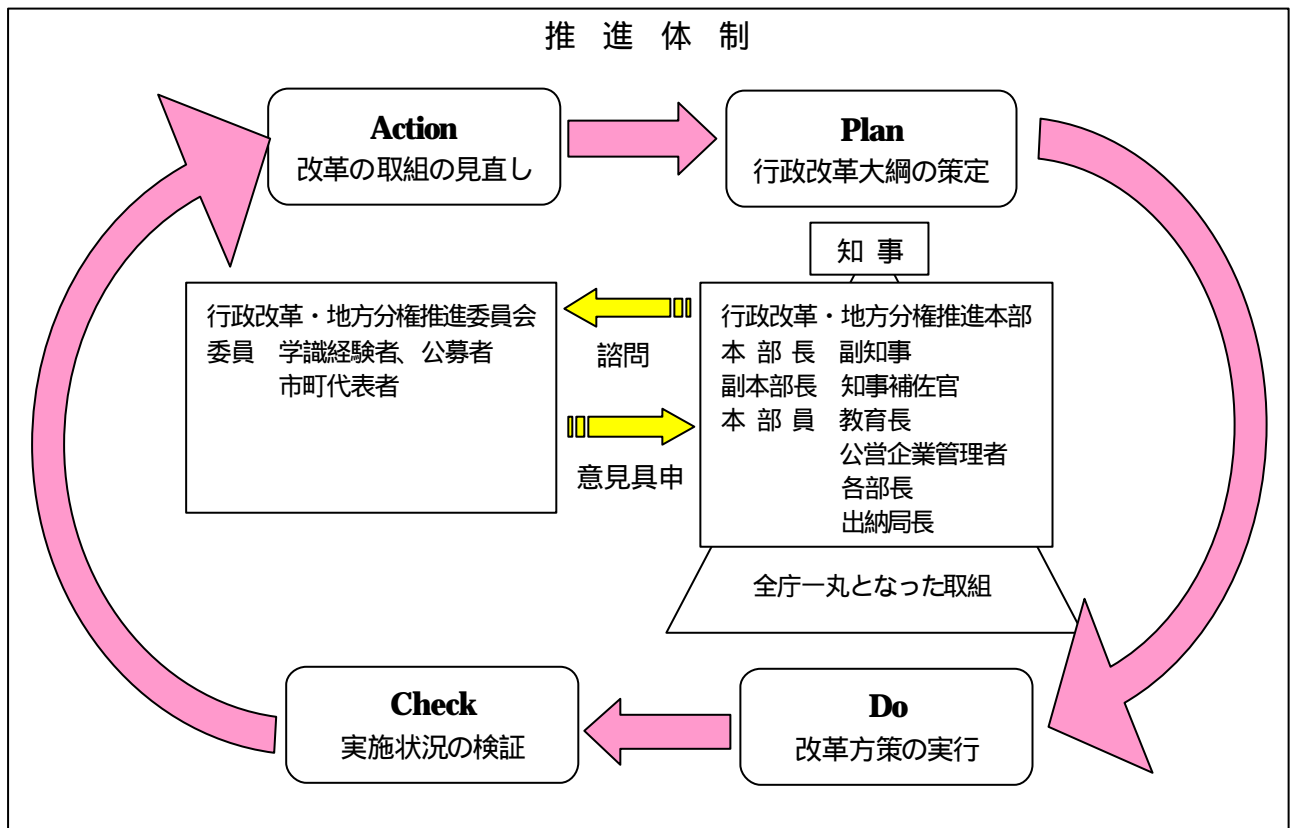
平成 18 年度から平成 21 年度までの 4 年間で推進期間とします。  
推進期間は 1 年間延長し 22 年度までの 5 年間とします。

## 5 進行管理

改革の推進に当たっては、個別の改革項目別に具体的な取組内容、スケジュール等を示した実行計画を策定します。

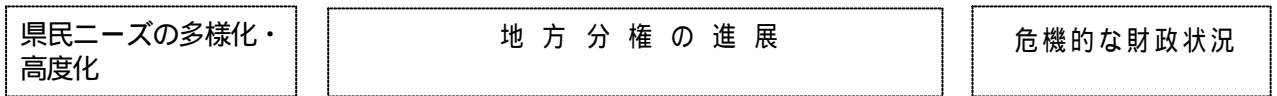
また、全庁的に職員が一丸となって実効ある改革を推進するため、副知事を本部長とする「愛媛県行政改革・地方分権推進本部」において、進行管理を行うとともに、取組事項の進捗状況や新たな課題の発生などを踏まえて、毎年度必要な改訂を行います。

また、毎年度の進捗状況は、「愛媛県行政改革・地方分権推進委員会」に報告し、ご意見やご提言をいただくとともに、県民に分かりやすく公表していきます。

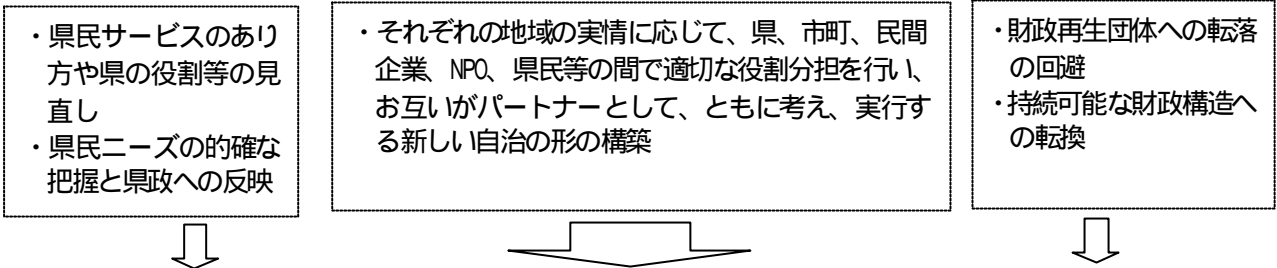


# 「愛媛県構造改革プラン」の考え方

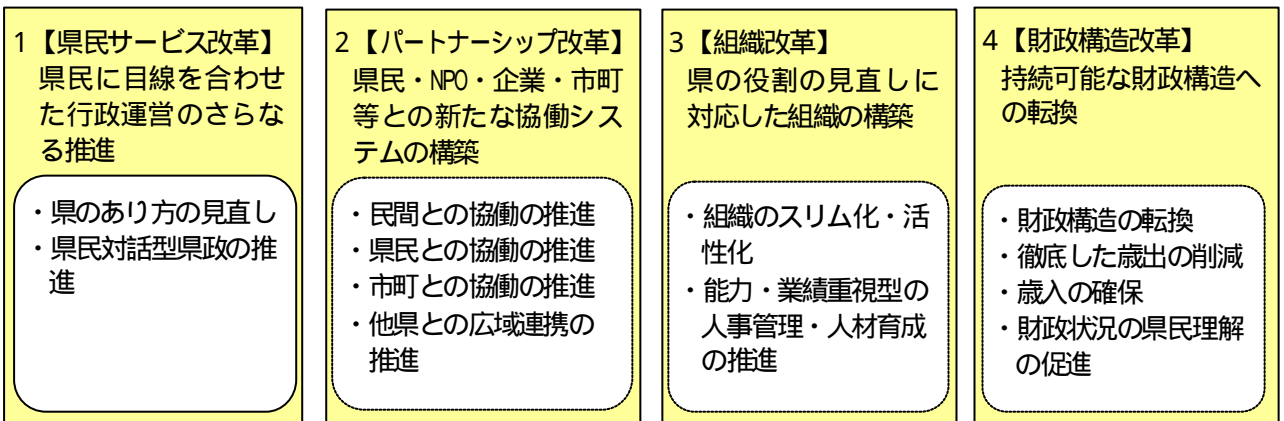
## 1 現状



## 2 課題



## 3 改革の四つの方策



## 4 目指すべき姿

### 県民との協働自治

地域を構成する様々な主体（担い手）が、自己決定・自己責任の原則の下、それぞれの役割を果たしていくとともに、お互いを理解、尊重しあい、相互に持てる知恵や力を出し合って、「誇れる愛媛づくり」という共通の目的を実現していく、新しい自治の形を、市町も含めた幅広い意味での県民との『協働自治』にとらえ、その実現を本プランの目指すべき姿とする。

<基本姿勢>

県は、協働自治の主体である、一人ひとりの県民をはじめNPOや企業、市町など地域の多様な主体と、対等なパートナーとして、県行政の「Plan（企画・立案） Do（実施、サービスの提供） Check（評価） Action（改善）」のそれぞれの過程で、協働していくことを基本姿勢に本プランに掲げる4つの改革を実行する。

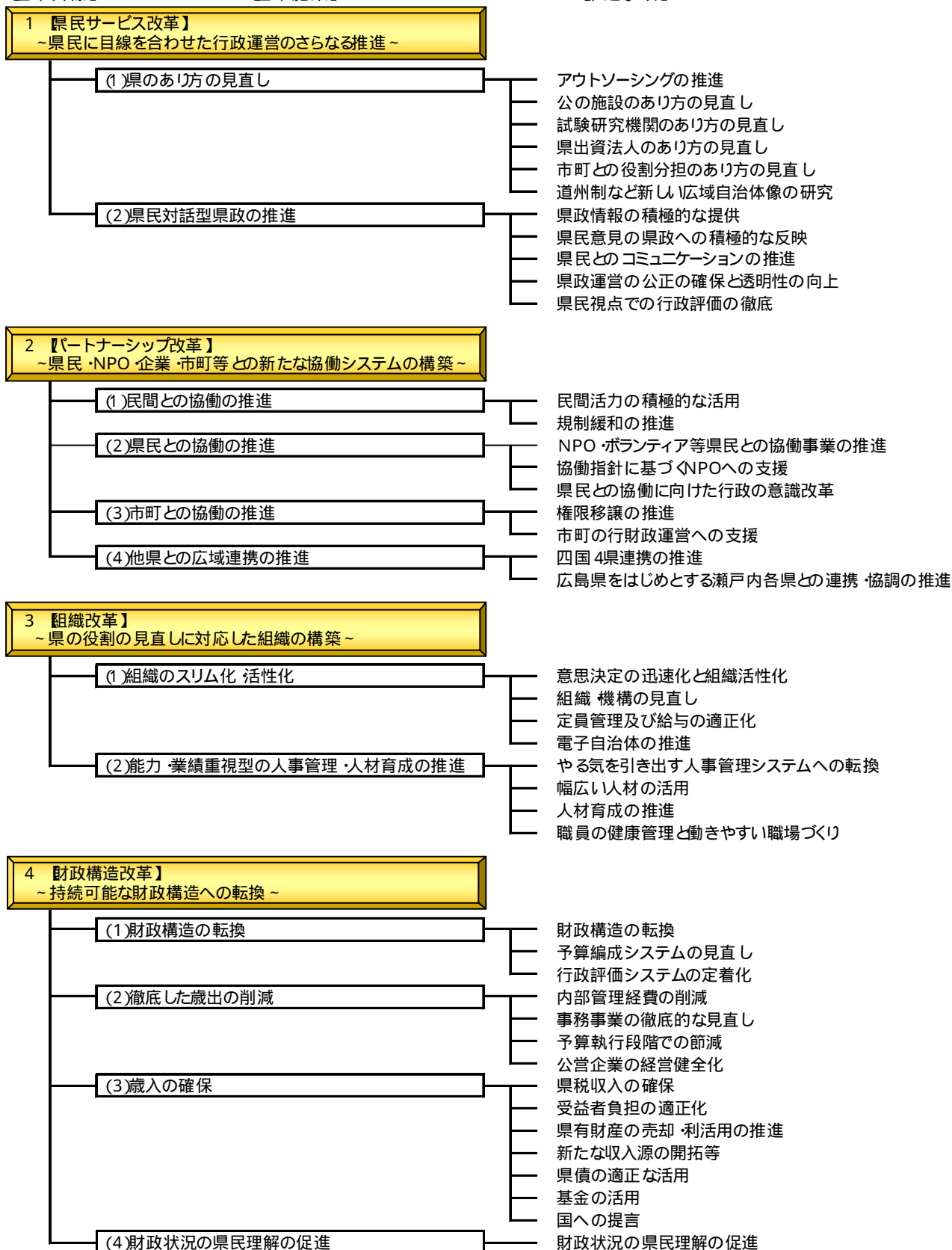


# 愛媛県構造改革プラン」の体系

## 【基本目標】

## 【基本施策】

## 【推進事項】







改革の方策

# 改革の方策

## 1 県民サービス改革

～ 県民に目線を合わせた行政運営のさらなる推進～

### (1) 県のあり方の見直し

#### アウトソーシングの推進

いわゆる「中間領域」が拡大している今日（P6 参照）、多様化・高度化する県民ニーズに対して、「最も効果的で効率的なサービスの担い手となり得るのは誰か」という視点から、県と民間との役割分担のあり方を見直し、民間活力の積極的、効果的な導入を図っていく必要があります。

民間の柔軟な発想と資源（ノウハウや人材、資金等）を導入することで、より効果的・効率的なサービスの提供が可能となるアウトソーシングは、その有効な手段となることから、「民間のできる分野は民間に委ねる」ことを徹底し、民間との「協働」を推進します。

#### アウトソーシングとは

外部資源の活用による組織体の経営管理手法を広く指す言葉。  
行政部門では、「業務の外部委託」を指すことが多いが、行政の関与の度合いや民間の裁量の幅によって、様々な手法がある。

次のような効果が期待できる。

組織の限られた資源を本来業務や重点分野に集中投入できる。

コストの低減が図られる。

専門性に特化した外部知識・技術を活用できる。

固定費の変動費化が図れる。

雇用の確保及びそれに伴う地域経済の活性化

具体的には、平成 17 年度に全事務事業を対象に行ったアウトソーシングの可能性の総点検結果を基に、平成 19 年 3 月に策定した「アウトソーシング・ガイドライン」に基づき、「民営化」や「民間委託」などを実施していきます。

#### アウトソーシング・ガイドライン（平成 19 年 3 月策定）の概要

##### 基本理念

単なる財政支出削減の手段とするのではなく、多様化・高度化する県民ニーズに対して、「最も効果的で効率的なサービスの担い手となり得るのは誰か」という視点から、県と民間との役割分担のあり方を見直し、民間活力の積極的な活用を図る。

##### 視点

県民サービスの向上  
行政運営の効率化  
県政への県民参加と新しい地域社会の仕組みづくりの促進  
事業機会の創出、雇用拡大

##### 主な取り組み

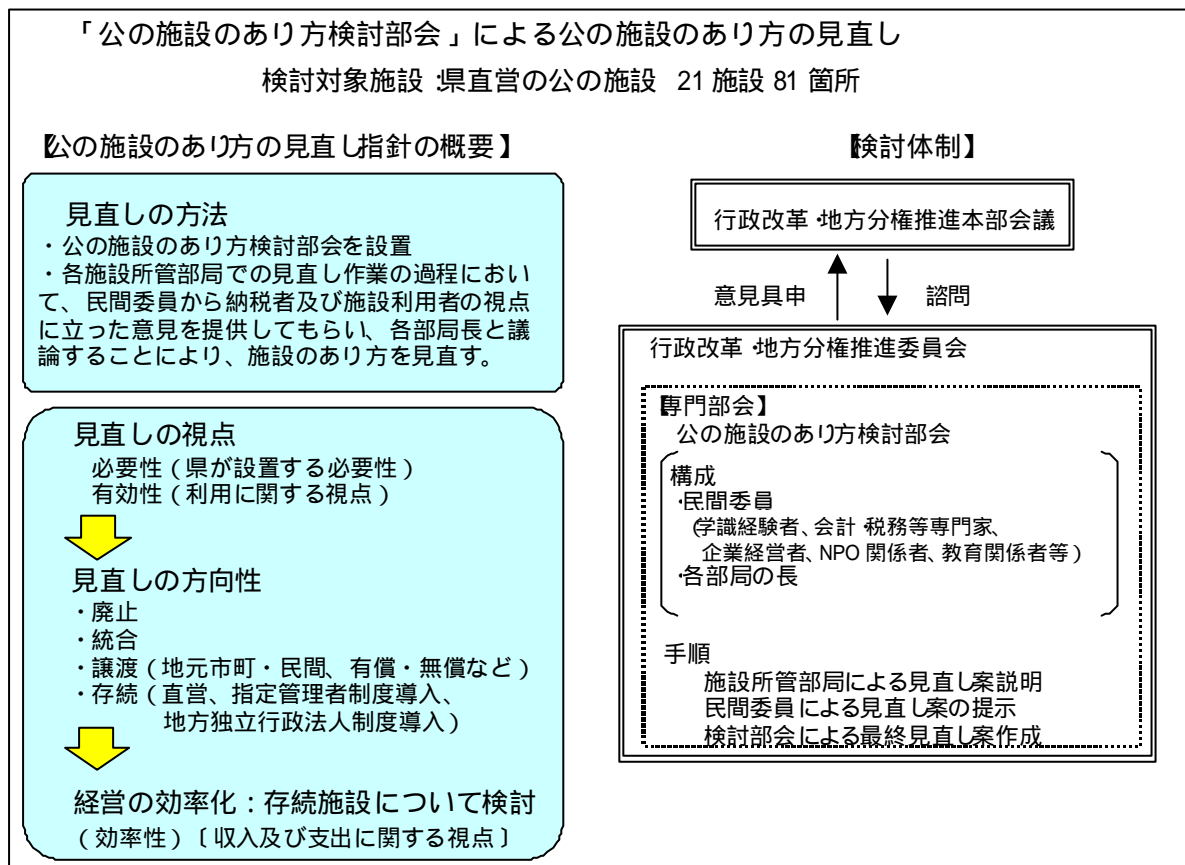
なお一層アウトソーシングを推進する類型的業務  
新たな手法によるアウトソーシングの検討（施設の群管理委託等）  
指定管理者制度の推進  
愛媛県版協働化テストの導入の検討  
市場化テストの導入の検討  
NPOとの協働事業の推進  
四国 4 県での共同アウトソーシングの検討

## 公の施設のあり方の見直し

「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するための施設」（地方自治法 244 条）をいいます。

県が、県民福祉を増進する目的で設置した様々な公の施設は、教育・文化、健康・福祉などの各分野において様々な県民サービスを提供する場として重要な役割を担っていますが、管理運営に多額の経費を要していること等も踏まえ、今後も県の施設として存続する必要があるのか否かを改めて見直すとともに、存続する場合でも、より効率的な管理運営方法等を検討する必要があります。

したがって、民間有識者等で構成する検討機関「公の施設のあり方検討部会」を設置し、各施設の存廃や管理運営のあり方について、県民の視点に立った見直しを行います。



## 試験研究機関のあり方の見直し

現在、本県試験研究機関は 15 機関ありますが、今後ますます、分野横断的試験研究、試験研究分野の選択・集中及び時代の流れに即応できる柔軟・機動的な研究体制、また県の厳しい財政事情に対応できる研究体制の構築が重要となってくると考えられます。

そこで、まず平成 17 年度に各機関に対する評価を実施し、試験研究機関が抱える問題点を抽出した上で、学識経験者、産業関係者等から成る「愛媛県科学技術振興会議」の意見等も反映しながら、県民や産業界が必要とする試験研究をより効率的・効果的に推進できる組織への改編を目指して検討を行っていきます。

なお、組織再編については、現在の早い時代の流れや厳しい財政事情を考慮すると、早急に進める必要があるため、組織再編の目標年次を平成 20 年度とします。

### 試験研究機関のあり方の見直しスケジュール



## 県出資法人のあり方の見直し

県出資法人については、行政が直接対応することが困難または行政が直接対応するよりも効果的・効率的に実施することが可能な分野で、民間部門が対応できない公共的な事業を民間の経営ノウハウを活かしながら実施することを目的に設立されたものであり、県民サービスの充実に重要な役割を果たしてきました。

県では、これまで、設立目的を達成した法人の廃止や類似業務を行っている法人の統合等に積極的に取り組み、その結果、本県の出資法人数は、既に全国最低レベルのものとなっています。

全国の出資法人数の状況（平成 19 年 3 月現在）

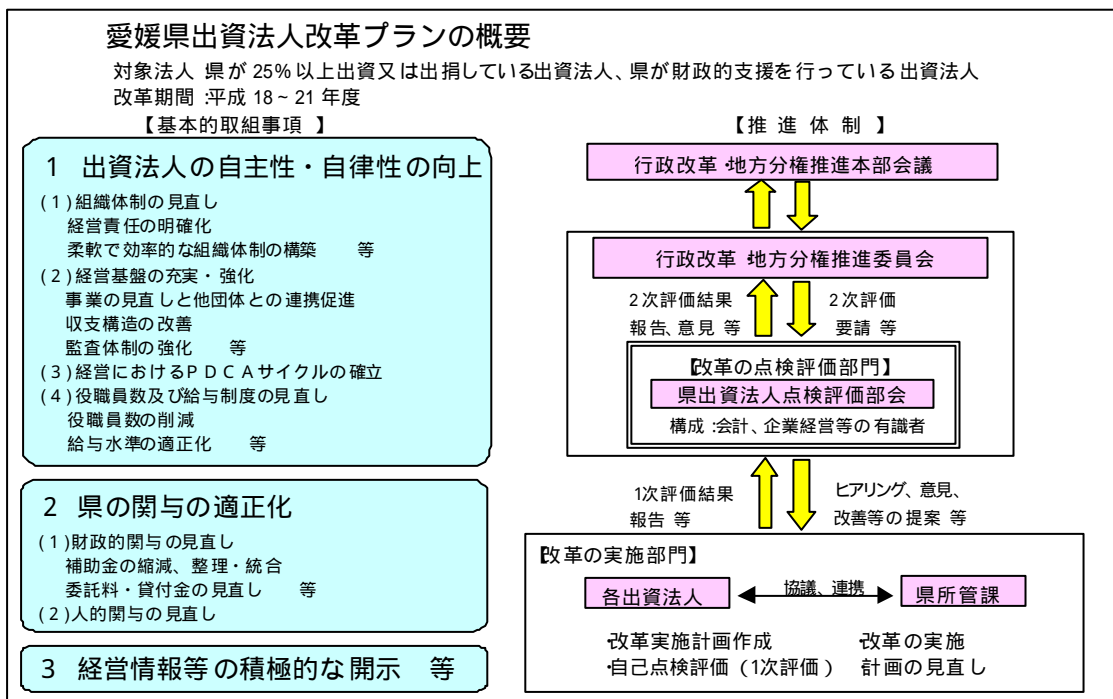
順位	県名	出資法人数
第 1 位	埼玉県	2 3
第 2 位	愛媛県	2 4
第 3 位	山口県	2 6
第 4 位	奈良県	2 7
第 5 位	青森県	2 8
第 5 位	和歌山県	2 8
第 5 位	香川県	2 8

（注）

- 1 都道府県が筆頭出資者となっている以下の法人  
・地方公共団体からの出資比率が 25%以上の会社法人、民法法人  
・地方公共団体からの出資比率が 25%未満で財政支援（補助金等）がある会社法人、民法法人
- 2 「第三セクター等の状況に関する調査」公表結果（平成 19 年 12 月 総務省）を基に整理

しかしながら、社会経済情勢の更なる変化や県の厳しい財政状況等の中で、出資法人のあり方が改めて問われていることから、見直しに関する具体的な取組事項や推進体制等を定めた「県出資法人改革プラン」（改革期間：18～21 年度）を策定し、同プランに基づき、県出資法人のあり方について、さらなる見直しを行うとともに、経営の点検評価を行います。

また、一層の情報公開を推進する中で経営改善を図る等の観点から、点検評価結果を公表するとともに、過去の経営状況のみならず、今後の経営状況の見込み等に関する情報も含め、経営に関する情報のさらなる開示を進めることとします。

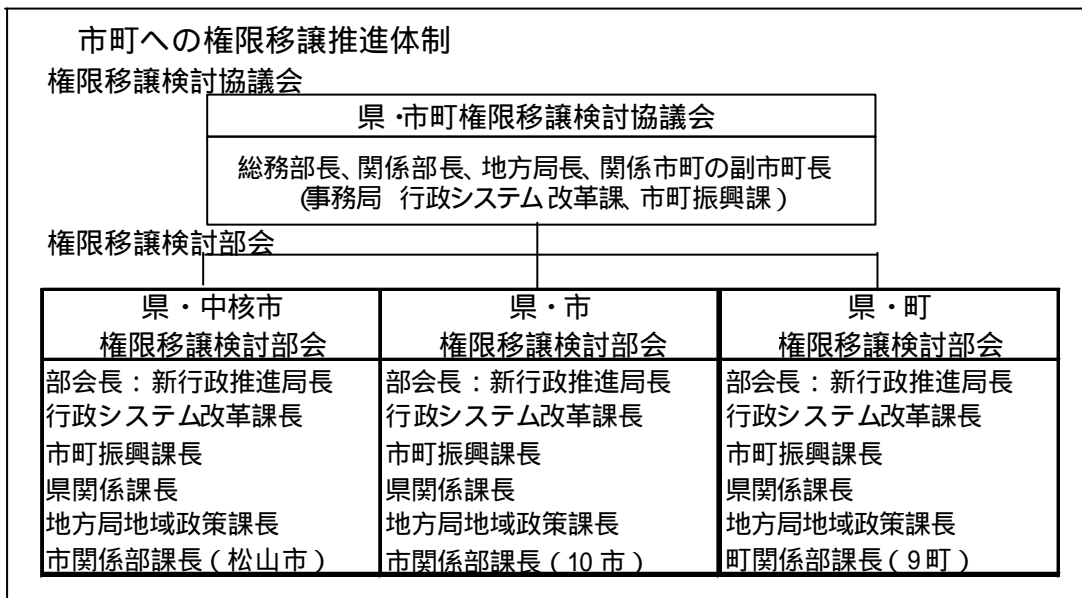


## 市町との役割分担のあり方の見直し

本来、住民生活に直接関連するサービスは、最も住民に身近な自治体である市町が提供することが望ましいと考えられます。したがって、市町が、住民に身近な業務の提供を行うことが可能となるよう、市町が地域の実情に応じて、総合的かつきめ細かな施策を行うためにも、県の業務をできる限り市町に移譲していくとともに、移譲に伴い必要な人的・財政的支援を行っていきます。

平成 18 年度には「県・市町権限移譲検討協議会」を設置するなど、県と市町の移譲推進体制を整えたうえで、移譲の考え方や対象事務等を示した新たな「県権限移譲推進指針」を定め、この指針に基づき、市町ごとの移譲予定事務や移譲予定時期等を示した「権限移譲具体化プログラム」を策定したところです。

今後は、このプログラムに沿って計画的に権限移譲を進めるとともに、さらに、市町との協議・調整を行い、定期的にプログラムを見直すなど、住民サービスにつながる事務等について、積極的に権限移譲を進めることとします。





## 道州制など新しい広域自治体像の研究

道州制については、国の道州制ビジョン懇談会をはじめ各方面で検討が進んでいますが、道州制を議論する際に最も重要な視点は、国の役割を、安全保障、外交、通商など国家としての存立にかかわる事務や公的年金、生活保護基準など全国的に統一して定めるべき施策や基準に関する事務等に重点化し、地方でできる事務は、各省庁の本省の持つ企画立案機能を含め、思い切って地方に移管するという、地方分権の考え方です。

また、道州制については、地方側からも、地方分権の視点に立った調査・検討を行い、情報発信することが重要であることから、平成15年8月に学識経験者と本県若手職員による「県のあり方研究会」を設置し、約1年にわたり道州制導入による新たな政策展開の可能性を検討し、報告書として取りまとめ、公表したのに続き、平成17年9月には、四国4県の部次長級職員で構成する「四国4県道州制研究会」を設置したところです。

同研究会では、道州制の意義・目的などの基本的事項、道州が担う具体的事務事業、道州を支える地方税財政制度、四国が道州制に移行した場合の課題と対応などについて、およそ2ヵ年をかけて協議・検討し、19年度に最終報告をまとめ、四国知事会議に報告したところです。

なお、学会や経済界においても、道州制に関する論議が盛り上がっているところであり、県だけでなくこれらの団体とも協力して、調査・研究を進めていきます。

道州制は、国のあり方に関する事柄であり、克服すべき課題も多く、一朝一夕に実現するものではありませんが、引き続き、研究会を存置し、4県で情報交換や意見交換を継続するとともに、県民の意識醸成にも積極的に取り組んでいきます。

### 「四国4県道州制研究会」における検討

- ・研究主体：四国4県道州制研究会  
(四国4県の部次長級職員のうちから、各県知事が指名する者をもって組織する研究会・四国知事会議の下部組織として設置)
- ・調査研究事項
  - (1) 道州制の基本的事項に関すること。
  - (2) 道州が担う具体的事務事業に関すること。
  - (3) 道州を支える地方税財政制度に関すること。
  - (4) 四国が道州制に移行する場合の課題と対応に関すること。
  - (5) その他道州制に関すること。
- ・設置期日 平成17年9月8日

## (2) 県民対話型県政の推進

### 県政情報の積極的な提供

県民の意見を的確に把握し、県政に反映していくためには、その前提として、県民に対し、できる限り多くの行政情報を、迅速に、わかりやすく提供するなど、県民との情報の共有化を促進し、県政に対する理解を深めていただくことが不可欠です。

県民対話型の開かれた県政の実現を目指し、広報紙や新聞、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用し、県の重要な施策や方針の企画立案段階で、県民が問題の提起や解決策の提案に参加する機会の拡充につながるよう県民参加型の広報活動の充実を進めます。

また、地域ポータル機能の導入や、ユニバーサルデザインの導入など、障害者や高齢者の方も含め、誰もが見やすく使いやすいホームページの作成に取り組んでいきます。

さらに、県が保有する情報を広く県民に提供するため、行政資料の有償頒布を実施しています。

### 県民意見の県政への積極的な反映

県民からの提案に基づいて規制緩和などの支援を講じることにより、地域のニーズに即した活性化への取組を一層促進するため、愛媛県版構造改革特区「えひめ夢提案制度」を推進します。

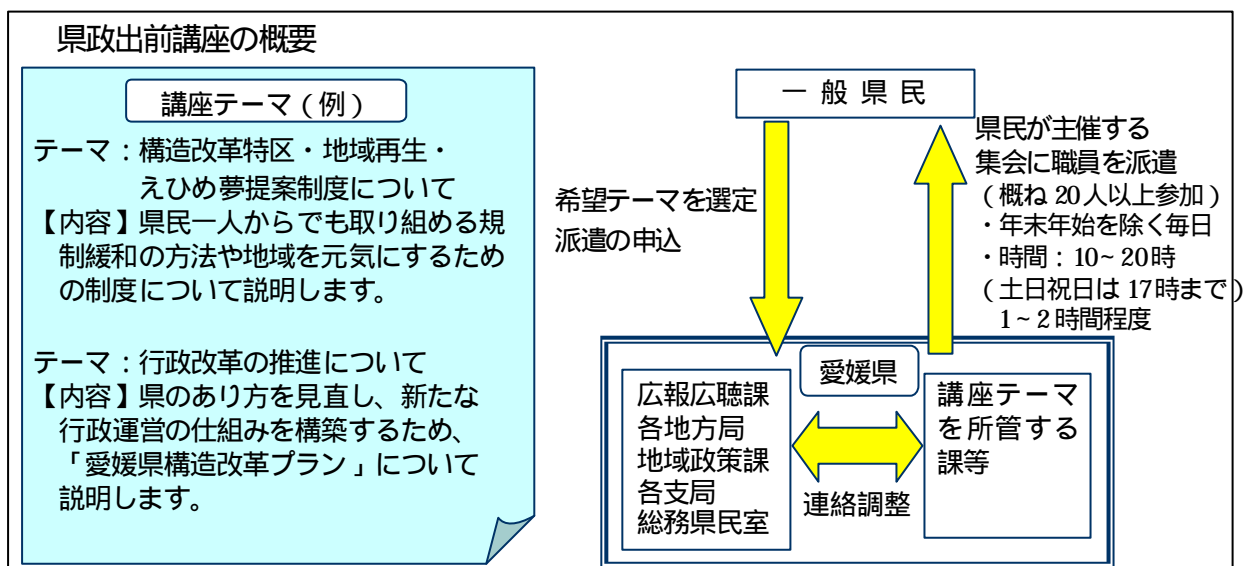


また、県政に対する県民の意見・提案等を幅広く把握するため、「こんにちは！知事です」の開催や知事への提言ポスト・ファックス・政策提言メール事業の実施など県民の声が直接知事に届く広聴システムの充実や県政に対する県民の声を共有する仕組みづくりを行うとともに、県の意思決定過程への県民参加を促進し、より多くの意見が施策へ反映されるよう、パブリック・コメント制度の対象範囲の拡大や、審議会等委員の公募委員の拡大と女性委員の積極的な登用を一層進めていきます。

さらに、子育て中の県民が子ども連れで県主催行事や審議会等へ参加しやすい体制づくりとして、県庁舎及び県施設等に設置してある託児室、大会等において実施する臨時的な託児サービスが積極的に活用されるよう広報を行うなど、幅広い県民参加の推進に取り組みます。

## 県民とのコミュニケーションの推進

県民の要請に応じて、県民生活に関わりの深い県政に関する様々なテーマについて県職員を講師に派遣する「県政出前講座」や行政改革等をテーマに県や市町職員、県民が意見交換を行う「行革タウンミーティング」を開催するなど、県民への積極的な情報提供と県と県民とのコミュニケーションを一層進めていきます。



## 県政運営の公正の確保と透明性の向上

県政に対する県民の信頼の確保を図るためには、県政運営の公正の確保を常に維持するとともに、県の保有する情報を積極的に公開し、透明性の向上に取り組むことが必要です。

そのため、県民が県の情報を利用しやすい環境を整えるため、情報公開制度の充実に引き続き取り組んでいきます。

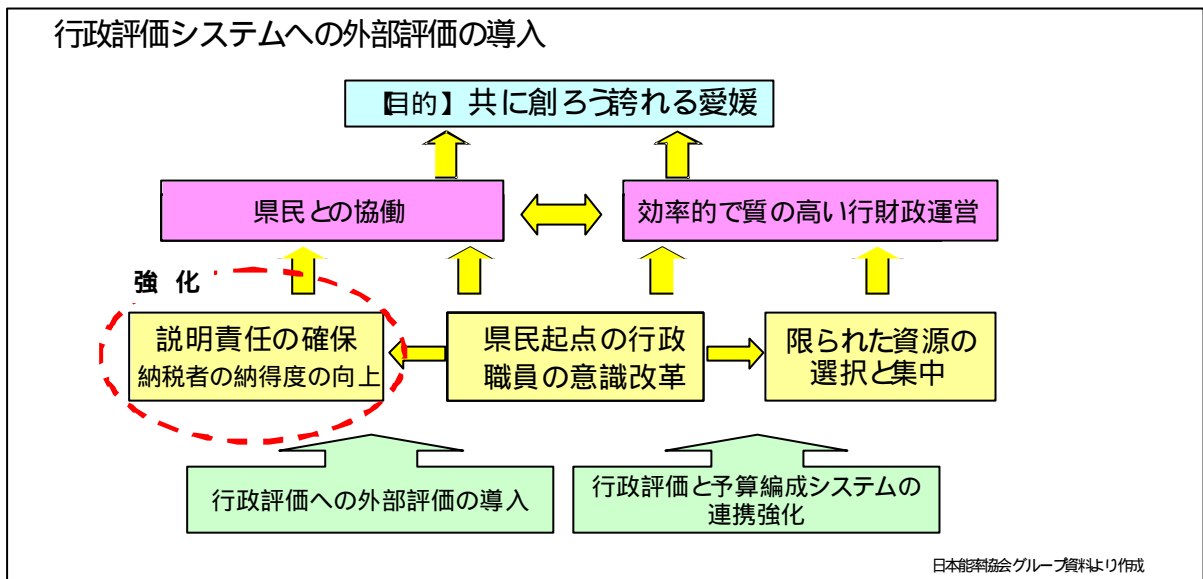
同時に、個人情報に対する県民の関心の高まりに対応し、個人情報の適切な管理を徹底するとともに、個人情報保護条例の適正な運用に努めていきます。

また、民間企業等が新たなビジネスを起こしたり、新商品を販売しようとしたりする際に、その行為が法令に抵触しない(違法ではない)かどうかについての予見可能性を高めるため、法令適用の可能性を事前に確認する手続きであるノーアクションレター制度の導入を検討します。

## 県民視点での行政評価の徹底

県と県民とが、県政の Plan - Do - Check - Action のそれぞれの過程において協働していくためには、県の政策・施策や事業の成果を検証し、改善につなげる「Check」の段階においても協働を行っていく必要があります。

本県では、県民への説明責任を徹底し、成果重視の県政運営を行うため、平成 13 年度から行政評価システムを導入しているところですが、平成 19 年度からは、さらに外部評価を導入しており、県民視点での行政評価を徹底し、県民の多様な意見を政策・事業の見直しに反映させていくこととしています。



また、県の監査機能の専門性・独立性を強化し、監査機能に対する住民の信頼性を高めることを目的に平成 11 年度から導入した包括外部監査制度についても、引き続き活用し、監査結果を事務事業の見直し等に積極的に反映させていきます。

なお、平成 20 年度からは、過去の包括外部監査結果も含め、予算編成等への効果的な反映を図るシステムを構築し、新たなフォローアップ体制を整備することにより、包括外部監査制度の実効性を高め、本県の行財政改革を一層推進していくこととするとともに、併せて、フォローアップの結果については、県民への説明責任を徹底するという視点から、積極的に公表していきます。

## 2 パートナーシップ改革

～ 県民・NPO・企業・市町等との新たな協働システムの構築～

### (1) 民間との協働の推進

#### 民間活力の積極的な活用

アウトソーシングの推進など県のあり方の見直し（P24 参照）に伴い、今後、民間活力の活用範囲は大きく拡大していくと考えられます。

このため、民間活力の適正な活用のための全庁的なルールの設定や、進行管理、情報提供などについて検討していきます。

また、庁内各課に点在する定型的でマニュアル化可能な県民サービスに直結しない旅費・人事・給与・物品調達といった総務系業務について、包括的な標準化・集中化及びアウトソーシング（民間への包括委託）の導入可能性の検討を進めてきた結果、情報システムの導入によって効果が期待できる旅費業務については、平成 17 年度にシステムの開発・試行運用を行い、平成 18 年 4 月から新たなシステムを本格導入するとともに、その他の総務系業務についても、引き続き電子化・集中化による業務効率化を検討していきます。

また、本県では、平成 19 年 4 月現在で 26 施設に指定管理者制度が導入されていますが、民間活力導入による県民サービスの維持・向上を図るには、実際の執行状況や成果を把握して適切な実施に努める必要があり、今後、モニタリングなどの手法について検討を進めていきます。

#### 総務系業務改革の推進

総務系業務とは・・・

人事、サービス、給与、福利厚生、旅費、物品調達等の業務 合計 128 事務  
県民サービスに直接的に結びつかない内部管理業務であり、業務効率化の徹底が必要

##### 旅費業務

一連の旅費事務を旅行代理店と一体となって電子的に処理する新旅費システムを 18 年度から本格運用し、省力化パック旅行、各種割引運賃等を活用し、旅費コスト削減

##### 人事・サービス・給与・福利厚生業務

原因の発生源で職員が自ら入力し、決裁を経て最終処理までの一連の事務を電子的に処理する職員情報システムの導入を検討

##### 今後の進め方

部局単位での事務の統合処理  
事務処理の効率化を推進  
事務処理従事者の顕在化



電子化により、全庁規模に拡大

#### 規制緩和の推進

県民や企業等が知恵と工夫により地域資源を有効に活用しながら、個性を生かした取組みを行うに際して、障害となる県の規制や既存制度を県民の目線に合わせて見直す「えひめ夢提案制度」の推進や、国の構造改革特区制度や地域再生制度を活用することにより、地域活性化のための意欲的な取組みを積極的に支援していきます。

## (2) 県民との協働の推進

### NPO・ボランティア等県民との協働事業の推進

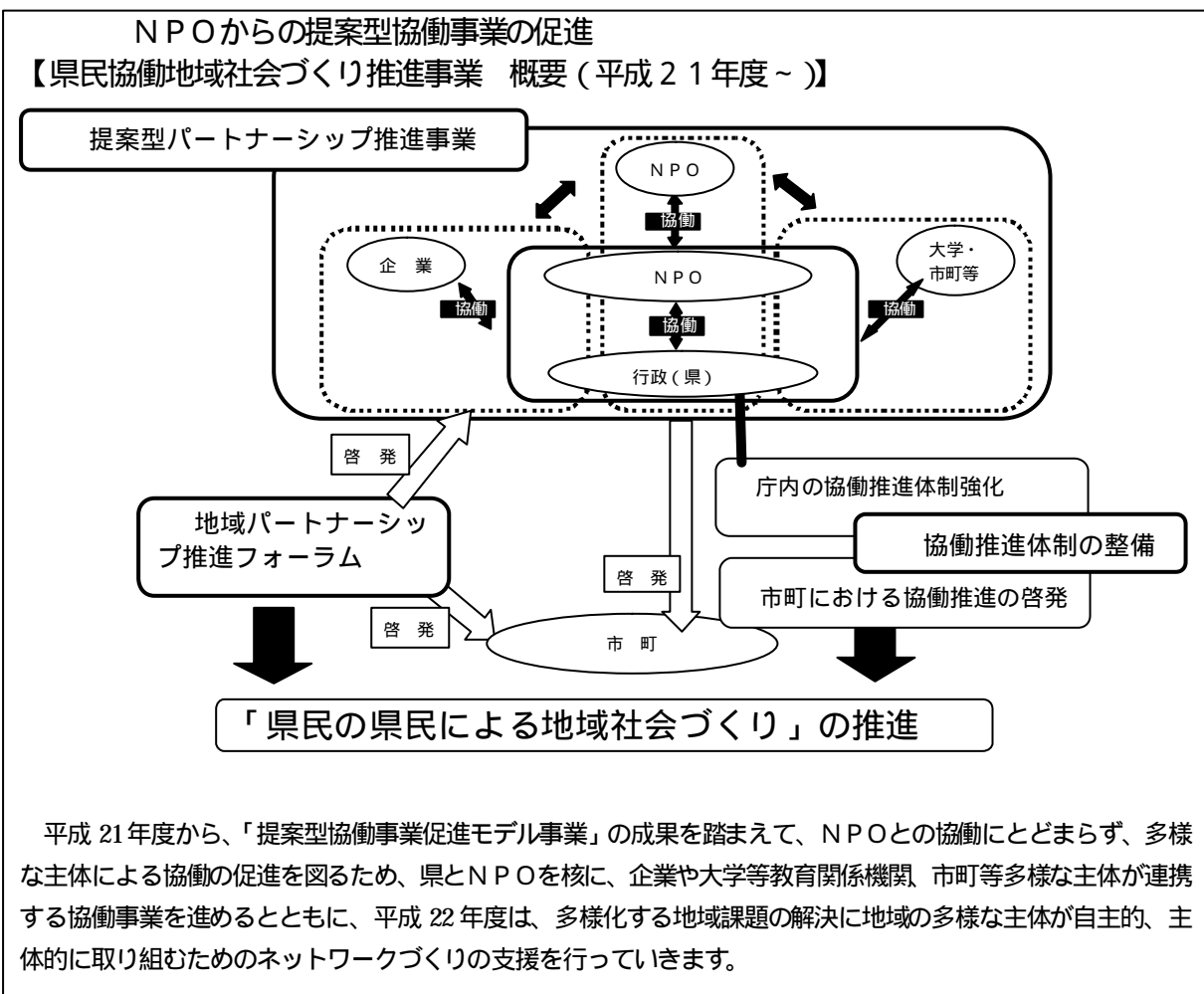
多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応した多様な県民サービスを充実させていくためには、県とNPO・ボランティア等県民が対等なパートナーとして協働して地域の課題解決に取り組んでいくことが必要です。

県では、これまで、地域の抱える課題の解決方を住民と行政職員が共に考える「愛と心のネットワークサロン」の開催や、協働を進めるためのNPOと自治体職員のミーティングの実施等を通じて、互いに理解を深め、協働関係の構築を図るとともに、NPO等からの企画提案を募集し、協働による事業化を進めることで具体的な協働の実践を図ってきたところです。

引き続き、ボランティア団体等と行政が協働して河川・海岸・道路の清掃美化活動を行う公共土木施設愛護事業（愛リバー、愛ビーチ、愛ロード）などを積極的に進めていくことにより、県民主体の地域社会づくりを進めます。

また、NPOからの企画提案をNPOと県が協働して実施し、その成果等をNPOと県が互いに評価して今後の改善につなげる、提案型協働事業促進モデル事業を実施し、協働事業の一層の推進を図ります。

さらに、評価結果等を公表することで、広く県民及び県職員自身の理解促進と協働意識の高揚を図っていきます。



## 協働指針に基づくNPOへの支援

県とNPOは対等なパートナーとして協働するものであり、行政が過度に関与することは望ましくありませんが、いわゆる自立したNPOのみならず、様々な段階のNPOが存在する本県の現状から、県としてもNPOの発展を支援する環境を整えていく必要があります。このため、「NPOとの協働指針」に基づき、NPOに関する相談窓口を引き続き開設・運営するとともに、より身近な市町におけるNPO支援窓口の設置を促進し、全県的な支援体制の構築を図ります。

また、平成20年4月に県民や企業の皆様からの寄附によりNPO法人の活動を支援する「あったか愛媛NPO応援基金」を設置し、NPO法人の活動資金の安定確保や育成支援を行っていきます。

## 県民との協働に向けた行政の意識改革

行政と県民とが互いの力を最大限に発揮しながら、協働による相乗効果を十分に得るためには、互いに相手の役割を十分認識し、理解し、尊重することが基本となります。

行政側においても、県民サービスは行政のみが担うべきものという意識を転換し、積極的に協働する姿勢を持つことが必要であり、また、行政コスト縮減の手段としてのみ一方的にNPO等の活用を図ることのないよう、職員に対する研修の実施や、職員自身が各種ボランティア活動に積極的に参加することを通じて、県民との協働に向けた行政の意識改革を目指します。

平成21年度から、庁内にNPO協働推進員を配置するほか、市町に対してもNPOとの協働推進について啓発を行っており、行政側の協働推進体制の整備に努めます。

## (3) 市町との協働の推進

### 権限移譲の推進

前述(P28)の方針に基づき、積極的に市町への権限移譲を進めます。

### 市町の行財政運営への支援

県と市町が対等なパートナーとして連携・協力しながら施策推進が図られるよう、県事業の実施に当たって、計画段階で市町の意見聴取とその反映を行う仕組みづくりの検討や、市町に対する関与等の見直しを積極的に行うとともに、市町自らの創意工夫による地域の一体的かつ自立的発展に向けた取組みに対する支援や市町の自主的合併の支援、人事交流や市町職員研修への協力による人材育成支援など、市町の行財政運営に対し多様な支援を行っていきます。

また、知事と市町長が一堂に会して、意思疎通を図る「トップミーティング」を開催するほか、各地域に根ざした課題や要望等をリアルタイムに把握するため「地域政策懇談会」を設置するなど、県と市町が協調連携の関係を保ちながら、地域の声を反映した地域づくりに取り組めます。

## (4) 他県との広域連携の推進

### 四国4県連携の推進

広域的課題への対応や、道州制を見据えて近隣自治体との関係強化を進めるため、四国4県連携事業や四国各県とのさらなる人事交流等を通じて「四国はひとつ」を目指した四国4県との交流・連携を深めるとともに、各県間の役割分担や施設等の機能分担についても検討を進めていく必要があります。

このため、観光、環境、文化・スポーツ、防災をはじめ幅広い分野における各施策の企画立案や予算化に際し、常に四国各県との連携や役割・機能分担の可能性を検討し、可能なものについては積極的にこれを進めていきます。

#### 四国4県連携施策の推進

平成21年度四国4県連携施策（抜粋）

文化・スポーツ	「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録の推進
	四国4県共同芸術舞台公演～四国の地芝居～
環境・自然保護	野生鳥獣被害防止対策
防災・救急	新型インフルエンザ対策
医療・福祉	広域的な災害医療連携体制の構築
産業振興	「四国アンテナショップ」開設事業
消費者保護	振り込め詐欺被害防止キャンペーン事業

平成21年度4県連携施策全体 28施策

### 広島県をはじめとする瀬戸内海各県との連携・協調の推進

広島・愛媛交流会議や中四国サミットなどでの協議を通じ、しまなみ海道で結ばれている広島県をはじめとする瀬戸内海各県と連携して、瀬戸内海の歴史・文化を生かした水軍観光ルートなどの観光振興、瀬戸内海の環境保全、リサイクル産業の振興、大規模災害時の広域対応など、広域的な施策の展開や共通課題の解決を図ります。

#### 瀬戸内海各県との連携・協調の推進

- ・広島・愛媛交流会議の開催
- ・中四国サミットの開催
- ・観光、環境保全、リサイクル、防災など各分野における連携・協調の推進



### 3 組織改革

～ 県の役割の見直しに対応した組織の構築～

#### (1) 組織のスリム化・活性化

##### 意思決定の迅速化と組織活性化

新たな政策課題や多様化する住民ニーズさらには危機管理等の緊急課題に対応していくためには、組織機構の再編見直しのみならず、業務の実態を踏まえた柔軟で弾力的な組織運営を行っていくことが必要です。

このため、知事をトップとして県政の重要課題について検討を行う「政策企画会議」の積極的活用などによりトップマネジメント機能を強化するとともに、部局横断の若手職員や県民からなる「えひめ次世代協働ミーティング」を設置し、県民の目線や若者の視点をより反映させた施策、事業の立案過程を通して、若手職員の士気向上を図り、組織の活性化を目指します。

また、各部局や地方機関が自らの責任と判断で組織管理・政策実行を行えるよう、決裁規程の見直し等下位権者及び地方機関に対する権限委譲などによる庁内分権を進めることにより、戦略性・柔軟性・機動性のある組織体制を整備していきます。

さらに、機動性の高い組織体制を整備するため、第一線での課題解決能力及び組織としての総合力を高めるため、スタッフ職として「監」及び課内室の活用、グループ制等の導入範囲の拡充に取り組んでいきます。

##### 組織・機構の見直し

###### 本庁組織の再編整備

今後、県においては、市町・民間・県民等との役割分担を踏まえながら、戦略的視点から、将来的な県全体の方向付けを行っていく必要性があり、新たな政策課題に即応した本庁推進体制の整備に取り組みます。

###### 地方機関の再編整備

現在5つある地方局は、平成20年4月に東・中・南予に1局ずつ配置する3局体制に再編統合します。

このため、統合後の新地方局の所管区域や設置場所について検討を進めながら、本庁と出先の役割分担のあり方についても抜本的な見直しを行います。

また、統合後の新しい地方局は、本庁との適切な役割分担のもと、「現地即決・現地完結」に主眼を置いた機能・権限の思い切った強化を図るなど、県民や地域の期待に応えられる広域行政の中核拠点としての進化を目指します。

#### 試験研究機関の再編整備

現在、本県試験研究機関は15機関あり、衛生環境研究所が平成10年4月に統合されたのを最後に、その枠組みはほぼ変わっておらず、その所管も各部局に分散している状況にあります。

産業構造等の社会環境の変化に対応し、県立試験研究機関の担うべき役割の見直しが必要となっていることから、試験研究機関のあり方の見直し（P26参照）を行い、平成20年4月の組織再編を目指します。

試験研究機関の状況（平成18年度現在）

分野	機関数	機関名
保健・環境	1機関	衛生環境研究所
工業	4機関	工業技術センター、繊維産業試験場、紙産業研究センター、窯業試験場
農林水産	9機関	農業試験場、果樹試験場、花き総合指導センター、畜産試験場、養鶏試験場、林業技術センター（緑化センター含む）、水産試験場、中予水産試験場、魚病指導センター
土木	1機関	建設研究所

#### 県立学校の再編整備

今後の中学校卒業生数の減少や市町村合併の進行等を踏まえ、新たな県立学校の再編整備のあり方について検討を行っていた県立学校再編整備計画検討委員会からの報告を基に、20年度中に平成21年度から5年間の県立学校再編整備計画を策定することとしています。

## 定員管理及び給与の適正化

県では、これまで組織機構や事務事業についてスクラップ・アンド・ビルドを基本に見直しを行いながら、適正な定員管理に努めてきたところですが、県のあり方の抜本的な見直しに合わせ、一般行政部門の10%削減をはじめ、教育委員会、警察本部等においても、法令による職員配置基準等に留意しながら、定員削減に取り組むとともに、新たな行政需要への対応に必要な再配置を行うなど県民サービスへの配慮を行った上で、平成17年4月1日現在の県全体の総定員に対して、平成22年4月1日までに6.5%以上の純減を図ります。

併せて、総務系業務改革などアウトソーシングの推進などにより、臨時職員の削減を進めるとともに、職員の早期退職を促進することにより、人件費の抑制に加え年齢構成の平準化を図るため、早期権奨退職に対する退職手当の特例措置を時限的に実施します。

また、プラン推進期間の1年間延長に伴い、平成23年4月1日まで、一般行政部門の年率2.0%削減を継続するとともに、引き続き総定員の純減に取り組めます。

### 適切かつ計画的な定員管理

- [ 計画期間 ] 平成18年4月1日～平成23年4月1日
- [ 基準人数 ] 22,963人（平成17年4月1日の総定員）
- [ 削減目標 ] （平成18年4月1日～平成22年4月1日）  
1,500人（6.5%）以上  
平成22年4月1日の総定員の目標：21,463人  
（～平成23年4月1日）  
総定員の純減を平成23年4月1日まで継続

また、本県では、これまでも人事委員会勧告尊重という基本姿勢の下、県民の納得を得られる適切な給与水準の維持に努めてきたところですが（平成17年4月ラスパイレス指数：100.0）、17年度には、人事委員会から、国家公務員の取組みを踏まえた「給与構造改革」の実施が勧告されたことを受け、社会経済情勢の変化に応じた適正な給与制度を実現するため、18年度から、職員の給与構造の抜本的な改革に取り組んでおり、今後もこの改革を推進していきます。

さらに、特殊勤務手当など諸手当のほか、昇給・昇格などの運用の見直しなど、給与制度・運用全般について、業務内容や勤務環境の変化などを勘案した総点検を実施し、必要に応じた見直しに取り組んでいきます。

特に、技能労務職員の給与については、総務省からの要請を受けて、技能労務職員の給与水準等の現状を改めて検証し、平成20年3月に今後の見直し方針等を策定・公表しました。

本県の技能労務職員の給与水準は、他の都道府県と比べると低位ですが、国や民間と比べると高い水準にあることから、国、民間との均衡に留意しながら、本県の技能労務職員の給与水準の見直しを検討します。

また、退職不補充の原則を堅持しながら、技能労務職員が従事している業務について総合的 point 検を行い、廃止や外部委託などを見直しを検討します。

見直しに当たっては、よりわかりやすい方法で情報を公表し、県民の理解を得られるよう努めていきます。

## 電子自治体の推進

ITの活用により県民の利便性向上と行政のスリム化・効率化を図り、機能的でセキュリティの高い電子自治体の構築に取り組みます。

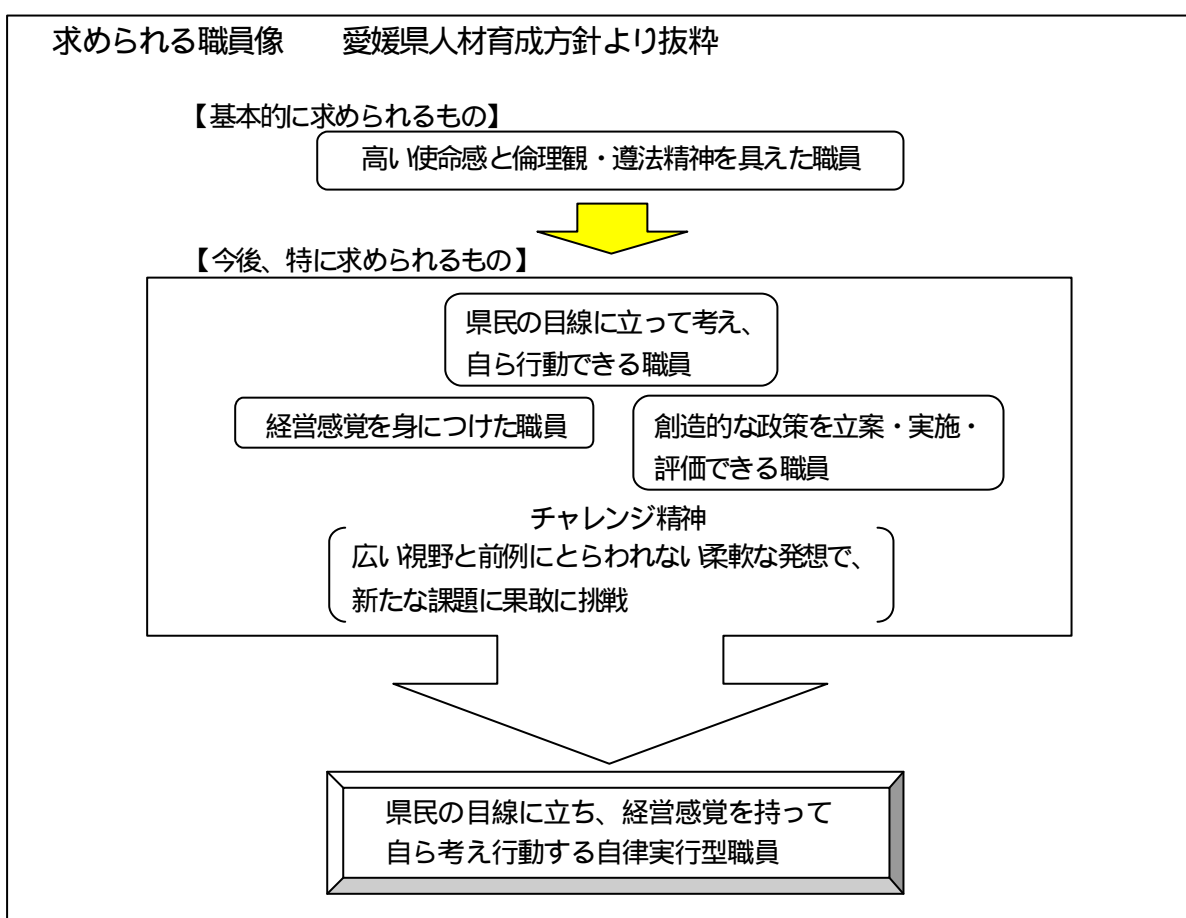
具体的には、自宅や職場などからインターネットを經由して申請・届出などの手続きが行える電子申請システムや県有施設の利用予約、県税の申告手続き、公共工事及び物品の調達など、様々な行政手続きのオンライン化を推進します。

また、市町との共同利用システムへの移行などによるコスト縮減等を図るとともに、民間IT専門家の「CIO補佐官」登用など、費用対効果の高い情報システムの調達のための体制づくりを検討していきます。

## (2) 能力・業績重視型の人事管理・人材育成の推進

公務員を取り巻く厳しい社会・財政環境の中で、確実に県民ニーズを捉え、適切に県政運営に反映していくため、人材の育成は一層重要さを増しており、まさに愛媛県の将来を左右すると言っても過言ではありません。こうした認識の下、今後の愛媛県に求められる人材像を明らかにし、各任命権者における職員の能力開発のための取組みを進めるため、平成 17 年 12 月、全ての職員を対象とした人材育成の統一的な方針を定める「愛媛県人材育成方針」を策定しています。

県民本位の行政サービスの提供や政策目的に沿った施策の選択と集中を行うなど、積極・果敢な県政を推進していくため、「県民の目線に立ち、経営感覚を持って、自ら考え行動する自律実行型職員」の育成を目指し、「愛媛県人材育成方針」の実践に取り組んでいきます。



## やる気を引き出す人事管理システムへの転換

職員一人ひとりの能力や業績を重視し、職員全体の生産性を向上させるため、能力と実績が正しく評価され、意欲を持って努力したものこそ報われるような評価制度の構築が必要です。

そのため、能力、実績等を重視した、より公平性、透明性、納得性の高い新たな評価制度を構築するとともに、16～17年度に試行を行った、部下が上司を評価する仕組み「部下職員からの声の反映」を18年度から本格実施しています。

また、職員が希望する分野で活躍できるよう、自ら取り組みたい業務等について人事担当課へ直接申し出る「庁内公募制」の実施や女性職員の登用などに取組み、職員のやる気を引き出す人事管理システムづくりを進めます。

## 幅広い人材の活用

高度な専門性を具えた即戦力となる人材を確保するため、大学からの任期付研究員制度等を積極的に活用していくとともに、事務職と技術職の人事交流を促進し、職員の視野の拡大、新しい発想の生まれる土壌づくりに取り組みます。

## 人材育成の推進

人材育成の中核である県研修所での研修について、16～17年度に研修体系の抜本的な見直しを行い、18年度から職員が自らのニーズに応じて科目を選択し、意欲的に能力開発に取り組めるような選択コース制の導入や研修カリキュラムの充実強化を図るとともに、昇任前研修の導入等、研修を人事に反映させる仕組みづくりを進めます。

また、研修所研修と相互に連携して、ジョブ・ローテーションの推進、職場研修や自己啓発の充実に取組み、幅広い知識や柔軟な発想、未来を切り拓くチャレンジ精神を持つ職員の育成を目指します。

さらに、県の枠を越えた新しい企画力や発想力、民間のコスト感覚など、より高い資質や能力を具えた職員を養成するため、国の省庁や国際関係機関、民間企業等への派遣研修を引き続き推進します。

## 職員の健康管理と働きやすい職場づくり

定員削減等を推進する中、県民福祉向上のためには、やり甲斐を感じながらいきいきと働ける職場環境づくりに努め、前向きな組織風土を作っていくことが重要です。

そのため、多様化・高度化する県民ニーズへの対応や、IT化の進展などによる執務環境の変化によって、ストレスが増大し、職員が心身両面にわたって健康を保持、増進する必要性は増してきていることを踏まえ、セルフケアの向上（健康教育・保健指導の充実）、メンタルヘルス対策の推進を図り、職員に対する健康管理の充実に図っていきます。

また、次代を担う子どもの健やかな育成を目指して策定した特定事業主行動計画に則り、男女の区別なく子育てに積極的に関わることのできる、仕事と家庭の両立が可能な職場づくりや、ノー残業デーの徹底や年次有給休暇の計画的な取得などにより、職員が心身のリフレッシュを図りつつ、効率的に業務を進めていく職場環境づくりに努めます。

## 4 財政構造改革

～ 持続可能な財政構造への転換～

### (1) 財政構造の転換

#### 財政構造の転換

本県財政は、財政再生団体への転落が懸念されるほど危機的な状況にあることから、その転落の回避が最優先課題となっています。

さらに、人口減少時代の到来など社会環境の変化にも的確に対応し、安定的な行政サービスが可能で持続可能な財政構造の確立が中長期的な課題となっています。

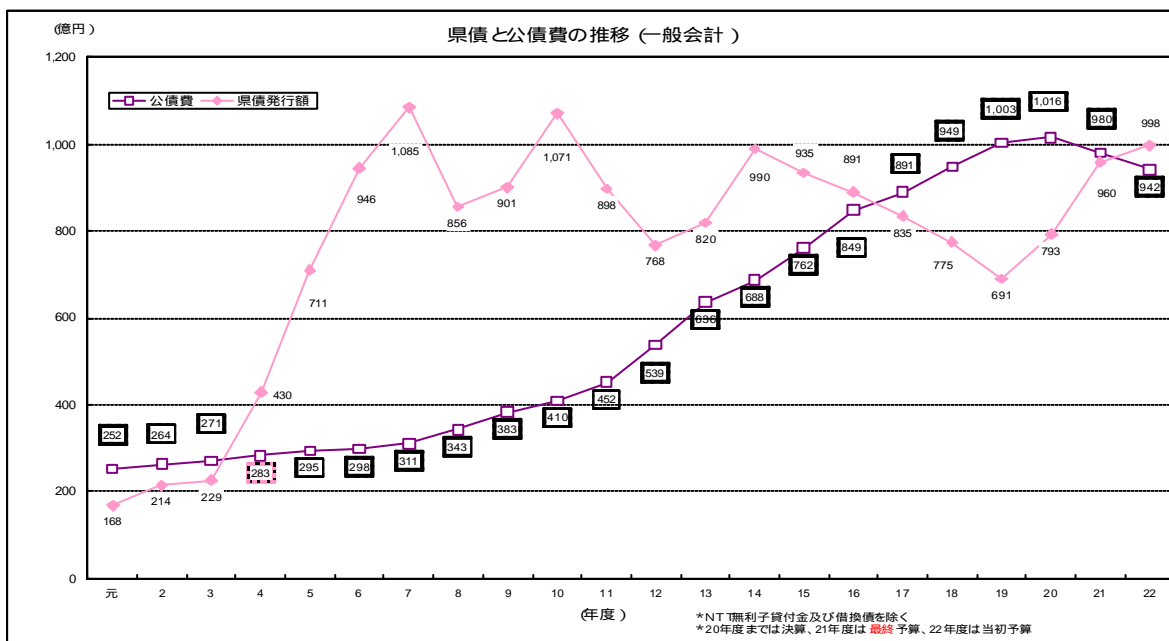
そのため、当面は、歳入、歳出両面にわたりあらゆる手段を講じながら、財源不足額の解消を図り、財政再生団体への転落を回避します。

併せて、財政構造の抜本的な改革を進め、将来世代への負担の先送りとなる県債については、可能な限り新規発行の抑制を目指すとともに、プライマリーバランスの黒字維持を図ります。さらに、義務的な経費についても抑制に努めるとともに、財政再生団体への転落回避や大規模災害等への対応を考慮し、さらなる構造改革の推進に努めます。

財政構造改革による収支改善目標額

区 分	17年度 (決算)	18年度 (決算)	19年度 (決算)	20年度 (決算)	21年度 (最終)	22年度 (当初)
予	財源不足額					135
	(前年度までの削減効果差引)	174	401	357	347	287
算	歳入確保・歳出抑制		108	78	64	81
	事務事業等削減		115	75	65	60
	臨時的給与抑制		62	45	45	45
	対策後財源不足( '+ - - )		116	159	173	101
	決算調整(収支改善額)		124	96	187	88
決算時の財源不足額( + )		(8)	63	14	13	
算	決算後の基金残高	137	145	96	110	97

21年度決算は最終予算



## 予算編成システムの見直し

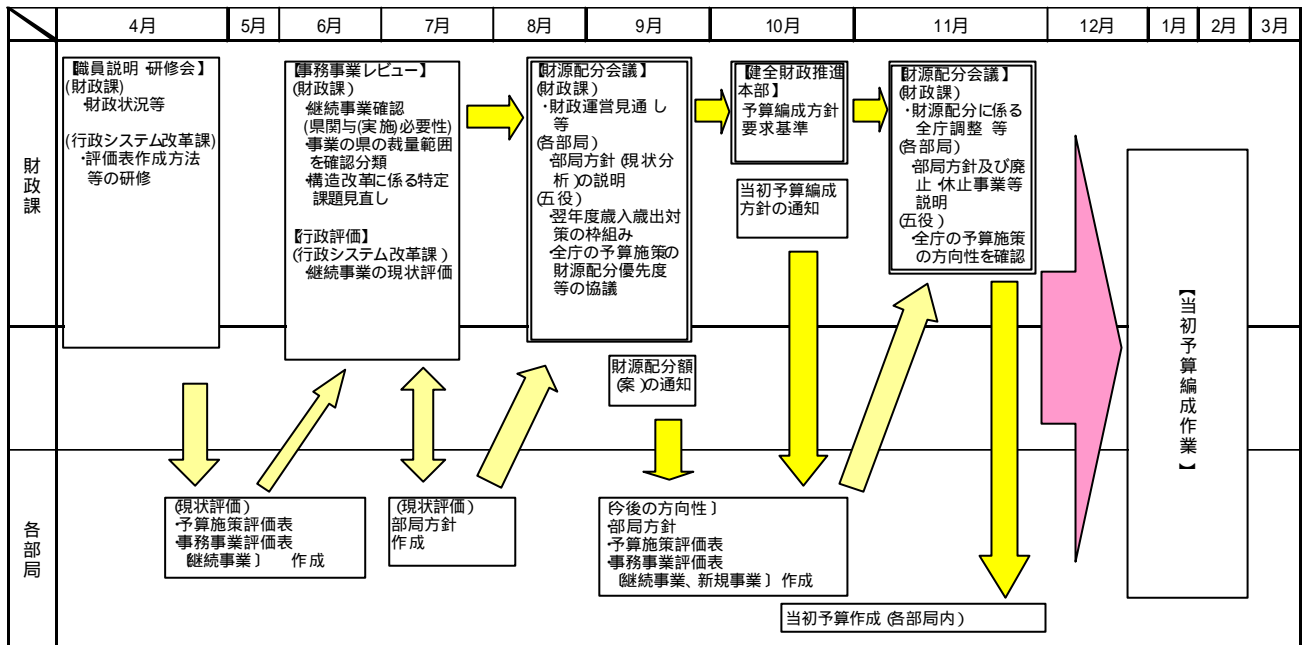
多様化・高度化する県民ニーズに対応して財政需要が拡大する中、限られた財源で県民満足度の最大化を目指すには、県民の視点に立った施策の「選択と集中」を行い、施策の優先度に応じた財源配分を行わなければなりません。

そのため、各部署が主体的に選択と集中を行い、その結果を予算編成に最大限反映させるため、各部署が自ら行う事務事業の評価と連動した予算編成システムを構築します。

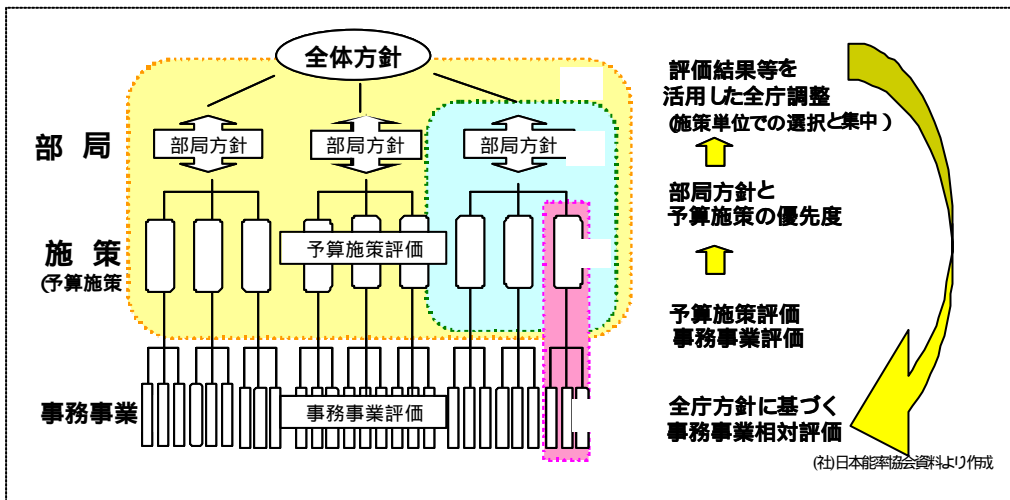
併せて、各事業部署の機動的・効率的な施策展開を図るとともに、全庁的な政策調整を図るために、予算編成のスケジュールやプロセスを見直し、第五次愛媛県長期計画なども踏まえた「選択と集中」による予算編成を行っていきます。

また、県の公的関与の必要性等を検討の上、新たな重要な政策課題に迅速かつ柔軟に対応するため、特別枠を設定するほか、バランスシートや行政コスト計算書などの企業会計方式による財務評価を行い財政運営の効率化に努めます。

当初予算編成スケジュールの概要（21年度当初予算編成まで）  
 (新しい予算編成方法・予算施策評価及び事務事業評価システムとの連動)



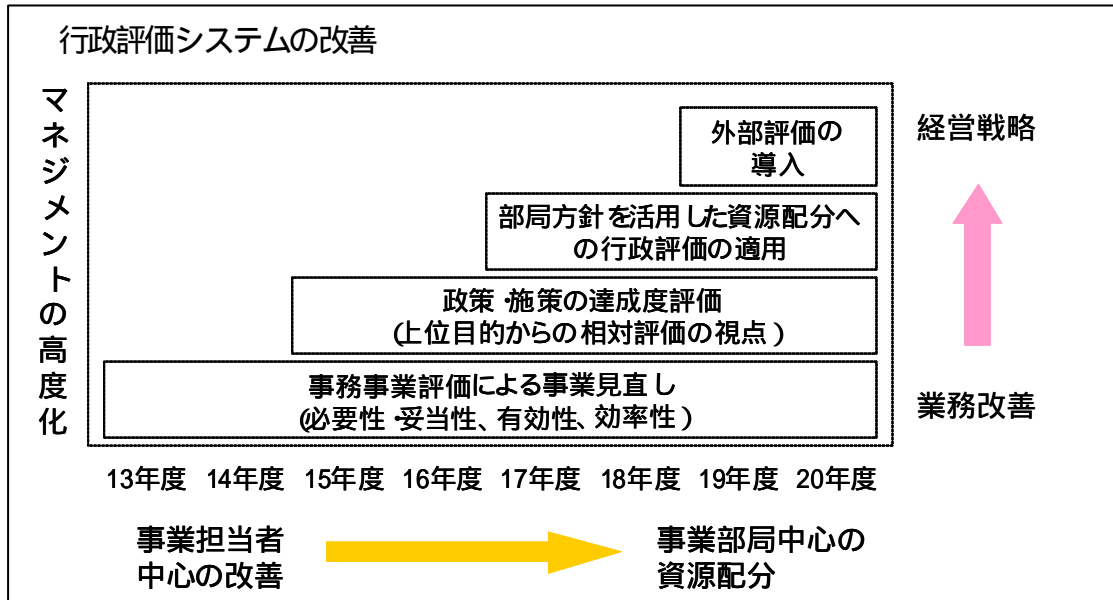
22年度当初予算編成は、政権交代の影響もあり、臨機応変に対応





## 行政評価システムの定着化

限られた財源の重点的・効率的な配分を行うため、成果重視の観点から、施策・事業を検証・評価する行政評価制度の一層の定着を図り、企画立案( Plan )- 事業執行( Do )- 評価( Check ) - 改善( Action )のPDCA サイクルの中に予算編成作業を適切に位置付け、県民への説明責任を果たしながら費用対効果の高い事業への資源配分を徹底していきます。



## (2) 徹底した歳出の削減

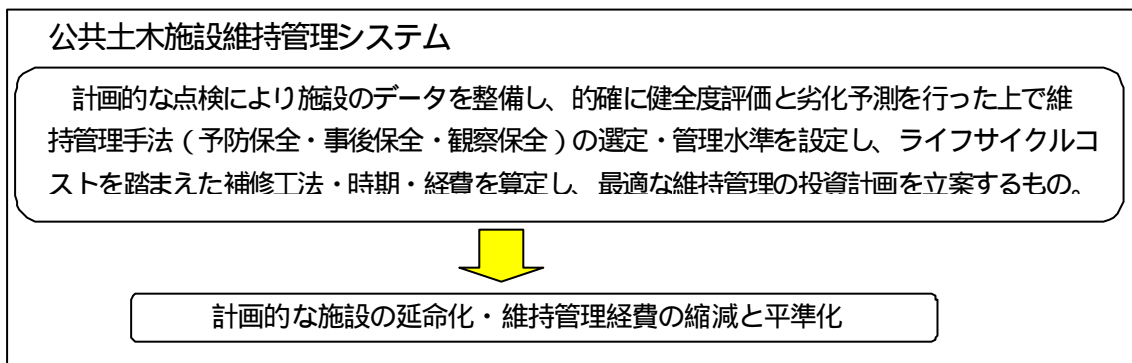
### 内部管理経費の削減

危機的な財政状況にあっては、最小のコストで最大の県民満足を提供するため、事業の選択と集中にあわせ、県の内部管理経費の徹底した節減に努める必要があります。

そのため、定員適正化計画に基づき計画的な職員数の削減を図るとともに、全職員を対象とした臨時的な給与の減額を実施し、総人件費の抑制に努めます。

また、県有施設に係る維持管理や改修経費に多額の経費を要していることも踏まえ、県の役割を改めて見直す中で、県の公の施設のあり方自体を根本から見直すとともに、指定管理者制度の導入など民間活力を活用したコスト削減と県民サービスの向上に努めます。

なお、県有施設のうち、特に高度経済成長を契機として整備された大量の公共土木施設については、今後老朽化や機能低下に伴い本格的に大規模修繕や更新の時期を迎え、維持管理費が増大することが懸念されるため、「公共土木施設維持管理システム」の構築により維持管理費の縮減と平準化を図ります。



さらに、情報システム調達に当たっては、総合評価方式（入札における落札者の決定において、価格その他の要素を総合的に判断して決定する方式）の導入やライフサイクルコストを重視した調達、新規情報システムと既存システムとの整合を図る等に努める必要があります。このため、新規情報システムの機能や調達コスト等が適正なものかどうか総合的かつ専門的見地からチェックを行うため、民間IT専門家の「CIO補佐官」登用など、外部の専門的な評価や意見を反映させる体制づくりについても検討し、一層の合理化を図っていきます。

## 事務事業の徹底的な見直し

危機的な財政状況にあっては、全ての事務事業について県関与の必要性や成果の状況等の観点から徹底した見直しを行うとともに、厳しい財政状況下での優先すべき施策を選定した「第五次愛媛県長期計画 後期実施計画(計画期間:平成18年度~22年度)」も踏まえた選択と集中を図る必要があります。

さらに、必ずしも予算措置を伴わず、職員の知恵と工夫により、県民サービスを提供する「ゼロ予算事業」を推進し、職員の意識改革に取り組むほか、特に、市町、団体等への補助金等については、それぞれの役割分担を徹底する観点から、廃止・縮減を検討します。

### 県単独補助金の見直し

県単独補助金の見直し基準

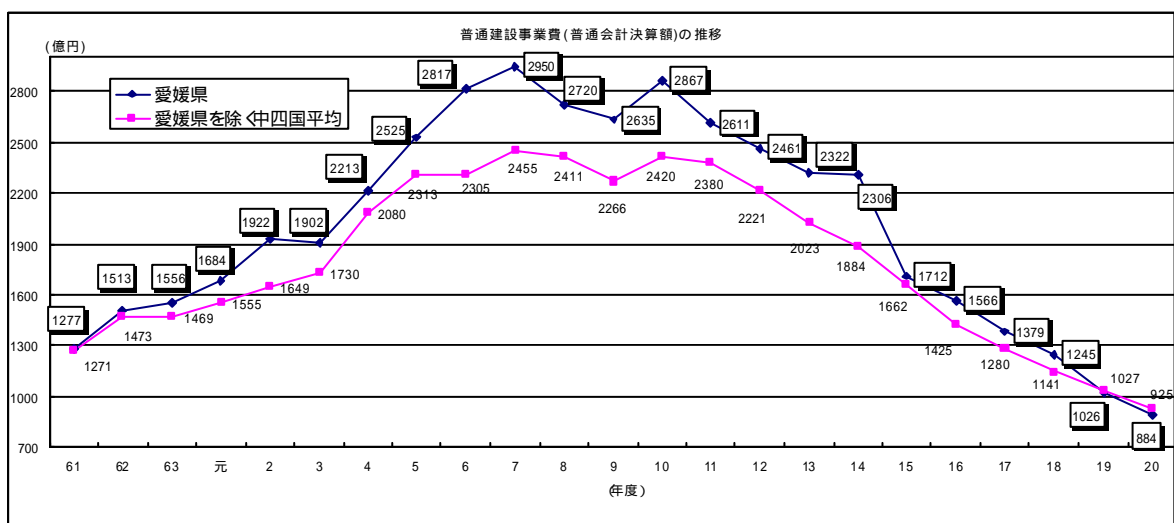
目的達成 少額・零細補助金 国庫補助事業に対する県単継足補助金 市町に対する交付税措置と重複している補助金 高率補助金・・・・・・・・・・・・・・・・	}	廃止
・ ・ ・ ・ ・ 廃止または適正規模へ削減		

18年度当初予算~21年度当初予算の間の段階的な廃止を含む。

### 県単独補助金の見直し実績

18年度	188件	1,969,086千円
19年度	108件	1,342,569千円
20年度	78件	766,773千円
21年度	40件	305,984千円

また、普通建設事業について、本県の身の丈に合った規模として、当面、中四国平均程度までの削減を行うとともに、事業実施に当たっても、必要性、緊急性を踏まえ、優先度の高い事業を重点的・効率的に実施することとします。



社会資本の整備・管理に当たっても、国の基準等を画一的に適用するのではなく、地域のニーズや課題に応じた適正な整備・管理を進めていくことが必要であることから、コスト縮減、環境保全や景観への配慮、住民との連携・協働、安全・安心、高齢者や障害者への配慮等を進めるための県独自の取組施策を「愛媛スペック」として取りまとめ、愛媛の実情に即した身の丈に合った整備や愛媛らしい個性的な整備・管理を推進していきます。

### 愛媛スペックの推進

#### スペック（10項目）

##### 県事業を行う上で全般的に取り組む事項

愛媛県版 1.5 車線の整備	河床掘削の代行工事を行う場合における河川砂利採取の原則禁止の一部緩和（治水対策協働モデル事業）
地域高規格道路における完成 2 車線整備	愛リバー制度を支援する協賛企業のロゴ等の環境美化啓発看板への掲出
歩きやすい歩道の整備	海域工事での砂に替わるリサイクル材の活用
景観に配慮した防護柵の設置	一般廃棄物等溶解スラグ細骨材を使用したアスファルト舗装（東予地域限定）
河川改修における既存ストックの有効活用	
えひめの多自然型川づくり	

#### 試行（8項目）

効果や影響、コスト等に不明な点があるため、箇所を限ってモデル的に取り組み、その結果を集積して今後の取り扱いを検討していく項目

歩道等の機能を包括した幅広路肩の設置	道路植栽地の雑草対策
住民参加による歩道整備	道路沿線の雑草対策（間伐材の活用）
交差点の視認性向上	砂防堰堤における間伐材残置型柵の使用
魅力ある植栽空間をもった道路整備	間伐材を使用した工事現場用バリケード

さらに、県有施設の整備や全国規模のイベント等大規模事業については、新規着手を原則凍結します。また、既に着手（決定）済みの大規模プロジェクトについても、事業期間の延長等を検討します。

### 大規模事業の見直し

【対象事業】財政構造改革期間に整備（着手）予定の  
 県費負担が概ね 10 億円以上の大規模施設等（ 20 年度からは 3 億円以上に拡大）  
 県費負担が概ね 5 千万円以上の大規模イベント

### 予算執行段階での節減

予算の執行面においても、職員自らがコスト意識を高め、知恵と工夫により、積極的に経費節減を図る必要があります。

そのため、「捨てない 使わない 無駄にしない」＝「NOT 3 運動」を引き続き実施するなど、一層の効率的・効果的な事業執行に努めます。

### NOT（ノット）3 運動の推進

全職員が日々取り組むことで、効果が高いと思われる 12 のテーマを設定して推進  
 物品の再利用、照明・コピー機のスイッチオフ、電話料金節約、会議資料の削減  
 階段利用の推進、購入品目の厳選、決裁の添付書類削減、  
 電子メール施行・電子決裁利用促進、各種様式の庁内 LAN への掲載、  
 在庫の確認徹底、パソコンの電源オフ、資料の共有化

## 公営企業の経営健全化

公営企業についても、その果たすべき役割を再点検するとともに、経営健全化計画に基づき、事業の効率化、経費の節減等更なる経営健全化に取り組みます。

### 公営企業の経営健全化

#### 県立病院の経営健全化計画

本県の県立病院事業については、「第2次愛媛県立病院財政健全化計画」に基づき経営健全化に取り組んでいます。

計画期間：平成16年度から20年度まで

目 標：単年度収支均衡の維持と累積欠損金の縮減

主な施策：

- ・入院における病棟管理の一元化、外来における午後診療などにより、入院・外来患者の増加及び収益単価の増額を図る。
- ・中央病院建替えの推進、中央病院におけるPET（陽電子放射断層撮影装置）の整備や電子カルテ・オーダーリングシステムの導入、診療科の新設・充実と縮小・休止、北宇和病院の廃止、病床数や看護体制の見直しなど、病院機能の見直しを図る。
- ・臨床工学技士や診療情報管理士など、新たな職種の配置を図る。
- ・業務の外部委託化や、診療材料費の節減を図る。
- ・高度医療機器の更新サイクルを現状から更に1～2年延長するとともに、更新に当たっては必要最小限の機能に絞り込むなど機器の肥大化を防ぐ。

#### 発電事業及び工業用水道事業の経営健全化計画

本県の発電事業及び工業用水道事業については、「中期経営計画」（平成18年3月策定）に基づき経営健全化に取り組みます。

計画期間：平成17年度から21年度まで

目 標：（電気事業）市場競争力のある料金単価の確保

（工業用水道事業）安定供給の確保に向けた経営基盤の強化

主な施策：

- ・事務効率化や組織の見直しにより定員削減に取り組むほか、給与構造や手当の見直しなどにより定員管理の適正化及び給与の適正化を図る。
- ・電気事業施設の維持管理業務の一部など外部委託を積極的に推進する。
- ・事業所総務部門の縮小、発電所運転監視業務の集中化など組織の再編・スリム化に取り組む。
- ・工業用水道の未売水の解消、未利用財産（土地）の売却、事務効率化・内部業務効率化など収益増加に向けた取組みを進める。

### (3) 歳入の確保

#### 県税収入の確保

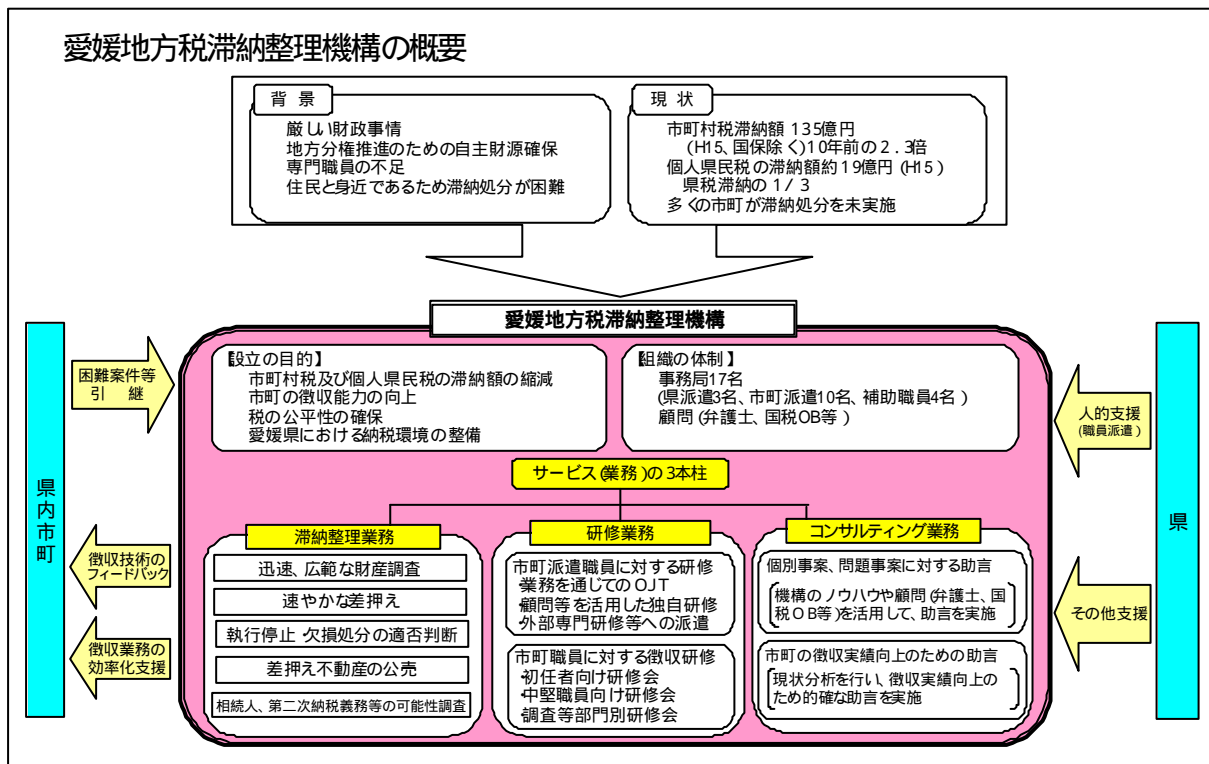
地方自治確立の観点から、受益と負担の関係や公平性などの課題を整理した上で、法定外普通税・目的税の創設、超過課税等を引き続き検討します。

既に、本県においては、平成17年4月から、県民税均等割の超過課税である「森林環境税」を導入し、県民参加による森林環境の保全と森林と共生する文化の創造を目指した取組みを推進しているところですが、それに加えて、平成19年4月から、産業廃棄物の排出抑制及び減量化や資源の循環的利用等を目的に、法定外目的税である「資源循環促進税」を導入し、循環型の社会づくりを目指すほか、事業者に対する意識の高揚を図ります。

また、本県の県税徴収率は平成15年度実績で全国42位と低く、滞納繰越額の縮減と徴収率の向上が急務となっていることから、「愛媛県徴収確保対策本部」を設置し、15年度実績に対して、16年度から5年間で徴収率を約2%向上させることを目指して、積極的な滞納整理活動を行っていきます。

また、県及び県内全市町が協働して税収確保を図るため、全市町参加の一部事務組合「愛媛地方税滞納整理機構」を積極的に支援していきます。

区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
県税徴収率 (現年課税分)	94.44% ( 98.39% )	95.53% ( 99.10% )	96.09% ( 99.10% )	96.57% ( 99.05% )	97.38% ( 99.09% )	97.00% ( 98.91% )	96.50% ( 98.83% )
滞納繰越額	5,666 百万円	5,082 百万円	4,446 百万円	3,765 百万円	3,834 百万円	4,204 百万円	4,236 百万円



## 受益者負担の適正化

使用料・手数料について、社会経済情勢の変化を踏まえながら、見直しを行っていきます。また、講習会におけるテキスト代の実費徴収など事業執行に係る受益者負担の適正化を徹底します。

## 県有財産の売却・利活用の推進

公舎や職員住宅等の県有財産について、老朽化が進み、跡地利用の計画のないものについては、市場動向に留意しつつ、原則として、廃止・売却処分等を行うとともに、県有地の積極的な売却処分等に努めます。

また、県有財産の利用実態等を的確に把握し、事業の凍結などにより一定期間活用しない土地等については貸付等を、また、機関の統廃合で利用しなくなった施設については、他の用途への転用や貸付・譲渡などを図っていきます。

## 新たな収入源の開拓等

広報印刷物等への広告の掲出、県有施設のネーミングライツ(施設命名権)の販売などにより、新たな収入源を開拓します。

また、宝くじは、売上の一部が県の収入となることから、県のホームページにおける宝くじ情報の充実、販売店舗数の拡大検討など販売力の強化に取り組みます。

さらに、県営住宅家賃滞納者の未回収債権の回収について、取組みを強化します。

## 県債の適正な活用

県債は、財政負担の平準化や世代間の公平の確保に役立つものですが、その一方で将来世代への負担を増大させ、将来の財政危機の原因となりかねません。

そのため、プライマリーバランスの確保等に配慮しつつ、適切に県債の活用を図ります。

## 基金の活用

財源対策基金は枯渇状態にあり、今後も多額の財源不足が見込まれることから、その積増しは極めて厳しい状況にあるが、引き続き、財政構造改革の徹底や、予算執行段階における経費節減などに最大限努め、可能な限り積立てを図ります。

また、その他の特定の目的のために造成した基金については、社会経済情勢の変化を踏まえ、設置目的等を再検討した上で、活用可能な範囲の拡大を検討します。

## 国への提言

第二期地方分権改革の実現に向け、国と地方の役割分担の見直し、事務・事業、権限、財源の一体的な移譲、義務付け・枠付け及び関与の廃止・縮小、国・地方の税源配分のあり方や団体間の税源偏在是正のあり方について、全国知事会等を通じて国への提言を行います。

#### ( 4 ) 財政状況の県民理解の促進

##### 財政状況の県民理解の促進

県民サービス改革やパートナーシップ改革を進める上でも、県の財政状況について、積極的に情報発信を行っていくことが、これまで以上に重要となっています。

また、財政構造改革の推進は、県民生活に大きな影響を与えることにもなります。したがって、財政構造改革の取組みの状況などについて、広く県民に公表し、情報を共有するとともに、普通会計の決算状況、バランスシート(県の全会計に財政支援等の関わりが大きい関係団体の会計を一体のものとしたいわゆる連結バランスシートも含む。)や行政コスト計算書の作成・公表などにより、県民に対し、財政の現状や構造改革の必要性を分かりやすく、かつ積極的に明らかにし、県民理解の促進を図るとともに、県民への説明責任を果たします。



# 実行計画

## [ 目次 ]

愛媛県構造改革プランの体系	54
1 【県民サービス改革】	59
2 【パートナーシップ改革】	78
3 【組織改革】	94
4 【財政構造改革】	113

**1 県民サービス改革**

～ 県民に目線を合わせた行政運営のさらなる推進 ～

**(1) 県のあり方の見直し**

- アウトソーシングの推進
  - └─ ア アウトソーシング・ガイドラインの策定
  - └─ イ 愛媛県版協働化テストの導入
  - └─ ウ 群管理委託のモデル実施
- 公の施設のあり方の見直し
  - └─ ア 公の施設のあり方の見直し
- 試験研究機関のあり方の見直し
  - └─ ア 試験研究機関のあり方の見直し
- 県出資法人のあり方の見直し
  - └─ ア 「県出資法人改革プラン」に基づく県出資法人の統廃合
  - └─ イ 「県出資法人改革プラン」に基づく県出資法人の自主性・自律性の向上
  - └─ ウ 「県出資法人改革プラン」に基づく県出資法人の県の関与の適正化
  - └─ エ 「県出資法人改革プラン」に基づく県出資法人の経営情報等の積極的な開示
- 市町との役割分担のあり方の見直し
  - └─ ア 「県・市町権限移譲検討協議会」設置による積極的な権限移譲の推進
  - └─ イ 「県権限移譲推進指針」に基づく市町支援の実施
- 道州制など新しい広域自治体像の研究
  - └─ ア 道州制など新しい広域自治体像の研究

**(2) 県民対話型県政の推進**

- 県政情報の積極的な提供
  - └─ ア 県民への多様な情報提供の推進
  - └─ イ 多くの人にとってより見やすく使いやすいホームページの作成
  - └─ ウ 行政手続情報案内システムの充実
  - └─ エ 窓口業務サービスの充実
  - └─ オ 行政資料の有償頒布
- 県民意見の県政への積極的な反映
  - └─ ア 県民の声が知事に直接届く広聴システムの充実
  - └─ イ えひめ夢提案制度の推進
  - └─ ウ 県民の声の共有による広聴機能の充実
  - └─ エ 県民利用施設のサービス水準の公表
  - └─ オ パブリック・コメント制度の拡充
  - └─ カ パブリック・インボルブメント制度の推進
  - └─ キ 委員会・審議会等への県民参加及び公開の推進
  - └─ ク 県主催行事への子ども連れ参加の推進
- 県民とのコミュニケーションの推進
  - └─ ア 県政出前講座の開催
  - └─ イ 行革タウンミーティングの開催
- 県政運営の公正の確保と透明性の向上
  - └─ ア 情報公開制度の適正な運用
  - └─ イ 個人情報保護制度の適正な運用
  - └─ ウ 行政手続条例の適正な運用
  - └─ エ 法令適用事前確認手続きの導入検討
  - └─ オ 入札・契約手続の適正な運用
- 県民視点での行政評価の徹底
  - └─ ア 行政評価システムへの外部評価の導入
  - └─ イ 包括外部監査制度の有効活用
  - └─ ウ 包括外部監査結果のフォローアップの推進

## 2【パートナーシップ改革】

～県民・NPO 企業・市町等との  
新たな協働システムの構築～

### (1)民間との協働の推進

民間活力の積極的な活用

- ア アウトソーシングの進行管理手法の検討
- イ 総務系業務改革の推進
- ウ 旅費システムの運営
- エ 指定管理者のモニタリングの検討
- オ P F I方式の導入推進
- カ 直営施設への指定管理者制度の導入

規制緩和の推進

- ア えひめ夢提案制度の推進【再掲】
- イ 県独自に設けている規制の廃止、緩和
- ウ 構造改革特区・地域再生制度の活用

### (2)県民との協働の推進

N P O ・ ボランティア等県民との協働事業の推進

- ア N P O等の公募型事業の推進
- イ 公共土木施設愛護事業の推進
- ウ 民活河床掘削推進事業の推進
- エ 協働事業への県及び県民による評価の実施
- オ 愛ロード・スポンサー事業
- カ N P O ・ ボランティア団体等のネットワーク化の推進

協働指針に基づくNPOへの支援

- ア 協働指針に基づくNPOへの支援

県民との協働に向けた行政の意識改革

- ア 県職員の意識改革のための職員研修の実施
- イ 県及び市町職員の意識改革のための説明会の実施
- ウ 職員の社会参加の推進

### (3)市町との協働の推進

権限移譲の推進

- ア 「県・市町権限移譲検討協議会」設置による積極的な権限移譲の推進【再掲】
- イ 「県権限移譲推進指針」に基づく市町支援の実施【再掲】

市町の行財政運営への支援

- ア 新市町及び自主的な合併への支援
- イ 市町との連携、協力の推進
- ウ 人事交流の促進と人材育成の支援
- エ 新ふるさとづくり総合支援事業を活用した市町等への支援

### (4)他県との広域連携の推進

四国4県連携の推進

- ア 四国4県連携の推進

広島県をはじめとする瀬戸内各県との連携、協調の推進

- ア 瀬戸内各県との連携、協調の推進

### 3 組織改革】

～ 県の役割の見直しに対応した組織の構築～

#### (1) 組織のスリム化・活性化

意思決定の迅速化と組織活性化

- ア トップマネジメント機能の強化
- イ えひめ次世代協働ミーティングの開催
- ウ 庁内分権の推進
- エ スタッフ職の活用やグループ制等の導入範囲の拡大
- オ 事務改善職員提案募集の実施

組織・機構の見直し

- ア 本庁組織の再編整備
- イ 地方機関の再編整備
- ウ 試験研究機関の再編整備【再掲】
- エ 地方独立行政法人制度の導入の検討
- オ 県立学校の再編整備

定員管理及び給与の適正化

- ア 適切かつ計画的な定員管理
- イ 臨時職員の削減
- ウ 早期退職特例措置の実施
- エ 給与構造改革の推進
- オ 諸手当などの給与制度・運用の見直し
- カ 技能労務職員に関する見直し
- キ 福利厚生事業の見直し

電子自治体の推進

- ア 電子申請システムの拡充
- イ 公共施設予約システム等の利便性の向上
- ウ 県税電子サービスシステムの拡充
- エ 電子調達の拡充
- オ 電子行政相談の実施
- カ 情報システム調達の合理化の推進
- キ 住民基本台帳ネットワークシステムの整備

#### (2) 能力・業績重視型の人事管理・人材育成の推進

やる気を引き出す人事管理システムへの転換

- ア 職員の能力・業績・意欲を重視した評価制度の構築
- イ 庁内公募制の活用
- ウ 女性職員の登用

幅広い人材の活用

- ア 任期付研究員制度及び任期付職員制度の活用
- イ 事務職と技術職の人事交流の促進
- ウ 再任用職員の活用

人材育成の推進

- ア 人材育成方針に基づく職員研修の充実
- イ 自己啓発の促進

職員の健康管理と働きやすい職場づくり

- ア 職員の健康管理の充実
- イ 仕事と家庭の両立が可能な職場づくり（特定事業主行動計画の推進）
- ウ 公務能率の向上

#### 4 財政構造改革】

～ 持続可能な財政構造への転換～

##### (1) 財政構造の転換

###### 財政構造の転換

- ア 義務的な経費の増嵩抑制
- イ 適正な基金残高の確保
- ウ プライマリーバランスの黒字維持

###### 予算編成システムの見直し

- ア 行政評価制度と連携した予算編成システムの構築
- イ 「選択と集中」を徹底する予算編成の確立
- ウ 特別枠の設定
- エ 企業会計方式による財務評価の活用
- オ 特別会計・企業会計の見直し

###### 行政評価システムの定着化

- ア 行政評価システムの改善
- イ 公共事業評価システムの再構築

##### (2) 徹底した歳出の削減

###### 内部管理経費の削減

- ア 総人件費の抑制
  - 定員適正化計画に基づく職員数の削減【再掲】
  - 臨時職員の削減【再掲】
  - 臨時的な職員給与の減額
  - 諸手当などの給与制度・運用の見直し【再掲】
- イ 内部管理経費の削減
  - 県が設置する施設の見直し
  - 維持管理経費の節減
    - ・ 群管理委託のモデル実施 【再掲】
    - ・ 県有施設（建物）情報のデータベース化・一元化
    - ・ 公共土木施設維持管理システムの構築
  - 業務効率の向上
- ウ 公共調達合理化
  - 情報システム調達の合理化の推進【再掲】
  - 公共工事発注システムの合理化の推進

###### 事務事業の徹底的な見直し

- ア ゼロベースからの見直しによる選択と集中
  - 全ての事務事業の見直し
  - 長期計画後期実施計画の優先施策を踏まえた選択と集中
  - 愛媛の知恵の輪 100事業（ゼロ予算事業）の推進
- イ 県単独補助金等の見直し
  - 市町、団体などへの補助金等の見直し
  - 社会保障関係経費補助金の見直し
  - 国の外郭団体等への負担金の見直し
- ウ 投資的経費の見直し
  - 投資規模の縮小
  - 投資の重点化
  - 愛媛の身の丈に合った「愛媛スペック」の推進
  - 公共工事のコスト縮減
- エ 大規模事業等の見直し
  - 計画中の大規模事業（県有施設整備、全国規模のイベント等）の原則凍結
  - 着手（決定）済み事業の事業期間の延長検討

オ 県出資法人の見直し【再掲】

予算執行段階での節減

〔ア NOT(ノット)3運動の推進

公営企業の経営健全化

〔ア 県立病院事業の経営健全化

イ 電気事業、工業用水道事業の経営健全化

ウ 定員管理の適正化

エ 給与の適正化

オ 民間的経営手法の導入

カ 組織の再編・スリム化

キ 収益増加への取組み

### (3)歳入の確保

県税収入の確保

〔ア 課税自主権の発揮

イ 税負担の公平性確保と徴収率の向上

ウ 県税収納窓口のコンビニエンスストアへの拡充

受益者負担の適正化

〔ア 使用料及び手数料の見直し

イ 事業における特定受益者に対する負担の徹底

県有財産の売却・利活用の推進

〔ア 県有財産の計画的売却

イ 県有財産の利活用の促進

新たな収入源の開拓等

〔ア 広告料収入の確保

イ 宝くじの販売強化

ウ 未回収債権の回収強化

県債の適正な活用

〔ア 最小限の範囲での県債の活用

基金の活用

〔ア 特定目的基金の活用拡大

国への提言

〔ア 地方分権改革の実現に向けた提言

### (4)財政状況の県民理解の促進

財政状況の県民理解の促進

〔ア 構造改革の取組み現状などの情報提供・共有

イ 連結バランスシート等の作成、公表

推進事項	1-(1)- アウトソーシングの推進					所管部課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)																																																								
具体的な取組	ア アウトソーシング・ガイドラインの策定																																																													
内 容	民間等に委ねた方がより効果的・効率的に執行できる業務について、費用対効果、県民サービスの維持向上の観点から、外部委託を積極的に推進する。このため、県が実施すべき事務事業について、協働の視点も重視して、積極的に見直しを行い、戦略的にアウトソーシングを推進するため、アウトソーシング・ガイドラインを策定する。																																																													
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																																																								
アウトソーシング・ガイドラインの策定	ガイドラインの策定																																																													
21年度までの主な進捗状況	18年度：アウトソーシング・ガイドライン策定 17年度：全事務事業を対象として、事務事業評価において、アウトソーシングの可能性について総点検実施																																																													
関連ホームページ	アウトソーシングの推進のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/outsourcing/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/outsourcing/index.htm</a>																																																													
参 考	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">アウトソーシングの状況(21年度末時点)</th> </tr> <tr> <th>事務事業の種類</th> <th>全部委託</th> <th>一部委託</th> <th>全部直営</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>本庁舎清掃</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>本庁舎夜間警備</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>案内・受付</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電話交換</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>公用車運転</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>学校給食</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>学校用務員事務</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>道路維持・清掃等</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>情報処理・庁内情報システム維持</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ホームページ作成・運営</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>調査・集計</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>総務関係事務(給与、旅費、福利厚生等)</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>						アウトソーシングの状況(21年度末時点)				事務事業の種類	全部委託	一部委託	全部直営	本庁舎清掃				本庁舎夜間警備				案内・受付				電話交換				公用車運転				学校給食				学校用務員事務				道路維持・清掃等				情報処理・庁内情報システム維持				ホームページ作成・運営				調査・集計				総務関係事務(給与、旅費、福利厚生等)			
アウトソーシングの状況(21年度末時点)																																																														
事務事業の種類	全部委託	一部委託	全部直営																																																											
本庁舎清掃																																																														
本庁舎夜間警備																																																														
案内・受付																																																														
電話交換																																																														
公用車運転																																																														
学校給食																																																														
学校用務員事務																																																														
道路維持・清掃等																																																														
情報処理・庁内情報システム維持																																																														
ホームページ作成・運営																																																														
調査・集計																																																														
総務関係事務(給与、旅費、福利厚生等)																																																														

推進事項	1-(1)- アウトソーシングの推進					所管部課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	イ 愛媛県版協働化テストの導入					
内 容	県民との協働自治のモデル的取り組みとして、行政側だけがアウトソーシングの適否を判断するのではなく、広く県民からの提案を受け、行政と県民との対話によりアウトソーシングの適否を判断して、アウトソーシングを進める愛媛県版協働化テストの導入を検討する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
愛媛県版協働化テストの導入	(導入検討)	(導入)				
21年度までの主な進捗状況	21年度：愛媛県版協働化テストの実施(提案19件、採択8件) 20年度：愛媛県版協働化テストの実施(提案34件、採択4件) 〔企業が取組む社会貢献活動について、県との新たな連携(県のノウハウ、マンパワー、ネットワーク等の活用)を求める提案枠を新設〕 19年度：愛媛県版協働化テストの実施(提案33件、採択5件) 18年度：アウトソーシング・ガイドラインの策定により、「愛媛県版協働化テストの導入の検討」を位置付け					
関連ホームページ	愛媛県版協働化テストのページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/kyoudouka/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/kyoudouka/index.htm</a>					

推進事項	1-(1)- アウトソーシングの推進					所管部課	総務部 管理局 総務管理課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 群管理委託のモデル実施						
内 容	維持管理コストの削減効果が見込まれる昇降機保守、廃棄物処理の2業務について、県庁周辺の8施設(本庁舎、議事堂、中予地方局、衛生環境研究所、美術館、図書館、警察本部、同第二庁舎)を対象として、19年度から群管理委託をモデル的に実施する。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
昇降機保守、廃棄物処理業務における群管理委託のモデル実施						→	
21年度までの 主な進捗状況	21年度契約実績 17,508千円(昇降機 14,547千円、廃棄物処理 2,961千円) 20年度契約実績 17,434千円(昇降機 14,714千円、廃棄物処理 2,720千円) 19年度契約実績 19,081千円(昇降機 15,038千円、廃棄物処理 4,043千円) 18年度契約実績 30,689千円(昇降機 20,702千円、廃棄物処理 9,987千円)						
関連ホームページ							



推進事項	1-(1)- 公の施設のあり方の見直し				所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)																																																			
具体的な取組	ア 公の施設のあり方の見直し																																																								
内容	民間有識者等で構成する検討組織において、施設を取り巻く環境の変化や「県としての役割」等について検証し、施設のあり方についての検討を行った上で、施設ごとの見直し方針を決定する。																																																								
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																																																			
県直営施設のあり方の見直し			《見直しの実行》			県直営21施設のあり方について検討した上で、各施設の見直しの方向性を決定																																																			
指定管理者制度導入施設のあり方の見直し					見直し実行	指定管理者制度導入25施設のあり方を検討した上で、各施設の見直し方針を決定																																																			
21年度までの主な進捗状況	<p>22年度：医療技術大学の独立行政法人化（22年4月）          県立三島病院を公立学校共済組合（四国中央病院）へ移譲（22年4月）</p> <p>21年度：指定管理者制度導入施設のあり方について「公の施設のあり方検討委員会」で検討見直し方針を決定（22年3月）          県営住宅の指定管理者を指定（21年10月、制度導入は22年4月）</p> <p>20年度：歯科技術専門学校の21年度入学生募集停止を決定（20年6月）          （21年度末をもって閉校）          生涯学習センター、えひめ青少年ふれあいセンター（旧：中央青年の家）、総合科学博物館及び歴史文化博物館の指定管理者を指定（20年10月）（制度導入は21年4月）          東予・南予青年の家を廃止（20年10月）          萬翠荘の指定管理者を指定（20年12月）（制度導入は21年4月）          医療技術大学の地方独立行政法人化に関する検討委員会からの報告（21年2月）          県立博物館を廃止（21年3月）（総合科学博物館へ統合）          レントゲン自動車を廃止（21年3月）</p> <p>19年度：検討対象21施設のうち残る18施設について見直し方針を決定（19年11月）</p> <p>18年度：検討対象21施設のうち3施設について見直し方針を決定（19年2月）          見直し方針に基づき健康増進センター及び心身障害者歯科診療車を廃止（19年3月）          （歯科診療車については、19年度から民間による事業実施体制へ移行）</p> <p>17年度：県直営21施設のあり方を検討するため、行政改革・地方分権推進委員会の下部組織として「公の施設のあり方検討部会」を設置（17年10月）</p>																																																								
関連ホームページ	公の施設のあり方の見直しのページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/arikata/index.html">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/arikata/index.html</a>																																																								
参 考	公の施設（直営施設）のあり方の見直し方針（印の3施設については、18年度に方針を決定）																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>見直し方針</th> <th>施設名</th> <th>見直し方針</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費生活センター</td> <td>当面、県直営で運営</td> <td>県営住宅</td> <td>指定管理者制度の導入</td> </tr> <tr> <td>北条鹿島博物館展示館</td> <td>廃止</td> <td rowspan="2">県立病院</td> <td>三島病院 あらゆる選択肢を視野に今後の方向性を再度検討</td> </tr> <tr> <td>医療技術大学</td> <td>地方独立行政法人制度の導入を検討</td> <td>上記以外の4病院</td> <td>県直営で運営（病院経営の効率化の推進）</td> </tr> <tr> <td>歯科技術専門学校</td> <td>関係団体等への譲渡（譲渡が困難な場合は廃止）</td> <td>病院事業全体</td> <td>病院事業全体の経営のあり方について検討（地方独立行政法人制度の導入検討）</td> </tr> <tr> <td>看護専門学校</td> <td>民間等への譲渡（譲渡先決定までの間は県直営で運営継続）</td> <td>生涯学習センター</td> <td>組織及び運営方法等の抜本的見直し、隣接施設（中央青年の家等）との一体的管理運営（指定管理者制度の導入）</td> </tr> <tr> <td>レントゲン自動車</td> <td>民間等への委託による検診体制への移行</td> <td>総合科学博物館</td> <td>指定管理者制度の導入（学芸部門を除く）</td> </tr> <tr> <td>健康増進センター（ ）</td> <td>廃止</td> <td>歴史文化博物館</td> <td>指定管理者制度の導入（学芸部門を除く）</td> </tr> <tr> <td>動物愛護センター</td> <td>県直営で運営</td> <td>図書館</td> <td>県直営で運営（市町立図書館との役割分担の明確化、本県中核図書館として県内図書館の後方支援への注力）</td> </tr> <tr> <td>さつき寮（ ）</td> <td>県直営で運営</td> <td>博物館</td> <td>総合科学博物館への統合</td> </tr> <tr> <td>心身障害者歯科診療車（ ）</td> <td>民間への委託による事業の実施</td> <td rowspan="2">青年の家</td> <td>中央青年の家 施設の機能転換（青少年のみならず県民の幅広い利用に対応、受益者負担の見直し）、隣接施設（生涯学習センター等）との一体的管理（指定管理者制度の導入）</td> </tr> <tr> <td>中小企業労働相談所</td> <td>県直営で運営</td> <td>東予・南予青年の家</td> <td>廃止</td> </tr> <tr> <td>農業大学校</td> <td>当面、県直営で運営（定員縮小、職員削減及び受益者負担のあり方の検討）</td> <td>美術館</td> <td>当面は現在の運営体制を継続（指定管理者制度の導入を検討）、萬翠荘の美術館分館としての機能の廃止</td> </tr> </tbody> </table>						施設名	見直し方針	施設名	見直し方針	消費生活センター	当面、県直営で運営	県営住宅	指定管理者制度の導入	北条鹿島博物館展示館	廃止	県立病院	三島病院 あらゆる選択肢を視野に今後の方向性を再度検討	医療技術大学	地方独立行政法人制度の導入を検討	上記以外の4病院	県直営で運営（病院経営の効率化の推進）	歯科技術専門学校	関係団体等への譲渡（譲渡が困難な場合は廃止）	病院事業全体	病院事業全体の経営のあり方について検討（地方独立行政法人制度の導入検討）	看護専門学校	民間等への譲渡（譲渡先決定までの間は県直営で運営継続）	生涯学習センター	組織及び運営方法等の抜本的見直し、隣接施設（中央青年の家等）との一体的管理運営（指定管理者制度の導入）	レントゲン自動車	民間等への委託による検診体制への移行	総合科学博物館	指定管理者制度の導入（学芸部門を除く）	健康増進センター（ ）	廃止	歴史文化博物館	指定管理者制度の導入（学芸部門を除く）	動物愛護センター	県直営で運営	図書館	県直営で運営（市町立図書館との役割分担の明確化、本県中核図書館として県内図書館の後方支援への注力）	さつき寮（ ）	県直営で運営	博物館	総合科学博物館への統合	心身障害者歯科診療車（ ）	民間への委託による事業の実施	青年の家	中央青年の家 施設の機能転換（青少年のみならず県民の幅広い利用に対応、受益者負担の見直し）、隣接施設（生涯学習センター等）との一体的管理（指定管理者制度の導入）	中小企業労働相談所	県直営で運営	東予・南予青年の家	廃止	農業大学校	当面、県直営で運営（定員縮小、職員削減及び受益者負担のあり方の検討）	美術館
施設名	見直し方針	施設名	見直し方針																																																						
消費生活センター	当面、県直営で運営	県営住宅	指定管理者制度の導入																																																						
北条鹿島博物館展示館	廃止	県立病院	三島病院 あらゆる選択肢を視野に今後の方向性を再度検討																																																						
医療技術大学	地方独立行政法人制度の導入を検討		上記以外の4病院	県直営で運営（病院経営の効率化の推進）																																																					
歯科技術専門学校	関係団体等への譲渡（譲渡が困難な場合は廃止）	病院事業全体	病院事業全体の経営のあり方について検討（地方独立行政法人制度の導入検討）																																																						
看護専門学校	民間等への譲渡（譲渡先決定までの間は県直営で運営継続）	生涯学習センター	組織及び運営方法等の抜本的見直し、隣接施設（中央青年の家等）との一体的管理運営（指定管理者制度の導入）																																																						
レントゲン自動車	民間等への委託による検診体制への移行	総合科学博物館	指定管理者制度の導入（学芸部門を除く）																																																						
健康増進センター（ ）	廃止	歴史文化博物館	指定管理者制度の導入（学芸部門を除く）																																																						
動物愛護センター	県直営で運営	図書館	県直営で運営（市町立図書館との役割分担の明確化、本県中核図書館として県内図書館の後方支援への注力）																																																						
さつき寮（ ）	県直営で運営	博物館	総合科学博物館への統合																																																						
心身障害者歯科診療車（ ）	民間への委託による事業の実施	青年の家	中央青年の家 施設の機能転換（青少年のみならず県民の幅広い利用に対応、受益者負担の見直し）、隣接施設（生涯学習センター等）との一体的管理（指定管理者制度の導入）																																																						
中小企業労働相談所	県直営で運営		東予・南予青年の家	廃止																																																					
農業大学校	当面、県直営で運営（定員縮小、職員削減及び受益者負担のあり方の検討）	美術館	当面は現在の運営体制を継続（指定管理者制度の導入を検討）、萬翠荘の美術館分館としての機能の廃止																																																						
公の施設（指定管理者施設）のあり方の見直し方針																																																									
見直し方針		施設名																																																							
現状以外の方向性のもの		宇和海自然ふれあい館（譲渡）、産業情報センター（抜本的見直し）、物産観光センター（廃止）																																																							
当面県立施設とするもの		こどもの城、障害者更生センター、南予レクリエーション都市公園、道後公園、生活文化センター																																																							
引き続き県立施設とするもの		女性総合センター、体験型環境学習センター、総合社会福祉会館、ファミリーハウスあい、母子生活支援センター、身体障害者福祉センター、視覚福祉センター、在宅介護研修センター、国際貿易センター、植物くん蒸所、テクノプラザ愛媛、森林公園、松山観光港ターミナル、総合運動公園、とべ動物園、県民文化会館、武道館																																																							

推進事項	1-(1)- 試験研究機関のあり方の見直し					所管部課	企画情報部 管理局 企画調整課 (関係部課)
具体的な取組	ア 試験研究機関のあり方の見直し						
内 容	社会環境の変化に対応して、県民ニーズや本県の特徴に合致した効果的かつ効率的な試験研究の推進を図るため、試験研究機関の現状に関する評価を実施したうえで、組織再編を含めた今後の試験研究機関のあり方を検討する。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
試験研究機関のあり方の見直し		→	組織再編			見直し対象機関数 15 20年度組織再編	
21年度までの主な進捗状況	19年度：前年度に引き続き、組織再編の具体的な姿を検討し、パブリックコメント等を実施したうえ、平成20年度の組織改正において、3機関に再編 18年度：企画情報部の調整のもと各部局において所管の試験研究機関の果たすべき役割を整理したうえ、組織再編の素案を作成（19年3月愛媛県科学技術振興会議に報告、意見聴取） 17年度：企画情報部の調整のもと各部局において所管の試験研究機関のあり方についての検討に着手						
関連ホームページ							
参 考	組織再編の状況						
	分野	再編前（～ H20.3）				再編後（H20.4～）	
		機関数	機 関 名				
	保健・環境	1機関	衛生環境研究所			衛生環境研究所	
	工業	4機関	工業技術センター、繊維産業試験場、紙産業研究センター、窯業試験場			産業技術研究所	
土木	1機関	建設研究所					
農林水産	9機関	農業試験場、果樹試験場、花き総合指導センター、畜産試験場、養鶏試験場、林業技術センター、水産試験場、中予水産試験場、魚病指導センター			農林水産研究所		

推進事項	1-(1)- 県出資法人のあり方の見直し				所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)																																																																																																																																																																																																																																																	
具体的な取組	ア 「県出資法人改革プラン」に基づく県出資法人の統廃合																																																																																																																																																																																																																																																						
内容	社会経済情勢の変化に伴い顕在化している県出資法人の様々な課題に対応するため18年3月に「愛媛県出資法人改革プラン」を策定するとともに、改革プランの進捗状況の進行管理及び点検評価を行う「愛媛県出資法人点検評価部会(18年7月設置)」を設置し、その着実な実施を図る。																																																																																																																																																																																																																																																						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																																																																																																																																																																																																																																																	
改革プランに基づく県出資法人の統廃合					改革期間の総括	2団体程度削減																																																																																																																																																																																																																																																	
21年度までの主な進捗状況	<p>参考：「県出資法人改革プラン」(改革期間：18年度～21年度)の策定 見直し対象法人：県出資率が25%以上の法人及び県が財政支援を行っている出資法人 (参考「県出資法人の見直しに係る取組」のとおり) 【県出資法人に係るこれまでの取組】</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>14年度</td> <td>15年度</td> <td>16年度</td> <td>17年度</td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> <td>計</td> </tr> <tr> <td>統廃合</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3(1)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1(2)</td> <td>9</td> </tr> </table> <p>1 (財)愛媛県保健医療財団(17年6月廃止)、(財)愛媛県篤志献体協会(17年10月廃止)、 愛媛県道路公社(18年3月廃止) 2 (社)愛媛県果実生産出荷基金協会及び(社)愛媛県野菜価格安定基金協会(21年7月統合) 統合後：(社)愛媛県園芸振興基金協会</p>							14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計	統廃合	1	2	2	3(1)	-	-	-	1(2)	9																																																																																																																																																																																																																													
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計																																																																																																																																																																																																																																														
統廃合	1	2	2	3(1)	-	-	-	1(2)	9																																																																																																																																																																																																																																														
関連ホームページ	県出資法人の経営状況のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/index.htm</a>																																																																																																																																																																																																																																																						
参 考	<p>県出資法人の見直しに係る取組(21.7.1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">出資法人名</th> <th colspan="3">21.7.1の状況</th> <th rowspan="2">取組状況</th> <th rowspan="2">18～21年度の取組(見直しの方向性)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>基本金(資本金) (千円)</th> <th>県出資金額(千円)</th> <th>出資率%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>松山空港ビル棟</td><td>1,125,000</td><td>300,000</td><td>26.7</td><td></td><td>経営改善をいくつか存続</td><td></td></tr> <tr><td>(財)愛媛県廃棄物処理センター</td><td>10,000</td><td>2,500</td><td>25.0</td><td></td><td>経営改善をいくつか存続</td><td></td></tr> <tr><td>(財)えひめ女性財団</td><td>1,000,000</td><td>1,000,000</td><td>100.0</td><td></td><td>経営環境を踏まえた見直し</td><td></td></tr> <tr><td>(社)愛媛県社会福祉事業団</td><td>10,000</td><td>10,000</td><td>100.0</td><td></td><td>経営環境を踏まえた見直し</td><td></td></tr> <tr><td>(財)愛媛県保健医療財団</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>17.6廃止</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>(財)愛媛県篤志献体協会</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>17.10廃止</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>愛媛エフ・イー・ゼット棟</td><td>3,427,000</td><td>936,000</td><td>27.3</td><td></td><td>経営環境を踏まえた見直し</td><td></td></tr> <tr><td>(財)伊方原子力広域センター</td><td>6,000</td><td>2,000</td><td>33.3</td><td></td><td>経営改善をいくつか存続</td><td></td></tr> <tr><td>(財)えひめ産業振興財団</td><td>2,519,557</td><td>950,000</td><td>37.7</td><td></td><td>経営環境を踏まえた見直し</td><td></td></tr> <tr><td>愛媛県信用保証協会</td><td>12,244,005</td><td>3,398,993</td><td>27.8</td><td></td><td>経営改善をいくつか存続</td><td></td></tr> <tr><td>(財)松山観光コンベンション協会</td><td>521,000</td><td>150,000</td><td>28.8</td><td></td><td>経営改善をいくつか存続</td><td></td></tr> <tr><td>(財)愛媛県国際交流協会</td><td>1,500,000</td><td>1,000,000</td><td>66.7</td><td></td><td>経営改善をいくつか存続</td><td></td></tr> <tr><td>(財)今治地域地場産業振興センター</td><td>115,000</td><td>10,000</td><td>8.7</td><td></td><td>19年度をもって点検評価終了</td><td>県財政支援の終了</td></tr> <tr><td>機今治織りリソースセンター</td><td>761,000</td><td>50,000</td><td>6.6</td><td></td><td>19年度をもって点検評価終了</td><td>※</td></tr> <tr><td>(財)愛媛の森林基金</td><td>1,050,514</td><td>400,000</td><td>38.1</td><td></td><td>経営改善をいくつか存続</td><td></td></tr> <tr><td>(財)えひめ農林漁業担い手育成公社</td><td>15,000</td><td>10,650</td><td>71.0</td><td></td><td>経営改善をいくつか存続</td><td></td></tr> <tr><td>(社)愛媛県果実生産出荷安定基金協会</td><td>100,000</td><td>25,000</td><td>25.0</td><td>21.7統合</td><td>□ 統合</td><td></td></tr> <tr><td>(社)愛媛県野菜価格安定基金協会</td><td>71,954</td><td>20,041</td><td>27.9</td><td></td><td>□ 統合</td><td></td></tr> <tr><td>(財)愛媛県水産振興基金</td><td>423,000</td><td>120,000</td><td>28.4</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(財)愛媛県栽培漁業基金</td><td>2,209,200</td><td>665,000</td><td>30.1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>愛媛県農業信用基金協会</td><td>2,177,410</td><td>480,560</td><td>22.1</td><td></td><td>経営改善をいくつか存続</td><td>県財政支援</td></tr> <tr><td>(社)愛媛県畜産協会</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td></td><td>20年度をもって点検評価終了</td><td>出資法人から除外</td></tr> <tr><td>松山観光港ターミナル棟</td><td>600,000</td><td>256,000</td><td>42.7</td><td></td><td>経営環境を踏まえた見直し</td><td></td></tr> <tr><td>(財)愛媛県動物園協会</td><td>20,000</td><td>10,000</td><td>50.0</td><td></td><td>経営環境を踏まえた見直し</td><td></td></tr> <tr><td>南レク棟</td><td>400,000</td><td>401,000</td><td>26.7</td><td></td><td>経営環境を踏まえた見直し</td><td></td></tr> <tr><td>愛媛県土地開発公社</td><td>30,000</td><td>30,000</td><td>100.0</td><td></td><td>経営環境を踏まえた見直し</td><td></td></tr> <tr><td>愛媛県道路公社</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td><td>18.3廃止</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>愛媛県住宅供給公社</td><td>10,000</td><td>10,000</td><td>100.0</td><td></td><td>経営環境を踏まえた見直し</td><td></td></tr> <tr><td>(財)愛媛県文化振興財団</td><td>1,517,300</td><td>1,200,000</td><td>79.1</td><td></td><td>経営環境を踏まえた見直し</td><td></td></tr> <tr><td>(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター</td><td>5,000</td><td>5,000</td><td>100.0</td><td></td><td>経営環境を踏まえた見直し</td><td></td></tr> <tr><td>(財)愛媛県スポーツ振興事業団</td><td>750,203</td><td>500,000</td><td>66.6</td><td></td><td>経営環境を踏まえた見直し</td><td></td></tr> <tr><td>(財)愛媛県暴力追放推進センター</td><td>600,000</td><td>300,000</td><td>50.0</td><td></td><td>経営改善をいくつか存続</td><td></td></tr> <tr> <td>区分</td> <td colspan="3">点検評価対象法人(21.7.1)：25法人</td> <td>廃止法人： 3法人 統合法人： 1法人</td> <td colspan="2">         統合：4 3法人          ・経営環境を踏まえた見直し：12法人          ・経営改善をいくつか存続：10法人          合計 25法人       </td> </tr> </tbody> </table> <p>統合後：(社)愛媛県園芸振興基金協会 基本金171,954千円、県出資金額45,041千円、出資率26.2%</p>						出資法人名	21.7.1の状況			取組状況	18～21年度の取組(見直しの方向性)	備考	基本金(資本金) (千円)	県出資金額(千円)	出資率%	松山空港ビル棟	1,125,000	300,000	26.7		経営改善をいくつか存続		(財)愛媛県廃棄物処理センター	10,000	2,500	25.0		経営改善をいくつか存続		(財)えひめ女性財団	1,000,000	1,000,000	100.0		経営環境を踏まえた見直し		(社)愛媛県社会福祉事業団	10,000	10,000	100.0		経営環境を踏まえた見直し		(財)愛媛県保健医療財団	-	-	-	17.6廃止	-		(財)愛媛県篤志献体協会	-	-	-	17.10廃止	-		愛媛エフ・イー・ゼット棟	3,427,000	936,000	27.3		経営環境を踏まえた見直し		(財)伊方原子力広域センター	6,000	2,000	33.3		経営改善をいくつか存続		(財)えひめ産業振興財団	2,519,557	950,000	37.7		経営環境を踏まえた見直し		愛媛県信用保証協会	12,244,005	3,398,993	27.8		経営改善をいくつか存続		(財)松山観光コンベンション協会	521,000	150,000	28.8		経営改善をいくつか存続		(財)愛媛県国際交流協会	1,500,000	1,000,000	66.7		経営改善をいくつか存続		(財)今治地域地場産業振興センター	115,000	10,000	8.7		19年度をもって点検評価終了	県財政支援の終了	機今治織りリソースセンター	761,000	50,000	6.6		19年度をもって点検評価終了	※	(財)愛媛の森林基金	1,050,514	400,000	38.1		経営改善をいくつか存続		(財)えひめ農林漁業担い手育成公社	15,000	10,650	71.0		経営改善をいくつか存続		(社)愛媛県果実生産出荷安定基金協会	100,000	25,000	25.0	21.7統合	□ 統合		(社)愛媛県野菜価格安定基金協会	71,954	20,041	27.9		□ 統合		(財)愛媛県水産振興基金	423,000	120,000	28.4				(財)愛媛県栽培漁業基金	2,209,200	665,000	30.1				愛媛県農業信用基金協会	2,177,410	480,560	22.1		経営改善をいくつか存続	県財政支援	(社)愛媛県畜産協会	-	-	-		20年度をもって点検評価終了	出資法人から除外	松山観光港ターミナル棟	600,000	256,000	42.7		経営環境を踏まえた見直し		(財)愛媛県動物園協会	20,000	10,000	50.0		経営環境を踏まえた見直し		南レク棟	400,000	401,000	26.7		経営環境を踏まえた見直し		愛媛県土地開発公社	30,000	30,000	100.0		経営環境を踏まえた見直し		愛媛県道路公社	-	-	-	18.3廃止	-		愛媛県住宅供給公社	10,000	10,000	100.0		経営環境を踏まえた見直し		(財)愛媛県文化振興財団	1,517,300	1,200,000	79.1		経営環境を踏まえた見直し		(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター	5,000	5,000	100.0		経営環境を踏まえた見直し		(財)愛媛県スポーツ振興事業団	750,203	500,000	66.6		経営環境を踏まえた見直し		(財)愛媛県暴力追放推進センター	600,000	300,000	50.0		経営改善をいくつか存続		区分	点検評価対象法人(21.7.1)：25法人			廃止法人： 3法人 統合法人： 1法人	統合：4 3法人 ・経営環境を踏まえた見直し：12法人 ・経営改善をいくつか存続：10法人 合計 25法人	
出資法人名	21.7.1の状況			取組状況	18～21年度の取組(見直しの方向性)	備考																																																																																																																																																																																																																																																	
	基本金(資本金) (千円)	県出資金額(千円)	出資率%																																																																																																																																																																																																																																																				
松山空港ビル棟	1,125,000	300,000	26.7		経営改善をいくつか存続																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)愛媛県廃棄物処理センター	10,000	2,500	25.0		経営改善をいくつか存続																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)えひめ女性財団	1,000,000	1,000,000	100.0		経営環境を踏まえた見直し																																																																																																																																																																																																																																																		
(社)愛媛県社会福祉事業団	10,000	10,000	100.0		経営環境を踏まえた見直し																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)愛媛県保健医療財団	-	-	-	17.6廃止	-																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)愛媛県篤志献体協会	-	-	-	17.10廃止	-																																																																																																																																																																																																																																																		
愛媛エフ・イー・ゼット棟	3,427,000	936,000	27.3		経営環境を踏まえた見直し																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)伊方原子力広域センター	6,000	2,000	33.3		経営改善をいくつか存続																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)えひめ産業振興財団	2,519,557	950,000	37.7		経営環境を踏まえた見直し																																																																																																																																																																																																																																																		
愛媛県信用保証協会	12,244,005	3,398,993	27.8		経営改善をいくつか存続																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)松山観光コンベンション協会	521,000	150,000	28.8		経営改善をいくつか存続																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)愛媛県国際交流協会	1,500,000	1,000,000	66.7		経営改善をいくつか存続																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)今治地域地場産業振興センター	115,000	10,000	8.7		19年度をもって点検評価終了	県財政支援の終了																																																																																																																																																																																																																																																	
機今治織りリソースセンター	761,000	50,000	6.6		19年度をもって点検評価終了	※																																																																																																																																																																																																																																																	
(財)愛媛の森林基金	1,050,514	400,000	38.1		経営改善をいくつか存続																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)えひめ農林漁業担い手育成公社	15,000	10,650	71.0		経営改善をいくつか存続																																																																																																																																																																																																																																																		
(社)愛媛県果実生産出荷安定基金協会	100,000	25,000	25.0	21.7統合	□ 統合																																																																																																																																																																																																																																																		
(社)愛媛県野菜価格安定基金協会	71,954	20,041	27.9		□ 統合																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)愛媛県水産振興基金	423,000	120,000	28.4																																																																																																																																																																																																																																																				
(財)愛媛県栽培漁業基金	2,209,200	665,000	30.1																																																																																																																																																																																																																																																				
愛媛県農業信用基金協会	2,177,410	480,560	22.1		経営改善をいくつか存続	県財政支援																																																																																																																																																																																																																																																	
(社)愛媛県畜産協会	-	-	-		20年度をもって点検評価終了	出資法人から除外																																																																																																																																																																																																																																																	
松山観光港ターミナル棟	600,000	256,000	42.7		経営環境を踏まえた見直し																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)愛媛県動物園協会	20,000	10,000	50.0		経営環境を踏まえた見直し																																																																																																																																																																																																																																																		
南レク棟	400,000	401,000	26.7		経営環境を踏まえた見直し																																																																																																																																																																																																																																																		
愛媛県土地開発公社	30,000	30,000	100.0		経営環境を踏まえた見直し																																																																																																																																																																																																																																																		
愛媛県道路公社	-	-	-	18.3廃止	-																																																																																																																																																																																																																																																		
愛媛県住宅供給公社	10,000	10,000	100.0		経営環境を踏まえた見直し																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)愛媛県文化振興財団	1,517,300	1,200,000	79.1		経営環境を踏まえた見直し																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター	5,000	5,000	100.0		経営環境を踏まえた見直し																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)愛媛県スポーツ振興事業団	750,203	500,000	66.6		経営環境を踏まえた見直し																																																																																																																																																																																																																																																		
(財)愛媛県暴力追放推進センター	600,000	300,000	50.0		経営改善をいくつか存続																																																																																																																																																																																																																																																		
区分	点検評価対象法人(21.7.1)：25法人			廃止法人： 3法人 統合法人： 1法人	統合：4 3法人 ・経営環境を踏まえた見直し：12法人 ・経営改善をいくつか存続：10法人 合計 25法人																																																																																																																																																																																																																																																		

推進事項	1-(1)- 県出資法人のあり方の見直し					所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	イ 「県出資法人改革プラン」に基づく県出資法人の自主性・自律性の向上						
内 容	改革プランに基づき、県出資法人の自主性・自律性を向上させる観点から、組織体制の見直しを進めるとともに、経営基盤の充実・強化、役職員及び給与制度の見直しを進める。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
組織体制の見直し					→	《改革期間の総括》 改革プランにおける目標達成率 100%	
経営基盤の充実・強化					→		
役職員数及び給与制度の見直し					→		
21年度までの主な進捗状況	21年度：20年度実績等に基づく点検評価を実施 20年度：19年度実績等に基づく点検評価を実施 19年度：18年度実績等に基づく点検評価を実施 18年度：「愛媛県出資法人改革プラン」を策定・公表し、「愛媛県出資法人点検評価部会」を設置するとともに、17年度実績に基づく点検評価を実施						
関連ホームページ	県出資法人のあり方の見直しに関するページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/index.htm</a>						

推進事項	1-(1)- 県出資法人のあり方の見直し					所管部課	総務部 管理局 人事課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)																																																																												
具体的な取組	ウ 「県出資法人改革プラン」に基づく県出資法人の県の関与の適正化																																																																																		
内 容	改革プランに基づき、県の財政負担の軽減や県出資法人の自主性・自律性を向上させる観点から、県の財政的関与及び、県派遣職員の計画的引揚げ等の人的関与の見直しを行う。																																																																																		
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																																																																													
財政的関与の見直し					→	《改革期間の総括》 改革プランにおける目標達成率 100%																																																																													
人的関与の見直し					→																																																																														
21年度までの主な進捗状況	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="10">県の財政的関与の推移 (決算ベース (単位 :百万円))</th> </tr> <tr> <th>年 度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金</td> <td>912</td> <td>1,110</td> <td>1,001</td> <td>977</td> <td>2,945</td> <td>718</td> <td>1,152</td> <td>688</td> <td></td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>5,323</td> <td>5,198</td> <td>4,752</td> <td>4,478</td> <td>2,512</td> <td>2,371</td> <td>2,443</td> <td>2,578</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="12">県派遣職員の推移 (各年度4月1日現在 (単位 :人))</th> </tr> <tr> <th>年 度</th> <th>13年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>派遣職員数</td> <td>103</td> <td>73</td> <td>83</td> <td>87</td> <td>90</td> <td>66</td> <td>57</td> <td>55</td> <td>46</td> <td>57</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>13年12月議会で「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」を制定 (14年4月1日施行)</p>							県の財政的関与の推移 (決算ベース (単位 :百万円))										年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度		補助金	912	1,110	1,001	977	2,945	718	1,152	688		委託料	5,323	5,198	4,752	4,478	2,512	2,371	2,443	2,578		県派遣職員の推移 (各年度4月1日現在 (単位 :人))												年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度		派遣職員数	103	73	83	87	90	66	57	55	46	57	
県の財政的関与の推移 (決算ベース (単位 :百万円))																																																																																			
年 度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																																																																											
補助金	912	1,110	1,001	977	2,945	718	1,152	688																																																																											
委託料	5,323	5,198	4,752	4,478	2,512	2,371	2,443	2,578																																																																											
県派遣職員の推移 (各年度4月1日現在 (単位 :人))																																																																																			
年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																																																																									
派遣職員数	103	73	83	87	90	66	57	55	46	57																																																																									
関連ホームページ	県出資法人のあり方の見直しに関するページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/index.htm</a>																																																																																		

推進事項	1-(1)- 県出資法人のあり方の見直し				所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 県民環境部 管理局 県民活動推進課 (関係部課)
具体的な取組	エ 「県出資法人改革プラン」に基づく県出資法人の経営情報等の積極的な開示					
内 容	県出資法人の情報公開を更に促進するため、情報公開の努力義務を課す県出資法人の範囲の拡大を図るとともに、法人自らの自主的な情報公開に努める。 また、改革プランの公表にあわせて、積極的かつ県民に分かりやすい形での財務状況等の公開に努める。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
情報公開条例の対象法人が自主的に情報公開を行うよう指導					改革期間の総括	情報公開実施率(県出資率が25%以上かつ最も高い18法人) 100%
法人の財務状況等の公開						情報開示率(改革プラン見直し対象29法人) 100% 21年度時点は対象25法人(対象要件を満たさなくなった3法人を除外、統合により1法人減)
改革プランの進捗状況等の公開						
21年度までの主な進捗状況	<p>21年度：県出資法人改革プランに基づく県出資法人の経営情報等の開示について、対象25法人全てにおいて経営情報の開示を実施済。</p> <p>20年度：県出資法人改革プランに基づく県出資法人の経営情報等の開示について、対象27法人全てにおいて経営情報の開示を実施済。</p> <p>19年度：県出資法人改革プランに基づく県出資法人の経営情報等の開示について、対象29法人中28法人において経営情報の開示を実施済。</p> <p>18年度：県出資法人改革プランに基づく県出資法人の経営情報等の開示について、対象29法人中27法人において経営情報の開示を実施済。 情報公開の努力義務を課す法人を、会社法人を除く県出資比率が25%以上かつ出資順位が第1位の法人(18法人)に拡大し、全法人において実施済。</p> <p>17年度：県出資率が25%以上(28法人)について、法人の概要や財務状況等を県ホームページにおいて公開。 情報公開制度導入法人数(11法人)</p> <p>16年度：県出資率が25%以上(29法人)について、法人の概要や財務状況等を県ホームページにおいて公開。</p> <p>15年度：同上</p> <p>14年度：県出資率が50%以上の法人(14法人)が情報公開要綱を制定。 県出資率が25%以上の法人(29法人)について、法人の概要や財務状況等を県ホームページにおいて公開。</p> <p>13年度：出資法人自らが情報公開に関し自主的な措置を採るよう、努力義務を情報公開条例に規定するとともに、努力義務を負う出資法人として出資率が50%以上の法人を指定。また、指定法人の情報公開に関する「モデル要綱」を制定。</p>					
関連ホームページ	県出資法人の経営状況のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/index.htm</a>					

推進事項	1-(1)- 市町との役割分担のあり方の見直し					所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)																																																				
具体的な取組	ア 「県・市町権限移譲検討協議会」設置による積極的な権限移譲の推進																																																										
内 容	<p>地方分権の趣旨に沿った個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、住民に身近な行政は住民に身近な市町が担うことを原則に、県と市町の役割分担を行った上で、合併により規模が拡大した市町が、実情に応じた総合的かつきめ細かな施策を展開できるよう、市町の意向を踏まえながら、市町の行政体制の整備状況に応じた権限を移譲する。</p> <p>17年度：「地方分権型行政システム構築に向けた権限移譲推進指針」と並行し、新たな移譲方針の検討及び決定 市町の希望に応じた包括移譲方式に加え、中核市、一般市（10市）、町（9町）の区分に応じて、市町と協議しながら、原則として、関連する申請受理から決定までの一連の事務をまとめたパッケージを束ねて、一律に移譲を進める。</p> <p>18年度：「権限移譲検討協議会」及び検討部会（中核市、一般市、町）の設置、開催 「県権限移譲推進指針」及び「権限移譲具体化プログラム」の策定</p> <p>19年度以降：指針、プログラムに沿って、権限移譲 市町の要望を踏まえ、定期的に指針及びプログラムを見直し、改訂を行う。 なお、18年度～21年度を推進期間としてきたが、21年度改訂において指針を恒久化。</p>																																																										
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																																																					
市町との協議の場の設置・運営	→				→																																																						
権限移譲具体化プログラムの作成・運用	→				→																																																						
プログラムに基づく権限移譲の推進					→	プログラム上の移譲予定 (43パッケージ867事務)																																																					
	<p>15年度 「地方分権型行政システム構築に向けた権限移譲推進指針」の策定 18年度 「県権限移譲推進指針」及び「権限移譲具体化プログラム」の策定 19年度以降毎年度「県権限移譲推進指針」及び「権限移譲具体化プログラム」を見直し改訂</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">【権限移譲事務】</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>移譲事務内容</th> <th colspan="2">移譲事務数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14年度</td> <td>都市計画区域等における開発許可等</td> <td colspan="2">79</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>悪臭、振動に係る規制地域の指定等</td> <td colspan="2">78</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>薬局開設許可等</td> <td colspan="2">63</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>個人が施行する土地区画整理事業の施行認可等</td> <td colspan="2">213</td> </tr> <tr> <th colspan="4">指針掲示パッケージの移譲実績</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>移譲事務内容</th> <th>パッケージ数 (累計)</th> <th>パッケージ 移譲事務数 (累計)</th> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>農地の権利移動の許可等に係る事務</td> <td>7 (8)</td> <td>49 (105)</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>NPO法人設立の認証等に係る事務</td> <td>21 (25)</td> <td>300 (359)</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>特定行政庁に係る事務等</td> <td>19 (30)</td> <td>378 (492)</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>旅券の申請受理と交付に係る事務等</td> <td>13 (31)</td> <td>186 (602)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">22年3月末の条例等規定数・・・1,155事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>各年度実績は、当該年度に市町村と協議のうえ、条例等を規定した数(移譲は翌年度) 22年3月末の条例等規定数は、各年度の実績のうち、既に同一法令事務の移譲がある場合は除く。また、13年度以前の規定事務を含むため、14～21年度の移譲事務数の計とは一致しない。</p>							【権限移譲事務】				年度	移譲事務内容	移譲事務数		14年度	都市計画区域等における開発許可等	79		15年度	悪臭、振動に係る規制地域の指定等	78		16年度	薬局開設許可等	63		17年度	個人が施行する土地区画整理事業の施行認可等	213		指針掲示パッケージの移譲実績				年度	移譲事務内容	パッケージ数 (累計)	パッケージ 移譲事務数 (累計)	18年度	農地の権利移動の許可等に係る事務	7 (8)	49 (105)	19年度	NPO法人設立の認証等に係る事務	21 (25)	300 (359)	20年度	特定行政庁に係る事務等	19 (30)	378 (492)	21年度	旅券の申請受理と交付に係る事務等	13 (31)	186 (602)	22年3月末の条例等規定数・・・1,155事務			
【権限移譲事務】																																																											
年度	移譲事務内容	移譲事務数																																																									
14年度	都市計画区域等における開発許可等	79																																																									
15年度	悪臭、振動に係る規制地域の指定等	78																																																									
16年度	薬局開設許可等	63																																																									
17年度	個人が施行する土地区画整理事業の施行認可等	213																																																									
指針掲示パッケージの移譲実績																																																											
年度	移譲事務内容	パッケージ数 (累計)	パッケージ 移譲事務数 (累計)																																																								
18年度	農地の権利移動の許可等に係る事務	7 (8)	49 (105)																																																								
19年度	NPO法人設立の認証等に係る事務	21 (25)	300 (359)																																																								
20年度	特定行政庁に係る事務等	19 (30)	378 (492)																																																								
21年度	旅券の申請受理と交付に係る事務等	13 (31)	186 (602)																																																								
22年3月末の条例等規定数・・・1,155事務																																																											
関連ホームページ	<p>市町への権限移譲のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/bunken/shishin.html">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/bunken/shishin.html</a></p>																																																										

推進事項	1-(1)- 市町との役割分担のあり方の見直し					所管部課	総務部 管理局 人事課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	イ 「県権限移譲推進指針」に基づく市町支援の実施						
内 容	市町への権限移譲に伴う財源措置として、市町に直接手数料が入るもの、地方交付税が交付されるもの、処理件数が少ないもの等を除き、権限移譲事務等交付金を引き続き交付する。また、県権限移譲推進指針に基づき、今後の集中的な事務の移譲による当該年度の市町財政の支援などについて検討する。 さらに、移譲事務の円滑な移行、適切な事務執行の定着を図るため、当該業務に精通し、専門的な知識を有する職員の移譲先への派遣、市町職員の県研修生としての受け入れなどの人的支援や、必要に応じて、説明会の開催、事務処理マニュアルの作成等、適切な事務引継に努め、市町の支援を行う。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
財政的支援						協議会等での市町の意見等を踏まえ検討。	
人的支援						協議会等での市町の意見等を踏まえ検討。	
21年度までの主な進捗状況	【権限移譲事務等市町交付金】 21年度：交付金額 71,166千円 20年度：交付金額 69,592千円 19年度：交付金額 64,171千円 18年度：権限移譲事務等市町交付金を改定（19年度から初年度経費（措置期間19～21年度）及び加算金（19年度限り）を創設） 18年度：交付金額 58,048千円 17年度：交付金額 63,636千円 16年度：交付金額 65,751千円 15年度：交付金額 65,489千円						
関連ホームページ	市町への権限移譲のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/bunken/shishin.html">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/bunken/shishin.html</a>						

推進事項	1-(1)- 道州制など新しい広域自治体像の研究					所管部課	企画情報部 管理局 企画調整課
具体的な取組	ア 道州制など新しい広域自治体像の研究						
内 容	全国トップレベルの速さで進展している市町村合併や国の地方制度改革の動向を踏まえるとともに、これまでの四国4県の担当者による勉強会や本県の「県のあり方研究会」での検討結果を活かしながら、四国4県の部次長級職員で構成する「四国4県道州制研究会」を設置し、国と地方の役割分担や望ましい税財政制度、更には四国州となった場合の課題と対応等に関する調査検討を行う。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
道州制等新しい広域自治体像の検討							
四国4県道州制研究会							
21年度までの主な進捗状況	21年度：全国知事会道州制特別委員会等で引き続き検討 20年度：全国知事会道州制特別委員会等で引き続き検討 19年度：最終報告を四国知事会議に報告 18年度：中間取りまとめを行い、四国知事会議に報告 17年度：四国4県の部次長級職員で構成する「四国4県道州制研究会」を設置 15・16年度：本県の若手職員による「県のあり方研究会」設置 14・15年度：四国4県担当者による勉強会設置						
関連ホームページ							

推進事項	1-(2)- 県政情報の積極的な提供					所管部課	企画情報部 秘書広報局 広報広聴課 (関係部課)
具体的な取組	ア 県民への多様な情報提供の推進						
内 容	広報戦略を新たに策定するなどにより県政情報の効果的な提供を一層進めるとともに、広報紙や新聞、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用し、県民の県政への参加機会の拡充につながるよう県民参加型の広報活動の充実を図る。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
広報戦略の策定と推進						→	
県民参加型の広報活動の充実						→	
21年度までの主な進捗状況	22年3月：インターネット放送局と県職員ブログを開始し、県民に親しみやすい県政情報を発信 21年8月：広報広聴戦略プラン策定 18年4月：インターネットを活用したメールマガジン「Ehimail（エヒメール）」を発信して県の行事等を紹介 17年4月：各社競争によって、高い視聴率が見込まれる時間帯で、より質の高いテレビ広報番組を制作・放送 15年9月：インターネットを活用し、動画情報を発信して県の行事等を紹介						
関連ホームページ	広報紙のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/guide/sawayaka/sawayaka/sawayaka.htm">http://www.pref.ehime.jp/guide/sawayaka/sawayaka/sawayaka.htm</a> 広報番組のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/kouhoubangumi/index.html">http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/kouhoubangumi/index.html</a> メールマガジンのページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/00007717060327/index.html">http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/00007717060327/index.html</a> 県職員ブログのページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/h12200/1191875_1876.html">http://www.pref.ehime.jp/h12200/1191875_1876.html</a> えひめネットテレビ「ひめテレっ!」のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/h12200/ehimenettv/">http://www.pref.ehime.jp/h12200/ehimenettv/</a>						

推進事項	1-(2)- 県政情報の積極的な提供					所管部課	企画情報部 秘書広報局 広報広聴課 (関係部課)
具体的な取組	イ 多くの人にとってより見やすく使いやすいホームページの作成						
内 容	ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、「欲しい情報を見つけやすい」「誰もが使いやすい」ホームページを目指すとともに、地域ポータル機能として、利用者の立場に立って改良を加えている。引き続き県ホームページによる情報提供の拡充を推進して県民サービスの向上を図るとともに、時代のニーズに応じた機能強化を進める。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
提供情報の拡充						→	
情報内容検索機能の強化						→	
ユニバーサルデザインの導入						→	
地域ポータル機能の導入						→	
21年度までの主な進捗状況	21年度：県ホームページのトップページへのアクセス件数 月平均24万6千件 20年度：県ホームページのトップページへのアクセス件数 月平均24万2千件 19年度：県ホームページのトップページへのアクセス件数 月平均20万3千件 18年度：県ホームページのトップページへのアクセス件数 月平均24万4千件						
関連ホームページ							

ユニバーサルデザイン：障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

地域ポータル：地域情報の総合的な窓口。えひめ電子自治体基盤の窓口として、県内自治体の行政手続の総合窓口となる地域ポータルサイトを構築し、効率的な情報発信や利便性の高いサービスの実現に努める。



推進事項	1-(2)- 県政情報の積極的な提供				所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 行政手続情報案内システムの充実					
内 容	県の行政機関に出向いて閲覧・確認する許認可等の審査基準や標準処理期間の内容等について、県民の利便性の向上を図るため、事前に県のホームページからも検索・閲覧できるシステムの充実を図る。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
行政手続案内システムの充実						県の許認可事項及び不利益処分事項の網羅
21年度までの主な進捗状況	16年度～21年度：行政手続情報案内システムの内容の更新 15年度：行政手続情報案内システムの供用開始					
関連ホームページ	行政手続情報案内システムのページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/010soumu/100gyouseisys/00002690030405/gyoute2.htm">http://www.pref.ehime.jp/010soumu/100gyouseisys/00002690030405/gyoute2.htm</a>					

推進事項	1-(2)- 県政情報の積極的な提供				所管部課	企画情報部 秘書広報局 広報広聴課 (関係部課)
具体的な取組	エ 窓口業務サービスの充実					
内 容	県民が県政に親しみを感じ、県政情報や行政サービスを気軽に利用できるよう、県民総合相談プラザ等の窓口業務の充実に取り組む。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
県民総合相談プラザ等の窓口業務の充実						
21年度までの主な進捗状況	21年度：窓口案内件数 45,423人 相談者数 394件 20年度：窓口案内件数 52,817人 相談者数 318件 19年度：窓口案内件数 53,889人 相談者数 335件 18年度：窓口案内件数 49,137人 相談者数 346件 17年度：窓口案内件数 46,225人 相談者数 453件 16年度：窓口案内件数 48,843人 相談者数 421件					
関連ホームページ	県民総合相談プラザのページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/guide/guide2.htm">http://www.pref.ehime.jp/guide/guide2.htm</a> 各種相談窓口のご案内のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/00004279031127/soudan3.htm">http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/00004279031127/soudan3.htm</a> よくある相談等のQ&Aのページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/00005554040922/faq.htm">http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/00005554040922/faq.htm</a>					

推進事項	1-(2)- 県政情報の積極的な提供				所管部課	県民環境部 管理局 県民活動推進課
具体的な取組	オ 行政資料の有償頒布					
内 容	県が保有する情報を広く県民に提供するとともに、県民の情報入手の利便に資するため、県が作成する行政資料を有償で頒布する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
行政資料の有償頒布						
21年度までの主な進捗状況	21年度：有償頒布部数 50部 20年度：有償頒布部数 493部 19年度：有償頒布部数 211部 18年度：行政資料有償頒布制度の検討（19年4月1日から実施）					
関連ホームページ	行政資料の有償頒布に関するページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/h15450/yusyohanpu/yusyoutop.html">http://www.pref.ehime.jp/h15450/yusyohanpu/yusyoutop.html</a>					

推進事項	1-(2)- 県民意見の県政への積極的な反映					所管部課	企画情報部 秘書広報局 広報広聴課
具体的な取組	ア 県民の声が知事に直接届く広聴システムの充実						
内 容	県民参加の開かれた県政の実現に向け、県民の生の声が知事に直接届く広聴システムを構築し、県政に対する県民の理解と認識を深める。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
「こんにちは！知事です」の開催						→	
知事への提言ポスト・ファックス・政策提言メール事業の実施						→	
21年度までの主な進捗状況	21年度：899件 20年度：854件（H20から迷惑メール対策を強化したため、大幅に減少） 19年度：1,519件 18年度：1,526件 17年度：2,200件 16年度：1,588件						
関連ホームページ	「こんにちは！知事です」のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/020kikakujo/020kenseikoho/00000533020517/22s0205151.htm">http://www.pref.ehime.jp/020kikakujo/020kenseikoho/00000533020517/22s0205151.htm</a> 知事への電子メールのページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/governor/governor_teigen.html">http://www.pref.ehime.jp/governor/governor_teigen.html</a>						

推進事項	1-(2)- 県民意見の県政への積極的な反映					所管部課	企画情報部 管理局 企画調整課
具体的な取組	イ えひめ夢提案制度の推進						
内 容	国の特区・地域再生制度に対応し、市町や民間事業者等からの提案に基づき、県の権限の規制緩和やその他の支援措置について検討を行い、地域限定(県版特区の認定)又は全県での対応を行う。 (1) 受け付ける提案の範囲 県の権限に関する規制緩和その他の支援措置等 ( 新たな財政措置等を伴うものは対象外 ) (2) 提案者 自ら地域活性化に資する事業を実施しようとする者 (3) 提案の時期 年2回(予定)						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
えひめ夢提案制度(愛媛県版構造改革特区)						提案数(構想数)108(17~22年度累計) 実現可能件数 51(17~22年度累計)	
21年度までの主な進捗状況	21年度11月提案 1構想1件 うち県の権限に係るもの1件 21年度6月提案 3構想3件 うち県の権限に係るもの1件 20年度11月提案 6構想6件 うち県の権限に係るもの2件 20年度6月提案 5構想6件 うち県の権限に係るもの3件(制度の対象外1件を含む。) 19年度11月提案 5構想5件 うち県の権限に係るもの3件 新たに規制緩和等を行うことにより実現したもの 2構想 19年度6月提案 11構想11件 うち県の権限に係るもの7件 新たに規制緩和等を行うことにより実現したもの 2構想 18年度9月提案 11構想13件 うち県の権限に係るもの6件(制度の対象外1件を含む。) 新たに規制緩和等を行うことにより実現したもの 3構想 18年度5月提案 9構想10件 うち県の権限に係るもの8件 新たに規制緩和等を行うことにより実現したもの 4構想 17年度9月提案 14構想20件 うち県の権限に係るもの17件 新たに規制緩和等を行うことにより実現したもの 6構想 17年度5月提案 33構想46件 うち県の権限に係るもの24件(制度の対象外2件を含む。) 新たに規制緩和等を行うことにより実現したもの 11構想						
関連ホームページ	えひめ夢提案制度のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/020kikakujo/010kikakucyouse/00007071050720/yumeteian_top.htm">http://www.pref.ehime.jp/020kikakujo/010kikakucyouse/00007071050720/yumeteian_top.htm</a>						

推進事項	1-(2)- 県民意見の県政への積極的な反映				所管部課	企画情報部 秘書広報局 広報広聴課
具体的な取組	ウ 県民の声の共有による広聴機能の充実					
内 容	県民から寄せられた意見・提言等及びそれに対する回答・対応について、県民の県政への理解を深めるとともに、県民の声を組織共通の課題とするため、県のホームページに掲載し、広く公表する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
各種広聴制度に基づく県民の声の公表					→	
21年度までの主な進捗状況	21年3月からは、提言が実現した事例についても公表 17年3月に公表開始（提言ポスト、政策提言メール）					
関連ホームページ	知事に寄せられた提言のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/020kikakujo/020kenseikoho/00006266050329/teigen-menu.htm">http://www.pref.ehime.jp/020kikakujo/020kenseikoho/00006266050329/teigen-menu.htm</a> 「こんにちは！知事です」のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/020kikakujo/020kenseikoho/00000533020517/22s0205151.htm">http://www.pref.ehime.jp/020kikakujo/020kenseikoho/00000533020517/22s0205151.htm</a> 県政モニターのページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/h12200/monita/monitatop.html">http://www.pref.ehime.jp/h12200/monita/monitatop.html</a>					

推進事項	1-(2)- 県民意見の県政への積極的な反映				所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	エ 県民利用施設のサービス水準の公表					
内 容	広く県民が利用する県立の公共施設のサービス水準をホームページに掲載し、サービスに対する改善要望など県民からの意見を受け付け、その対応状況を公表する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
県民利用施設のサービス水準の公表					→	
21年度までの主な進捗状況	18年度：50施設のサービス水準を公表 14年3月に公表開始					
関連ホームページ	県民利用施設のサービスチェックのページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/gyou235/sisetuitiran.htm">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/gyou235/sisetuitiran.htm</a>					

推進事項	1-(2)- 県民意見の県政への積極的な反映				所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	オ パブリック・コメント制度の拡充					
内 容	県の施策に関する基本的な計画等の立案に当たって、その趣旨や内容などを広く県民に公表して意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うパブリック・コメント制度の運用を行うとともに、同制度の定着化の度合い等も見極めながら、対象範囲の拡大も検討する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
対象範囲の拡大の検討					→	
21年度までの主な進捗状況	21年度：パブリック・コメント実施案件 13件 20年度：パブリック・コメント実施案件 11件 19年度：パブリック・コメント実施案件 20件 18年度：パブリック・コメント実施案件 22件 17年度：パブリック・コメント実施案件 23件 16年度：パブリック・コメント実施案件 22件 「パブリック・コメント制度の実施に関する要綱」の制定（13年4月施行）					
関連ホームページ	パブリック・コメントのページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/comment/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/comment/index.htm</a>					

推進事項	1-(2)- 県民意見の県政への積極的な反映					所管部課 土木部 管理局 土木管理課 技術企画室
具体的な取組	カ パブリック・インボルブメント制度の推進					
内 容	公共事業の実施に当たり、計画の段階から県民の意見を求め合意形成を図っていくPI(パブリック・インボルブメント)手法の導入について国の動向も参考に検討を行うとともに、公共事業の現場見学会の実施など情報の積極的な提供や、県民との双方向のコミュニケーション重視など県民にわかりやすい土木事業の推進に取り組む。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
合意形成技術の導入検討					→	
モデル事業の実施					→	
21年度までの主な進捗状況	21年度：「土木の日(11月18日)」の前後に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局で実施 20年度：「土木の日(11月18日)」の前後に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局で実施 19年度：「土木の日(11月18日)」の前後に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局で実施 18年度：「土木の日(11月18日)」の前後に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局で実施 17年度：地元住民の意見を反映し、利用者の満足度の高い自転車モデルコースを設定する目的で、伯方島自転車モデルコースづくり事業をNPO団体に委託。また、案内標識や誘導標識、休憩所などのサイン計画についても地元住民の意見を反映し立案。 「土木の日(11月18日)」の前後に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局で実施					
関連ホームページ	土木事業現場見学会「えひめの土木体感プログラム」のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739041124/kikaku/kengaku/dobokukengaku.htm">http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739041124/kikaku/kengaku/dobokukengaku.htm</a>					

推進事項	1-(2)- 県民意見の県政への積極的な反映					所管部課 県民環境部 管理局 男女参画課 県民環境部 管理局 県民活動推進課 (関係部課)
具体的な取組	キ 委員会・審議会等への県民参加及び公開の推進					
内 容	県の政策・方針決定過程への県民参加を促進するため、審議会等委員の公募の拡大を図るとともに、県民に広く周知し多くの応募者を募るため、「県審議会等における委員公募の取り扱い要領」に基づき一括した公募のPRを実施する。 また、男女が対等な立場で県の政策・方針決定過程に参画できるよう、委員の公募と併せて、女性委員の積極的な登用を図る。 なお、県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、対象となる審議会等の会議を原則公開とする。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
公募委員の積極的な登用					→	
女性委員登用率向上					→	登用率(22年度：40%)
審議会等の公開					→	
21年度までの主な進捗状況	公募委員 21年度：12 審議会等 15名(男性5名、女性10名)就任 20年度：6 審議会等 9名(男性1名、女性8名)就任 19年度：15 審議会等 24名(男性11名、女性13名)就任 18年度：10 審議会等 20名(男性4名、女性16名)就任 17年度：18 審議会等 29名(男性9名、女性20名)就任 16年度：13 審議会等 16名(男性3名、女性13名)就任 女性委員登用率 41.6%(22年4月1日現在) 12年5月制定の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づく公開決定を行った審議会等数 290(22年3月末現在)					
関連ホームページ	審議会などの会議の公開のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/osirase/singikai/kokai.htm">http://www.pref.ehime.jp/osirase/singikai/kokai.htm</a>					

推進事項	1-(2)- 県民意見の県政への積極的な反映					所管部課 県民環境部 管理局 男女参画課 保健福祉部 生きがい推進局 子育て支援課 (関係部課)
具体的な取組	ク 県主催行事への子ども連れ参加の推進					
内 容	子育て中の県民が積極的に県主催行事に参加できるよう託児サービスが実施されていることを広報する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
子ども連れ参加の推進						
21年度までの主な進捗状況	県有施設へ託児室を設置しており、県主催の大会等において託児サービスを従前から実施している。また、17年度から審議会等委員の公募に際して、子ども連れで審議会等に出席できることを併せて広報し、子育て中の県民の参画の促進を図った。					
関連ホームページ						

推進事項	1-(2)- 県民とのコミュニケーションの推進					所管部課 企画情報部 秘書広報局 広報広聴課 (関係部課)
具体的な取組	ア 県政出前講座の開催					
内 容	県が重点的に取り組んでいる施策や県民生活に関わりの深いテーマについて、県民からの要請に応じて職員を講師として派遣する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
県政出前講座の開催						
21年度までの主な進捗状況	21年度：80件（受講者：4,151人） 20年度：93件（受講者：5,136人） 19年度：70件（受講者：4,067人） 18年度：33件（受講者：1,957人）					
関連ホームページ	県政出前講座のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/h12200/demaekoza/index.html">http://www.pref.ehime.jp/h12200/demaekoza/index.html</a>					

推進事項	1-(2)- 県民とのコミュニケーションの推進					所管部課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	イ 行革タウンミーティングの開催					
内 容	厳しい財政状況や行政改革の取り組み、地域にとってより良い県民サービスのあり方などについて県職員、市町職員、県民が情報交換や意見交換を行うことにより、互いに理解を深め、目的意識を共有するとともに、行政改革を推進するための「行革タウンミーティング」を開催する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
行革タウンミーティングの開催						開催回数 3回/年 参加者数 150人/年
21年度までの主な進捗状況	21年度：開催回数4回（本庁・東・中・南予）、参加者人数367人 20年度：開催回数3回（東・中・南予）、参加者数271人 19年度：開催回数3回（東・中・南予）、参加者数271人 18年度：開催回数3回（東・中・南予）、参加者数328人 17年度：開催回数3回（東・中・南予）、参加者数270人					
関連ホームページ	行革タウンミーティングのページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/townmeeting/boshuu.htm">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/townmeeting/boshuu.htm</a>					

推進事項	1-(2)- 県政運営の公正の確保と透明性の向上				所管部課	県民環境部 管理局 県民活動推進課 (関係部課)
具体的な取組	ア 情報公開制度の適正な運用					
内 容	県民から信頼される県政を実現するため、県民の「知る権利」を最大限に尊重した愛媛県情報公開条例の適正な運用に努める。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
情報公開制度についての職員の意識啓発や県民への一層の周知					→	
21年度までの主な進捗状況	<p>21年度：22年2月議会で愛媛県情報公開条例を改正。</p> <p>20年度：20年9月議会で愛媛県情報公開条例を改正。</p> <p>19年度：19年6月議会及び20年2月議会で愛媛県情報公開条例を改正。 県民啓発用パンフレットの改訂。</p> <p>18年度：19年2月議会で愛媛県情報公開条例を改正。</p> <p>17年度：17年12月議会で愛媛県情報公開条例を改正。情報公開事務の手引きの改訂。</p> <p>16年度：4月電子申請による請求を開始。16年12月議会で愛媛県情報公開条例を改正、 情報公開事務の手引きの改訂、県民啓発用パンフレットの改訂。</p> <p>15年度：11月公開方法の拡充（電磁的記録に係る複製物の交付追加）。</p> <p>14年度：4月公安委員会及び警察本部長の実施機関への追加。 9月請求書様式の変更（請求の理由欄削除）。</p> <p>13年度：13年9月議会で愛媛県情報公開条例を改正、情報公開事務の手引きの改訂、 県民啓発用パンフレットの作成、職員に対する研修会の開催、 県ホームページへの掲載。</p>					
関連ホームページ	<p>情報公開制度のページ：  <a href="http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/120kenminkatsudou/00002563030319/koukai1.htm">http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/120kenminkatsudou/00002563030319/koukai1.htm</a></p>					

推進事項	1-(2)- 県政運営の公正の確保と透明性の向上				所管部課	県民環境部 管理局 県民活動推進課 (関係部課)
具体的な取組	イ 個人情報保護制度の適正な運用					
内 容	県が個人情報を取り扱う際の基本的なルールと県に対して開示等を請求できる権利を定めた愛媛県個人情報保護条例の適正な運用に努める。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
個人情報保護制度についての職員の意識啓発や県民への					→	
21年度までの主な進捗状況	<p>21年度：22年2月議会で愛媛県個人情報保護条例を改正。</p> <p>20年度：個人情報保護法説明会・講演会の開催（内閣府と共催）。</p> <p>19年度：19年6月議会で愛媛県個人情報保護条例を改正。個人情報保護法説明会・講演会の開催（内閣府と共催）。県民啓発用パンフレットの改訂。</p> <p>18年度：個人情報保護法説明会・講演会の開催（内閣府と共催）。</p> <p>17年度：17年6月議会で愛媛県個人情報保護条例を改正。個人情報保護事務の手引きの改訂。</p> <p>16年度：16年12月議会で愛媛県個人情報保護条例を改正、 個人情報保護事務の手引きの改訂、県民啓発用パンフレットの改訂、 職員に対する研修会の開催。</p> <p>15年度：11月開示方法の拡充（電磁的記録に係る複製物の交付追加）。</p> <p>14年度：4月1日愛媛県個人情報保護条例施行。</p> <p>13年度：13年9月議会で愛媛県個人情報保護条例を制定、個人情報取扱事務登録簿の作成、 簡易開示できる試験の名称・内容等の告示、個人情報保護事務の手引きの作成、 県民啓発用パンフレットの作成、職員に対する研修会の開催、 県ホームページへの掲載。</p>					
関連ホームページ	<p>個人情報保護制度のページ：  <a href="http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/120kenminkatsudou/00002563030319/koukai1.htm">http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/120kenminkatsudou/00002563030319/koukai1.htm</a></p>					

推進事項	1-(2)- 県政運営の公正の確保と透明性の向上				所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	ウ 行政手続条例の適正な運用					
内 容	県の行政処分における事前手続きの統一を図り、行政の適正かつ円滑な運営を図るため、行政手続法及び愛媛県行政手続条例に基づき許認可等の基準の設定及び適宜の見直し並びに標準処理期間の設定及び短縮に取り組む。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
許認可等の基準及び標準処理期間の設定・見直し・短縮					→	
21年度までの主な進捗状況	21年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準の設定（設定件数 647件） 要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,098件） 20年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準の設定（設定件数 644件） 要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,092件） 19年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準の設定（設定件数 639件） 要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,081件） 18年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準の設定（設定件数 643件） 要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,080件） 17年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準の設定（設定件数 660件） 要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,107件） 16年度：要綱等に基づく許認可等の審査基準の設定（設定件数 662件） 要綱等に基づく許認可の標準処理期間の設定（設定件数 1,116件）					
関連ホームページ						

推進事項	1-(2)- 県政運営の公正の確保と透明性の向上				所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	エ 法令適用事前確認手続きの導入検討					
内 容	民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する手続（いわゆるノーアクションレター制度）の導入を検討する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
法令適用事前確認手続きの導入検討					→	
21年度までの主な進捗状況	21年度：全国の導入状況に関する調査の実施 15年度：全国の導入状況に関する調査の実施 「行政機関による法令適用事前確認手続きの導入について」（13年3月閣議決定）					
関連ホームページ						

推進事項	1-(2)- 県政運営の公正の確保と透明性の向上					所管部課	土木部 管理局 土木管理課
具体的な取組	才 入札・契約手続の適正な運用						
内 容	13年度から施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨に則り、入札・契約手続の透明性を確保するため、工事の発注見通しや入札・契約の内容等の公表を行い、入札・契約手続の適正な運用を図るとともに、引き続き公平性・透明性・競争性を確保するため、入札・契約手続の見直し・改善を行う。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
入札・契約手続の見直し・改善						▶ 19年度全工事で電子入札導入	
21年度までの主な進捗状況	<p>20年度：一般競争入札の拡大（800万円以上の格付けA～C等級対象工事の対象に入札後審査型一般競争入札を他部局で一部試行実施）や簡易型総合評価落札方式の拡充（5000万円以上の土木部発注工事で本格実施）などの入札・契約制度の改善を実施</p> <p>19年度：一般競争入札の拡大（3000万円以上の格付けA・B等級対象工事を対象に入札後審査型一般競争入札を本格実施）や簡易型総合評価落札方式の拡充などの入札・契約制度の改善を実施</p> <p>18年度：「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行を受け、土木部において、簡易型総合評価落札方式を一部試行</p> <p>17年度：「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行を受け、一般競争入札における工事成績点の導入などの入札・契約制度の改善を実施</p> <p>16年度：一般競争入札の拡大（1億円以上の一般土木・建築工事及び2億円以上の特殊工事を対象に入札後審査型一般競争入札を試行）などの入札・契約制度の改善を実施</p> <p>15年度：すべての工事と工事に関する業務を対象とした予定価格の事前公表の実施や、一般競争入札の拡大（2億円以上の一般土木・建築工事を対象に入札後審査型一般競争入札を試行）などの入札・契約制度の改善を実施</p> <p>14年度：予定価格の事前公表の試行対象拡大や損害賠償の予約条項の契約書への明記などを実施。入札及び契約の過程及び内容等について審議するため、外部有識者で構成する入札監視委員会を設置</p> <p>13年度：「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行により、工事の発注見通しや入札・契約の過程及び契約の内容等について公表する方向へ改善。談合情報を入手した場合における抽選制入札の導入や下請契約の適正化策などを実施</p>						
関連ホームページ	入札 契約制度の改善のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/h40100/1187666_2299.html">http://www.pref.ehime.jp/h40100/1187666_2299.html</a>						

推進事項	1-(2)- 県民視点での行政評価の徹底					所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	ア 行政評価システムへの外部評価の導入						
内 容	行政評価システムに県民の視点を導入して、県民への説明責任の徹底・透明性の向上を図るとともに、内部評価の客観性の向上等を図るため、外部評価の導入を検討する。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
行政評価システムへの外部評価の導入						▶ 外部評価件数 1課1事業（約80事業）	
21年度までの主な進捗状況	<p>21年度：外部評価の実施 5 予算施策（56事業）</p> <p>20年度：外部評価の実施 4 予算施策（79事業）</p> <p>19年度：外部評価の実施（愛媛県行政評価システム外部評価委員会の設置） 7 予算施策（82事業）</p> <p>15年度：外部アドバイザーを設置して民間の経営感覚に基づく助言を求め、評価の客観性・公平性、評価結果の精度を高める取り組み（＝外部評価の試行）を実施</p>						
関連ホームページ	外部評価のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/hyouka/hyouka11.htm">http://www.pref.ehime.jp/hyouka/hyouka11.htm</a>						



推進事項	1-(2)- 県民視点での行政評価の徹底					所管部課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課 監査事務局
具体的な取組	イ 包括外部監査制度の有効活用					
内 容	地方公共団体の組織に属さない外部の専門家が監査を行うという包括外部監査の特性を活用し、監査結果を事務事業の見直し等に積極的に反映させていく。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
包括外部監査の監査結果に基づいた事務事業の見直し等の実施						
21年度までの主な進捗状況	21年度監査テーマ：「財団法人えひめ産業振興財団に係る諸問題の監査」（改善指摘事項数：7項目） 20年度監査テーマ：「外郭公益法人に係る諸問題の監査」（改善指摘事項数：2項目） 19年度監査テーマ：「愛媛県の執行した補助金等について」（改善指摘事項数：6項目） 18年度監査テーマ：「愛媛県の行った業務委託契約について」（改善指摘事項数：61項目） 11～17年度の改善指摘事項数：256項目					
関連ホームページ	外部監査制度のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/150shoyokoku/040kansa/00002667030328/kansaHP/gaibu/gaibukansa.htm">http://www.pref.ehime.jp/150shoyokoku/040kansa/00002667030328/kansaHP/gaibu/gaibukansa.htm</a>					

推進事項	1-(2)- 県民視点での行政評価の徹底					所管部課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課 監査事務局
具体的な取組	ウ 包括外部監査結果のフォローアップの推進					
内 容	包括外部監査結果（指摘）については、地方自治法に基づき対応状況を公表してきたが、本県の行政改革を一層推進するとともに、更なる県民への説明責任の徹底を図るため、包括外部監査結果（意見）の対応状況についても、公表する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
包括外部監査結果（指摘）の対応状況の公表	(公表)					毎年度公表 (対応件数/指摘件数*100=100%)
包括外部監査結果（意見）の対応状況の公表			(公表)			毎年度公表 (対応件数/意見件数*100=100%)
21年度までの主な進捗状況	21年度：11～19年度の包括外部監査結果（意見未対応分）に対する対応状況を公表 20年度：19年度の包括外部監査結果（意見）に対する対応状況を公表 12年度：11年度の包括外部監査結果（指摘）に対する対応状況を公表 (12年度以降、毎年度公表) 11年度：包括外部監査制度の導入					
関連ホームページ	包括外部監査結果のフォローアップのページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/kansa/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/kansa/index.htm</a>					

推進事項	2-(1)- 民間活力の積極的な活用					所管部課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	ア アウトソーシングの進行管理手法の検討					
内 容	アウトソーシングの推進などに伴い、民間活力の活用範囲は大きく拡大していくと考えられることから、民間活力の適正な活用のための全庁的なルールの設定や、進行管理、情報提供などについて検討する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
アウトソーシングの進行管理手法の検討					→	
21年度までの主な進捗状況	20年度：19年度の主な委託実績を公表（1件あたり100万円以上） 18年度：アウトソーシング・ガイドラインの策定 全体の進行管理は、行政改革・地方分権推進本部会議及び推進委員会において行う。					
関連ホームページ	アウトソーシングの推進のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/outsourcing/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/outsourcing/index.htm</a>					

推進事項	2-(1)- 民間活力の積極的な活用					所管部課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	イ 総務系業務改革の推進					
内 容	庁内各課に点在する定型的でマニュアル化可能な県民サービスに直結しない人事・給与・物品調達といった総務系業務について、包括的な標準化・集中化及びアウトソーシング（民間への包括委託）の導入可能性を検討し、順次具体化を進めていく。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
総務系業務改革の推進					→	検討事務 128項目
21年度までの主な進捗状況	21年度：個々の業務の効率化・簡素化等を検討し、可能なものから順次実施 20年度：個々の業務の効率化方策を検討し、可能なものから順次実行に移すとともに、事務処理の部局単位での集中化について検討 19年度：個々の業務について、集中化・アウトソーシングの導入を見据えた効率化方策を検討 18年度：総務系業務改革推進ワーキンググループの設置 総務系業務マニュアル「庶務事務の手引き」の作成（庁内電子例規集への掲示） 17年度：総務系業務全般について、現状及び改革案を定量的に調査 16年度：主要総務系業務を対象として、業務改革の検討に向けた事前調査					
関連ホームページ						

推進事項	2-(1)- 民間活力の積極的な活用					所管部課 出納局 審査課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 旅費システムの運営					
内 容	職員の出張について、出張伺いから旅費の支出までの一連の事務を、民間旅行代理店と一体となって処理する新しい旅費システムを介して一元的に集中処理するとともに、近年急速に普及してきた運賃等の優遇制度を活用し、行政コストの縮減を図る。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
旅費システムの運用					→	旅費削減額 約3.5億円（18～22年度累計）
21年度までの主な進捗状況	21年度：旅費削減額69,430千円/年 20年度：旅費削減額78,800千円/年 19年度：旅費削減額75,800千円/年 18年度：全庁を対象とした旅費システムの本格運用（旅費削減額80,900千円/年） 17年度：情報システムの開発・試行運用 16年度：現状及び改善案の調査					
関連ホームページ						

推進事項	2-(1)- 民間活力の積極的な活用					所管部課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	工 指定管理者のモニタリング手法の検討					
内 容	指定管理者制度導入施設の適正かつ確実な運営を確保し、県民サービスの維持・向上を図るため、指定管理者による施設の管理運営状況のモニタリング(確認・検証)を行う。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
指定管理者のモニタリングの検討		→				
指定管理者のモニタリングの実施					→	年度ごとのモニタリング結果を公表
21年度までの主な進捗状況	<p>21年度：20年度のモニタリング結果を公表 モニタリング結果、公の施設のあり方の見直しの検討状況等を踏まえ、森林公園の指定更新手続きを実施</p> <p>20年度：19年度のモニタリング結果を公表 モニタリング結果等を踏まえ、指定管理者制度導入24施設( )の指定更新手続きを実施(既制度導入25施設のうち、指定期間の異なる森林公園を除く)</p> <p>19年度：モニタリング結果の公表に関するルールを定め、18年度の結果を公表 「指定管理者制度導入及び運用に関するガイドライン」を策定(20年3月)(モニタリングの手法等を明記) 母子福祉センター廃止(20年3月)</p> <p>18年度：外郭団体等への管理委託により運営されていた25施設に指定管理者制度を導入 16年度：在宅介護研修センターに指定管理者制度を導入</p>					
関連ホームページ	指定管理者制度のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/shitei/shitei.html">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/shitei/shitei.html</a>					
参 考	指 定 管 理 者 制 度 導 入 施 設 一 覧 (22年4月1日現在)					
		施 設 名	指 定 管 理 者 名	制度導入 年 月	次期指定 更新年月	現指定期間
	1	女性総合センター	(財)えひめ女性財団	18年4月	26年4月	5年間
	2	体験型環境学習センター	イヨテツケーターサービス(株)	18年4月	26年4月	5年間
	3	宇和海自然ふれあい館	愛南町	18年4月	26年4月	5年間
	4	総合社会福祉会館	愛媛県社会福祉協議会	18年4月	26年4月	5年間
	5	ファミリーハウスあい	NPO法人ラ・ファミリエ	18年4月	26年4月	5年間
	6	こどもの城	イヨテツケーターサービス(株)	18年4月	26年4月	5年間
	7	母子生活支援センター	愛媛県社会福祉事業団	18年4月	26年4月	5年間
	8	身体障害者福祉センター		18年4月	26年4月	5年間
	9	障害者更生センター		18年4月	26年4月	5年間
	10	視聴覚福祉センター		18年4月	26年4月	5年間
	11	在宅介護研修センター	NPO法人愛と心えひめ	16年4月	26年4月	5年間
	12	国際貿易センター	愛媛エフ・エー・ゼット(株)	18年4月	26年4月	5年間
	13	植物くん蒸所		18年4月	26年4月	5年間
	14	テクノプラザ愛媛	(財)えひめ産業振興財団	18年4月	26年4月	5年間
	15	産業情報センター		18年4月	26年4月	5年間
	16	物産観光センター	愛媛県物産観光センター管理コンソーシアム	18年4月	26年4月	5年間
	17	えひめ森林公園	愛媛県森林組合連合会	18年4月	26年4月	4年間
	18	松山観光港ターミナル	松山観光港ターミナル(株)	18年4月	26年4月	5年間
	19	南予レクリエーション都市公園	南レク(株)	18年4月	26年4月	5年間
	20	道後公園	コンソーシアムGENKI	18年4月	26年4月	5年間
	21	総合運動公園	(財)愛媛県スポーツ振興事業団	18年4月	26年4月	5年間
	22	とべ動物園	(財)愛媛県動物園協会	18年4月	26年4月	5年間
	23	県民文化会館	(財)愛媛県文化振興財団	18年4月	26年4月	5年間
	24	生活文化センター	(株)ウイン	18年4月	26年4月	5年間
	25	武道館	(財)愛媛県スポーツ振興事業団	18年4月	26年4月	5年間
	26	生涯学習センター	イヨテツケーターサービス(株)	21年4月	26年4月	5年間
	27	青少年ふれあいセンター		21年4月	26年4月	5年間
	28	総合科学博物館		21年4月	26年4月	5年間
	29	歴史文化博物館		21年4月	26年4月	5年間
30	萬翠荘	(株)ウイン	21年4月	26年4月	5年間	
31 - 51	中予地方局管内の県営住宅(21団地)	愛媛県営住宅管理グループ	22年4月	25年4月	3年間	

推進事項	2-(1)- 民間活力の積極的な活用				所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	オ PFI方式の導入推進					
内 容	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営を民間主導で行うPFI方式の本県事業への導入を推進し、効率的・効果的な公共サービスの提供を図る。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
PFI方式の導入推進						▶ 導入件数 1件程度
21年度までの主な進捗状況	21年度：愛媛県立中央病院整備運営事業に係る施設整備業務等の実施（設計業務の実施、立体駐車場の新築工事着工等） 20年度：愛媛県立中央病院整備運営事業に係る落札者決定、事業契約締結 19年度：愛媛県立中央病院整備運営事業に係る「特定事業の選定」、入札公告の実施 18年度：愛媛県立中央病院建替えに係る実施方針等の策定 17年度：PFI等公民パートナーシップ型事業手法に関する研修会の開催 16年度：PFI研修会の開催 15年度：PFI研修会の開催 14年度：「PFI実務マニュアル」の策定、PFI研修会の開催 12年度：PFI方式に関する庁内職員説明会及び外部講師による講演会の開催					
関連ホームページ	PF制度のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/pfi/pfi.html">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/pfi/pfi.html</a>					

推進事項	2-(1)- 民間活力の積極的な活用				所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	カ 直営施設への指定管理者制度の導入					
内 容	民間のノウハウを活用し、より効率的・効果的な施設運営を行うとともに、利用者の利便性の向上や管理運営経費の縮減を図るため、平成19年11月に決定した公の施設のあり方の見直し方針に基づき、県直営施設に指定管理者制度を導入する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
直営施設への指定管理者制度の導入						▶ 「公の施設のあり方の見直し方針」（19年11月決定）に基づき、指定管理者制度を導入
21年度までの主な進捗状況	21年度：生涯学習センター他4施設に指定管理者制度を導入（21年4月） 県営住宅の指定管理者を指定（21年10月） 20年度：生涯学習センター、えひめ青少年ふれあいセンター、総合科学博物館及び歴史文化博物館の指定管理者を指定（20年10月） 萬翠荘の指定管理者を指定（20年12月） 県営住宅への制度導入に係る規定整備（条例改正）（21年3月） 19年度：公の施設のあり方検討部会の検討結果に基づき、「公の施設のあり方の見直し方針」を決定（19年11月） 【新たに指定管理者制度を導入することとした施設】 生涯学習センター、えひめ青少年ふれあいセンター（旧：中央青年の家） 総合科学博物館、歴史文化博物館、萬翠荘、県営住宅 県営住宅を除く5施設について、制度導入に係る規定整備（条例改正等）（20年3月）					
関連ホームページ	公の施設のあり方の見直しのページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/arikata/index.html">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/arikata/index.html</a> 指定管理者制度のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/shitei/shitei.html">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/shitei/shitei.html</a>					

参 考	直営施設への指定管理者制度導入状況				
	施 設 名	指 定 管 理 者 名	制 度 導 入 年 月	指 定 期 間	
	生涯学習センター	イヨテツケターサービス(株)	21年4月	5年間	
	青少年ふれあいセンター		21年4月	5年間	
	総合科学博物館		21年4月	5年間	
	歴史文化博物館		21年4月	5年間	
	萬翠荘		(株)ウイン	21年4月	5年間
	県営住宅		愛媛県営住宅管理グループ	22年4月	3年間

推進事項	2-(1)- 規制緩和の推進					所管部課 企画情報部 管理局 企画調整課
具体的な取組	ア えひめ夢提案制度の推進【再掲】					
内 容	<p>国の特区・地域再生制度に対応し、市町や民間事業者等からの提案に基づき、県の権限の規制緩和やその他の支援措置について検討を行い、地域限定(県版特区の認定)又は全県での対応を行う。</p> <p>(1) 受け付ける提案の範囲 県の権限に関する規制緩和その他の支援措置等 (新たな財政措置等を伴うものは対象外)</p> <p>(2) 提案者 自ら地域活性化に資する事業を実施しようとする者</p> <p>(3) 提案の時期 年2回(予定)</p>					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
えひめ夢提案制度 (愛媛県版構造改革 特区)						提案数(構想数)108(17~22年 度累計) 実現可能件数 51(17~22年 度累計)
21年度までの 主な進捗状況	<p>21年度11月提案 1構想1件 うち県の権限に係るもの1件</p> <p>21年度6月提案 3構想3件 うち県の権限に係るもの1件</p> <p>20年度11月提案 6構想6件 うち県の権限に係るもの2件</p> <p>20年度6月提案 5構想6件 うち県の権限に係るもの3件(制度の対象外1件を含む。)</p> <p>19年度11月提案 5構想5件 うち県の権限に係るもの3件 新たに規制緩和等を行うことにより実現したもの 2構想</p> <p>19年度6月提案 11構想11件 うち県の権限に係るもの7件 新たに規制緩和等を行うことにより実現したもの 2構想</p> <p>18年度9月提案 11構想13件 うち県の権限に係るもの6件(制度の対象外1件を含む。) 新たに規制緩和等を行うことにより実現したもの 3構想</p> <p>18年度5月提案 9構想10件 うち県の権限に係るもの8件 新たに規制緩和等を行うことにより実現したもの 4構想</p> <p>17年度9月提案 14構想20件 うち県の権限に係るもの17件 新たに規制緩和等を行うことにより実現したもの 6構想</p> <p>17年度5月提案 33構想46件 うち県の権限に係るもの24件(制度の対象外2件を含む。) 新たに規制緩和等を行うことにより実現したもの 11構想</p>					
関連ホームページ	えひめ夢提案制度のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/010kikakucyouse/00007071050720/yumeteian_top.htm">http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/010kikakucyouse/00007071050720/yumeteian_top.htm</a>					

推進事項	2-(1)- 規制緩和の推進					所管部課 企画情報部 管理局 企画調整課
具体的な取組	イ 県独自に設けている規制の廃止、緩和					
内 容	条例・規則に基づき県が独自に設けている許認可等について見直しを行い、社会経済情勢の変化に伴い規制の必要性が乏しくなったもの等について、規制自体の廃止、規制の基準・要件の緩和、有効期間の延長等を行う。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
・規制自体の廃止 ・規制基準・要件の緩和等 ・有効期間の延長等						えひめ夢提案制度による規制緩和等の実現 実現可能件数 51(17~22年度累計)
21年度までの 主な進捗状況		18年度	19年度	20年度	21年度	
	規制の緩和 事務手続き の簡素化	3	1	1	0	
		29	10	777	4	
	15年度：若手県職員に対する事務手続きの簡素化に関するアンケート及びホームページでの規制緩和に関する意見・提言の受付を実施 13年度：条例・規則に基づく申請等事務手続きの簡素化及び認印の押印の廃止等の実施。 11年度：要綱等に基づく申請等事務手続きの簡素化及び認印の押印の廃止等の実施					
関連ホームページ						

推進事項	2-(1)- 規制緩和の推進					所管部課 企画情報部 管理局 企画調整課
具体的な取組	ウ 構造改革特区・地域再生制度の活用					
内 容	市町や民間事業者等が本県の事情に応じた地域活性化の取組を進めることができるよう、地方自治体や民間事業者等からの提案により地域活性化に資する事業の実施にあたって障害となっている国の規制の緩和やその他の支援を行う国の構造改革特区・地域再生制度の活用を積極的に支援する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
構造改革特区制度の 推進						計画認定数 12(18~22年度累計)
地域再生制度の推進						計画認定数 20(18~22年度累計)
21年度までの 主な進捗状況		~18年度	19年度	20年度	21年度	( )は、認定後に規制緩和が全国展開されたため認定が取り消された計画数(内数)
	特区計画 認定数	15 (9)	2	1	1	
	地域再生 計画認定数	23	5	3	10	
関連ホームページ	愛媛県構造改革特区 地域再生制度のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/020kikakujuho/010kikakucyouse/00005667041028/top.html">http://www.pref.ehime.jp/020kikakujuho/010kikakucyouse/00005667041028/top.html</a>					

推進事項	2-(2)- NPO・ボランティア等県民との協働事業の推進				所管部課	県民環境部 管理局 県民活動推進課 (関係部課)
具体的な取組	ア NPO等の公募型事業の推進					
内 容	NPOから企画提案を募集し、担当課において協働による事業化を積極的に検討することにより、全庁的な協働の推進を図る。更に21年度からは、企業や教育機関等の多様な主体を含む協働事業の実現を目指す。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
NPO等の公募型事業の推進						
提案型協働事業促進モデル事業の推進			→			事業化件数 16件(18~20年度累計)
県民協働地域社会づくり推進事業の推進					→	事業化件数 15件(H21:3件、H22:6件、H23:件6)
21年度までの主な進捗状況	21年度：提案型パートナーシップ推進事業（提案件数14件、3件を選定・実施） 20年度：提案型協働事業促進モデル事業（提案件数20件、6件を選定・実施） 19年度のモデル事業成果報告会及び20年度事業募集説明会を開催 19年度：提案型協働事業促進モデル事業（提案件数22件、6件を選定・実施） 18年度のモデル事業成果報告会及び19年度事業募集説明会を開催 18年度：提案型協働事業促進モデル事業（新規事業）において提案募集 （提案件数22件、選考会により4件を選定し、委託により事業実施） 17年度：提案件数7件（18年3月末現在） 16年度：提案件数44件、うち協働実施件数16件 NPOと自治体職員のミーティングの実施 1回 15~16年度：愛と心のネットワークサロンの開催 15年度：提案件数46件、うち協働実施件数21件					
関連ホームページ	愛媛ボランティアネットのページ <a href="http://nv.pref.ehime.jp/">http://nv.pref.ehime.jp/</a>					

推進事項	2-(2)- NPO・ボランティア等県民との協働事業の推進				所管部課	土木部 管理局 土木部 河川港湾局 土木部 道路都市局 土木管理課 河川課 港湾海岸課 道路維持課
具体的な取組	イ 公共土木施設愛護事業の推進					
内 容	地域住民と行政とのパートナーシップを基本に、河川・海岸・道路の一定区間の清掃美化活動等を自発的に行うボランティア団体等を募集・認定するとともに、団体の各種活動を支援し、美しい地域環境づくりに取り組む。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
愛リバー（河川）制度の推進						新規団体認定数 98団体（18~22年度累計）
	14	11	31	22		
愛ビーチ（海岸）制度の推進						新規団体認定数 30団体（18~22年度累計）
	1	6	9	7		
愛ロード（道路）制度の推進						新規団体認定数 75団体（18~22年度累計）
	18	9	13	26		
（愛リバー・愛ビーチ・愛ロード各制度の団体認定数の合計）						団体認定数 420団体（22年度末） （17年度末208団体 22年度末420団体）
	(新規33) 総数241	(新規26) 267	(新規53) 320	(新規55) 375		
21年度までの主な進捗状況	団体認定数（各制度の合計） 17年度 208団体 21年度 375団体 16年度 198団体 20年度 320団体 15年度 174団体 19年度 267団体 14年度 147団体 18年度 241団体					
関連ホームページ	愛リバー・サポーターネットワークのページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/070doboku/040kasen/00002645030326/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/070doboku/040kasen/00002645030326/index.htm</a> えひめ愛ロード運動のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/070doboku/080dourokensets/00005744041124/aigo/airoad.htm">http://www.pref.ehime.jp/070doboku/080dourokensets/00005744041124/aigo/airoad.htm</a>					

推進事項	2-(2)- NPO・ボランティア等県民との協働事業の推進		所管部課	土木部 河川港湾局 河川課		
具体的な取組	ウ 民活河床掘削推進事業の推進					
内 容	土砂が著しく堆積し、治水上支障のある箇所のうち、コンクリート骨材等としての有効活用が見込める箇所について、土砂の採取を希望する民間企業を公募し、民間活力を導入することにより、効率的な河床掘削と土砂の有効利用を推進し、早期に流下能力を向上させるとともに、掘削費用の縮減を図る。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
民活河床掘削推進事業の推進						平成20年度 3河川 撤去土量 5万5千m <sup>3</sup> 平成21年度 3河川 撤去土量 5万5千m <sup>3</sup> 平成22年度 3河川 撤去土量 5万5千m <sup>3</sup>
21年度までの主な進捗状況	治水対策協働モデル事業（平成17年度～平成19年度） 平成17年度：4河川 撤去土量 6万5千m <sup>3</sup> 平成18年度：3河川 撤去土量 5万6千m <sup>3</sup> 平成19年度：3河川 撤去土量 1万3千m <sup>3</sup> 民活河床掘削推進事業（平成20年度～） 平成20年度：3河川 撤去土量 9万5千m <sup>3</sup> 掘削費用の縮減効果：8億円 平成21年度：3河川 撤去土量 7.5千m <sup>3</sup>					
関連ホームページ						

推進事項	2-(2)- NPO・ボランティア等県民との協働事業の推進		所管部課	県民環境部 管理局 県民活動推進課		
具体的な取組	エ 協働事業への県及び県民による評価の実施					
内 容	県民との協働事業について、NPO等県民と県が互いに評価し、今後の改善を図るとともに、評価結果を適切に公表する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
協働事業への県及び県民による評価の実施・公表						
21年度までの主な進捗状況	19年度～：前年度に実施した提案型協働事業促進モデル事業について、NPO及び県がそれぞれ事業評価を行い、成果報告会において協働の効果や改善点を発表するとともに、ホームページで公表した。 18年度：「NPOとの協働指針」を改定のうえ、別途「NPOとの協働事業評価マニュアル」を作成した。 17年度：2件 16年度：15年度の協働事業のうち、モデル的に県及び協働相手方のNPOが、それぞれ評価を行い、評価手法についての問題点を協議した。					
関連ホームページ	愛媛ボランティアネットのページ <a href="http://nv.pref.ehime.jp/">http://nv.pref.ehime.jp/</a>					



推進事項	2-(2)- NPO・ボランティア等県民との協働事業の推進				所管部課	土木部 道路都市局 道路維持課
具体的な取組	オ 愛ロード・スポンサー事業					
内 容	良好な道路環境を確保するため、社会貢献に理解のあるスポンサー（企業、団体等）から協賛金を募るなど、その資金を利用して道路の除草等を行う。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
愛ロード・スポンサー事業（中央分離帯植栽帯）					→	19年度～22年度 事業化1ヶ所
愛ロード・スポンサー事業（歩道植栽帯）				→		5ヶ所
愛ロード・スポンサー事業（道路照明灯）					→	20年度：10基 21年度：10基 22年度：10基
愛ロード・スポンサー事業（バス停上屋）				→		5ヶ所
21年度までの主な進捗状況	21年度：バス停上屋スポンサー事業を実施したが応募なし。22年度～対象箇所なし。 21年度：歩道植栽スポンサー事業を検討したが、ニーズに沿う事業化は困難なため実施せず。 道路照明灯スポンサー事業を実施。照明灯11基設置（6企業等と協定締結） 20年度：道路照明灯スポンサー事業を実施。照明灯10基設置（10企業等と協定締結） 19年度：モデルケースとして、中央分離帯植栽管理を(主)王生川新居浜野田線（西条市内）4kmで実施（14企業・団体が協賛）					
関連ホームページ	えひめ愛ロード運動のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/070doboku/080dourokensets/00005744041124/aigo/airoad.htm">http://www.pref.ehime.jp/070doboku/080dourokensets/00005744041124/aigo/airoad.htm</a>					

推進事項	2-(2)- NPO・ボランティア等県民との協働事業の推進				所管部課	県民環境部 管理局 県民活動推進課
具体的な取組	カ NPO・ボランティア団体等のネットワーク化の推進					
内 容	NPO・ボランティア団体、自治会、教育機関、各種団体、企業等の地域の多様な主体が連携しながら自主的、主体的に地域課題の解決に取り組んでいけるネットワークづくりを支援する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
地域応援セミナーの開催や交流の場の提供					→	1ヶ所
21年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						

推進事項	2-(2)- 協働指針に基づくNPOへの支援					所管部課 県民環境部 管理局 県民活動推進課 (関係部課)
具体的な取組	ア 協働指針に基づくNPOへの支援					
内 容	協働領域を拡大し、円滑に協働を進めていくため、NPOに関する相談窓口を開設するとともに、より身近な市町におけるNPO支援窓口の設置を促進し、全県的な支援体制の構築を図る。 また、県民や企業の皆様からの寄附によりNPO法人の活動を支援する「あったか愛媛NPO応援基金」を設置し、NPO法人の活動資金の安定確保や育成支援を行う。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
NPO相談窓口の開設・運営					→	NPO法人数 400法人(22年度) (17年度196法人 22年度400法人)
愛媛ボランティアネットの運営					→	
市町NPO支援窓口の設置促進					→	
あったか愛媛NPO応援基金による助成・育成支援					→	
21年度までの主な進捗状況	<p>21年度：NPO法人数300法人(22年3月末現在)</p> <p>20年度：「あったか愛媛NPO応援基金」による助成及び育成支援事業を開始。 NPO法人数282法人(21年3月末現在)</p> <p>19年度：市町におけるNPO支援窓口の設置促進 NPO法人数259法人(20年3月末現在)</p> <p>18年度：協働事業推進のための環境づくりに重点を置き、「NPOとの協働指針」を改定。 NPO法人数242法人(19年3月末現在)</p> <p>17年度：NPO法人数196法人(18年3月末現在)</p> <p>16年度：愛媛ボランティアネットをリニューアルオープン</p> <p>15年度：「NPOとの協働指針」に基づき、全庁的に既存事業や新規事業の実施について協働による手法の検討を開始。</p> <p>14年度：NPO等との協働を全庁的に段階的に推進していくためのガイドラインとなる「NPOとの協働指針」を策定</p> <p>13年度：県民参加型事業手法を類型(体系)化し、各々のメリットや導入に当たっての課題の整理等を行うため、(財)えひめ地域政策研究センターへ調査委託。</p> <p>12年度：「愛媛市民活動ネットワークサロン」の開設及び「地域社会づくりネットワーク化推進事業」のNPO法人への委託実施により、諸団体の交流を促進。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	2-(2)- 県民との協働に向けた行政の意識改革					所管部課 総務部 管理局 人事課 研修所
具体的な取組	ア 県職員の意識改革のための職員研修の実施					
内 容	「県民との協働」の視点を、県政運営の核に据えるため、職員に対する多様な研修を継続して実施する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
県職員の意識改革のための職員研修の実施					→	
21年度までの主な進捗状況	<p>21年度：「協働型政策立案講座」を実施(1回、43人)</p> <p>20年度：「協働型政策立案講座」を実施(1回、49人)</p> <p>19年度：「県民との協働推進講座」を実施(1回、31人)</p> <p>18年度：「県民との協働推進講座」を実施(1回、20人)</p> <p>17年度：「県民との協働推進講座」を実施(1回、15人)</p>					
関連ホームページ						

推進事項	2-(2)- 県民との協働に向けた行政の意識改革				所管部課	県民環境部 管理局 県民活動推進課
具体的な取組	イ 県及び市町職員の意識改革のための説明会の実施					
内 容	県及び市町における県民との協働への取組みを推進するため、職員の意識改革を図る説明会及び研修会を随時、実施する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
県及び市町職員の意識改革のための協働説明会の実施					→	開催回数 1回/年
県及び市町職員を対象とした協働推進研修会の実施					→	開催回数 4回(県1回、市町3回)/年
21年度までの主な進捗状況	<p>21年度：県庁で、協働推進員や協働事業担当者等を対象とした研修会を実施。 東・中・南予で市町NPO担当職員等を対象とした研修会を実施。</p> <p>19年度：庁内LANを活用した協働事業の紹介等による理解促進。 市町担当者会において、市町における協働の促進を啓発。</p> <p>18年度～：提案型協働事業促進モデル事業(21年度から提案型パートナーシップ推進事業)の選考において、公開プレゼンテーションを行い、県及び市町職員に参加を呼びかけ。</p> <p>17年度：県庁において県職員や市町職員を対象とした説明会を開催。</p> <p>16年度：東中南予で各1回ずつ市町及びNPO関係者を対象とした協働に関するキャラバン講座を開催。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	2-(2)- 県民との協働に向けた行政の意識改革				所管部課	総務部 管理局 人事課 職員厚生室
具体的な取組	ウ 職員の社会参加の推進					
内 容	地域における各種ボランティア活動や自治会活動等に県職員が積極的に参加することにより、地域社会に貢献するとともに、県民との相互理解を深め、県民協働社会の実現への一助とする。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
職員の社会参加の推進					→	
21年度までの主な進捗状況	<p>ボランティア推進グループを核に、サマーボランティアキャンペーン等において職員が森林の間伐や児童福祉施設でのスポーツ活動等のボランティアを実施</p> <p>21年度：5,879人が参加 20年度：5,815人が参加 19年度：5,257人が参加 18年度：3,456人が参加 17年度：1,917人が参加 16年度：東予の豪雨被災地域に、県庁職員に呼びかけて救援ボランティア活動を実施。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	2-(3)- 権限移譲の推進					所管部課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)																																													
具体的な取組	ア 「県・市町権限移譲検討協議会」設置による積極的な権限移譲の推進【再掲】																																																		
内 容	<p>地方分権の趣旨に沿った個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、住民に身近な行政は住民に身近な市町が担うことを原則に、県と市町の役割分担を行った上で、合併により規模が拡大した市町が、実情に応じた総合的かつきめ細かな施策を展開できるよう、市町の意向を踏まえながら、市町の行政体制の整備状況に応じた権限を移譲する。</p> <p>17年度：「地方分権型行政システム構築に向けた権限移譲推進指針」と並行し、新たな移譲方針の検討及び決定 市町の希望に応じた包括移譲方式に加え、中核市、一般市（10市）、町（9町）の区分に応じて、市町と協議しながら、原則として、関連する申請受理から決定までの一連の事務をまとめたパッケージを束ねて、一律に移譲を進める。</p> <p>18年度：「権限移譲検討協議会」及び検討部会（中核市、一般市、町）の設置、開催 「県権限移譲推進指針」及び「権限移譲具体化プログラム」の策定</p> <p>19年度以降：指針、プログラムに沿って、権限移譲 市町の要望を踏まえ、定期的に指針及びプログラムを見直し、改訂を行う。 なお、18年度～21年度を推進期間としてきたが、21年度改訂において指針を恒久化。</p>																																																		
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																																													
市町との協議の場の設置・運営	→ 設置		→ 運営																																																
権限移譲具体化プログラムの作成・運用	→ 作成		→ 運用																																																
プログラムに基づく権限移譲の推進					→	プログラム上の移譲予定 (43パッケージ867事務)																																													
21年度までの主な進捗状況	<p>15年度 「地方分権型行政システム構築に向けた権限移譲推進指針」の策定 18年度 「県権限移譲推進指針」及び「権限移譲具体化プログラム」の策定 19年度以降毎年度「県権限移譲推進指針」及び「権限移譲具体化プログラム」を見直し改訂</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="3">【権限移譲事務】</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>移譲事務内容</th> <th>移譲事務数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14年度</td> <td>都市計画区域等における開発許可等</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>15年度</td> <td>悪臭、振動に係る規制地域の指定等</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>16年度</td> <td>薬局開設許可等</td> <td>63</td> </tr> <tr> <td>17年度</td> <td>個人が施行する土地区画整理事業の施行認可等</td> <td>213</td> </tr> <tr> <th colspan="3">指針掲示パッケージの移譲実績</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>移譲事務内容</th> <th>パッケージ数 (累計)</th> <th>パッケージ 移譲事務数 (累計)</th> </tr> <tr> <td>18年度</td> <td>農地の権利移動の許可等に係る事務</td> <td>7 (8)</td> <td>49 (105)</td> </tr> <tr> <td>19年度</td> <td>NPO法人設立の認証等に係る事務</td> <td>21 (25)</td> <td>300 (359)</td> </tr> <tr> <td>20年度</td> <td>特定行政庁に係る事務等</td> <td>19 (30)</td> <td>378 (492)</td> </tr> <tr> <td>21年度</td> <td>旅券の申請受理と交付に係る事務等</td> <td>13 (31)</td> <td>186 (502)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">22年3月末の条例規定数・・・1,155事務</td> </tr> </tbody> </table> <p>各年度実績は、当該年度に市町村と協議のうえ、条例等を規定した数(移譲は翌年度) 22年3月末の条例等規定数は、各年度の実績のうち、既に同一法令事務の移譲がある場合は除く。 また、13年度以前の規定事務を含むため、14～21年度の移譲事務数の計とは一致しない。</p>						【権限移譲事務】			年度	移譲事務内容	移譲事務数	14年度	都市計画区域等における開発許可等	79	15年度	悪臭、振動に係る規制地域の指定等	78	16年度	薬局開設許可等	63	17年度	個人が施行する土地区画整理事業の施行認可等	213	指針掲示パッケージの移譲実績			年度	移譲事務内容	パッケージ数 (累計)	パッケージ 移譲事務数 (累計)	18年度	農地の権利移動の許可等に係る事務	7 (8)	49 (105)	19年度	NPO法人設立の認証等に係る事務	21 (25)	300 (359)	20年度	特定行政庁に係る事務等	19 (30)	378 (492)	21年度	旅券の申請受理と交付に係る事務等	13 (31)	186 (502)	22年3月末の条例規定数・・・1,155事務			
【権限移譲事務】																																																			
年度	移譲事務内容	移譲事務数																																																	
14年度	都市計画区域等における開発許可等	79																																																	
15年度	悪臭、振動に係る規制地域の指定等	78																																																	
16年度	薬局開設許可等	63																																																	
17年度	個人が施行する土地区画整理事業の施行認可等	213																																																	
指針掲示パッケージの移譲実績																																																			
年度	移譲事務内容	パッケージ数 (累計)	パッケージ 移譲事務数 (累計)																																																
18年度	農地の権利移動の許可等に係る事務	7 (8)	49 (105)																																																
19年度	NPO法人設立の認証等に係る事務	21 (25)	300 (359)																																																
20年度	特定行政庁に係る事務等	19 (30)	378 (492)																																																
21年度	旅券の申請受理と交付に係る事務等	13 (31)	186 (502)																																																
22年3月末の条例規定数・・・1,155事務																																																			
関連ホームページ	<p>市町への権限移譲のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/bunken/shishin.html">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/bunken/shishin.html</a></p>																																																		

推進事項	2-(3)- 権限移譲の推進					所管部課 総務部 管理局 人事課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	イ 「県権限移譲推進指針」に基づく市町支援の実施【再掲】					
内 容	市町への権限移譲に伴う財源措置として、市町に直接手数料が入るもの、地方交付税が交付されるもの、処理件数が微少なものを除き、権限移譲事務等交付金を引き続き交付する。また、権限移譲具体化プログラムに基づき、今後の集中的な事務の移譲による当該年度の市町財政の支援などについて検討する。 さらに、移譲事務の円滑な移行、適切な事務執行の定着を図るため、当該業務に精通し、専門的な知識を有する職員の移譲先への派遣、市町職員の県研修生としての受け入れなどの人的支援や、必要に応じて、説明会の開催、事務処理マニュアルの作成等、適切な事務引継に努め、市町の支援を行う。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
財政的支援						協議会等での市町の意見等を踏まえ検討。
人的支援						協議会等での市町の意見等を踏まえ検討。
21年度までの主な進捗状況	<b>【権限移譲事務等市町交付金】</b> 21年度：交付金額 71,166千円 20年度：交付金額 69,592千円 19年度：交付金額 64,171千円 18年度：権限移譲事務等市町交付金を改定（19年度から初年度経費（措置期間19～21年度）及び加算金（19年度限り）を創設） 18年度：交付金額 58,048千円 17年度：交付金額 63,636千円 16年度：交付金額 65,751千円 15年度：交付金額 65,489千円					
関連ホームページ	市町への権限移譲のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/bunken/shishin.html">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/bunken/shishin.html</a>					

推進事項	2-(3)- 市町の行財政運営への支援					所管部課 総務部 新行政推進局 市町振興課
具体的な取組	ア 新市町及び自主的な合併への支援					
内 容	旧合併特例法下で合併した市町に対して、新しいまちづくりの有効な手段である国の財政支援措置を効果的かつ前向きに活用できるよう、積極的な助言を行うとともに、建設計画に掲げられた県事業の重点的な実施に配慮する。 また、合併新法下での市町の自主的な合併を引き続き推進するため、17年度に設置した市町合併推進審議会における審議等を踏まえて、適切な支援を行う。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
旧法下で合併した市町への支援（合併特例事業等）						建設計画（随時見直しを行う）に掲げた合併特例債活用予定額（期間：合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度）に対する達成度 50%
新法下での自主的な合併への支援（市町合併推進審議会での検討等）						17年度以降、審議会で構想作成を検討し、20年4月に構想を作成。 鬼北町と松野町の合併協議における、全協議項目数に対する確認済項目数の割合 100%
21年度までの主な進捗状況	<p>21年度：建設計画に掲げた合併特例債活用予定額に対する達成度 29.1%</p> <p>鬼北町と松野町の合併協議における、全協議項目数に対する確認済項目数の割合 98.3%</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村等における調査研究への支援 市町村合併アドバイザー制度(13年度～) 市町村合併シミュレーション事業(13年度) 市町村合併調査研究等支援事業(12～14年度)</li> <li>具体的な取組が見られる地域への人的支援等【旧法下】 合併協議会への委員等としての参画(18協議会へ参画) 合併協議会への県職員の派遣(4協議会へ各1名を派遣) 合併協議会運営費補助金(14～16年度)</li> <li>合併が決定した又は合併後の市町村に対する支援 市町村合併移行円滑化資金貸付制度(電算システム統合経費に対する無利子貸付) (15～16年度)</li> <li>合併市町村のあり方調査研究事業(15～16年度)</li> <li>「愛媛県市町村合併支援プラン」の策定(15年3月)</li> <li>「愛媛県市町村合併支援プラン」の改定(16年10月)</li> <li>合併新法に基づく市町合併推進審議会の設置(17年10月)</li> <li>「愛媛県市町村合併推進構想」の作成(20年4月)</li> <li>鬼北町・松野町合併協議会への人的支援等【新法下】 委員等としての参加 県職員の派遣 合併協議会運営費補助金 同合併協議会は残り1協議項目で調整がつかず、22年3月31日をもって廃止</li> </ul>					
関連ホームページ	市町村合併のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/gappei/index.html">http://www.pref.ehime.jp/gappei/index.html</a>					

推進事項	2-(3)- 市町の行財政運営への支援					所管部課 総務部 新行政推進局 市町振興課 行政システム改革課 企画情報部 管理局 企画調整課 各地方局 総務企画部 地域政策課
具体的な取組	イ 市町との連携、協力の推進					
内 容	知事と市町長が一堂に会して意思疎通を図る「トップミーティング」を開催するとともに、市町の行財政運営に関して、県と市町との連絡調整の場（市町人事・財政関係連絡調整会議）を設定するほか、地域課題や要望等を把握するために「地域政策懇談会」を地方局単位で設置するなど、タイムリーで緊密な情報提供や意見交換等を行う。 また、県の市町行政への関わり方等を見直すとともに、事務手続における市町の負担軽減を図るため、調査・照会等やヒアリング手続などの効率化を図る。 さらに、県と市町が対等・協力の関係の下で連携しながら事業推進が図れるよう、県事業の実施に当たって、その計画段階で関係する市町の意見を聴取し事業実施に反映させる仕組みの制度化を地方局再編に併せ検討する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
トップミーティングの開催						毎年、東予、中予、南予で各1回実施。
市町との連絡調整の場を設置し定期的実施						毎年、東予、中予、南予で各1回実施。
地域政策懇談会の開催						地方局ごとに年3回程度実施。
市町に対する関与等の見直し（事前協議、協議会、調査、照会の効率化等）						
事業計画段階での市町の意見聴取手続の制度化検討						
21年度までの主な進捗状況	21年度：地域政策懇談会開催回数 東・中・南予で各2回開催 トップミーティング開催回数 県内全市町長が一堂に会し1回開催 市町人事・財政関係連絡調整会議（電子版）の運営 20年度：地域政策懇談会開催回数 東・中・南予で各3回開催 市町人事・財政関係連絡調整会議（電子版）の運営 19年度：トップミーティング開催回数 東・中・南予毎に1回（計3回） 市町人事・財政関係連絡調整会議（電子版）の運営 18年度：市町人事・財政関係連絡調整会議（電子版）を設置 電子メールによりリアルタイムで情報提供、意見交換を実施 トップミーティング開催回数 東・中・南予毎に1回（計3回） 17年度：市町人事・財政関係連絡調整会議を設置（東・中・南予毎に1回（計3回）開催） トップミーティング開催回数 東・中・南予毎に1回（計3回） 16年度：トップミーティング開催回数 各地方局毎に1回（計5回）					
関連ホームページ						

推進事項	2-(3)- 市町の行財政運営への支援					総務部 管理局 人事課 研修所 総務部 新行政推進局 市町振興課
具体的な取組	ウ 人事交流の促進と人材育成の支援					
内 容	分権型社会では、市町のリーダーシップとともに職員の政策形成能力等の向上がこれまで以上に強く求められるが、市町によっては、独自に専門的、総合的な研修を行うことが困難なところもあるため、県研修所の受託研修や合同研修を充実させ、市町職員の人材育成を積極的に支援する。また、市町における事務事業の円滑な推進と行政能力の向上、人材の育成等を支援するため、市町の要望を踏まえ、可能な限り人事交流を積極的に推進する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
人事交流の推進					▶	
市町職員研修への協力					▶	
21年度までの 主な進捗状況	人事交流の実績（市町からの受入）：21年度 11市町 14人 20年度 12市町 16人 19年度 12市町 15人 18年度 9市町 11人 17年度 9市町 10人 16年度 6市町 6人 17年度に市町職員のみを対象とした専門研修として「地域政策立案講座」等3講座を新設するとともに、合同研修の枠を3講座から12講座とし、21年度までに専門研修を6講座、合同研修枠を31講座に拡大した。（受講者数：17年度257人、18年度477人、19年度493人、20年度529人、21年度545人）。					
関連ホームページ						

推進事項	2-(3)- 市町の行財政運営への支援					所管部課 企画情報部 管理局 企画調整課
具体的な取組	エ 新ふるさとづくり総合支援事業を活用した市町等への支援					
内 容	分権型社会を基礎自治体として担う市町が、自らの創意工夫により地域課題を解決できるよう、地域の一体的かつ自立的発展に向けての地域づくりの取組み等を支援する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
新ふるさとづくり総合支援事業の推進					▶	事業終了後に補助事業者自らが実施する評価において「S」又は「A」とされた事業の割合 100%
21年度までの 主な進捗状況	21年度：評価対象事業数105事業のうちS又はA評価80事業（76.2%） S：17事業 A：63事業 B：16事業 C：9事業 D：0事業					
関連ホームページ						
参 考	（評価） S：期待以上の効果があったと認められる。 A：期待どおりの効果があったと認められる。 B：期待したほどではないが、一定の効果があったと認められる。 C：期待した効果が発現するためにはさらなる時間や努力を要すると認められる。 D：想定外の原因により期待した効果が発現することは難しい状況にあると認められた。					



推進事項	2-(4)- 四国4県連携の推進					所管部課 総務部 管理局 人事課 企画情報部 管理局 企画調整課
具体的な取組	ア 四国4県連携の推進					
内 容	<p>四国4県では、将来の道州制を見据え「四国はひとつ」を目指した連携施策を推進しているが、今後は、これまで以上に4県連携による四国の総合力の向上やスケールメリットを活かした効率化を図るとともに、これまでの交流・連携から1歩進んで、フルセット主義からの脱却を図るため各県間の役割分担や施設等の機能分担についても検討する必要がある。このため、各施策の企画立案や予算化に際し、常に四国各県との連携や役割・機能分担の可能性を検討し、可能なものについては積極的にこれを進めることとする。</p> <p>また、将来の道州制移行に備え、幅広い視野を持った人材を育成するため四国4県での人事交流を進める。</p>					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
四国4県連携事業の推進					→	
四国4県での役割分担・機能分担の検討					→	
21年度までの主な進捗状況	<p>14年度から、4県連携担当課長会議を設けるとともに、四国4県連携推進費（合計4000万円、16年度から3000万円、18年度から2000万円、20年度から1500万円）により、四国の総合力の向上と効率的対応が期待できる各種連携施策を推進。</p> <p>人事交流：17年度・・・各県1名 18年度・・・各県2名（相互交流） 19年度・・・各県3名（高知県のみ2名） 20年度以降・・・各県3名</p>					
関連ホームページ	四国はひとつのページ <a href="http://www.pref.kagawa.jp/shikoku/">http://www.pref.kagawa.jp/shikoku/</a>					

推進事項	2-(4)- 広島県をはじめとする瀬戸内各県との連携、協調の推進					所管部課 企画情報部 管理局 企画調整課
具体的な取組	ア 瀬戸内各県との連携、協調の推進					
内 容	<p>広島・愛媛交流会議や中四国サミットなどでの協議を通じ、しまなみ海で結ばれている広島県をはじめとする瀬戸内海各県と連携して、瀬戸内海の歴史・文化を生かした水軍観光ルートなどの観光振興、瀬戸内海の環境保全、リサイクル産業の振興、大規模災害時の広域対応など、広域的な施策の展開や共通課題の解決を図る。</p>					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
瀬戸内各県との連携、協調の推進					→	
21年度までの主な進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島・愛媛交流会議の開催（年1回）</li> <li>・ 中四国サミットの開催（年1回）</li> <li>・ 観光、環境保全、リサイクル、防災など各分野における連携・協調の推進</li> </ul>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)- 意思決定の迅速化と組織活性化					所管部課	総務部 管理局 財政課 企画情報部 管理局 企画調整課
具体的な取組	ア トップマネジメント機能の強化						
内 容	将来構想や部局横断的な課題など、県政の運営上重要な影響を及ぼす事項について政策企画会議へ積極的に付議し、県政発展の戦略づくりの場として活用する。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
政策企画会議の積極的な活用					→		
21年度までの主な進捗状況	<p>21年度：「政策企画会議」の開催 開催回数 4回 主な付議議案 ・えひめ元気づくりプロジェクトの選考 ・戦略的試験研究プロジェクトの選考 ・特定政策課題に対する対応方針の協議 など</p> <p>20年度：「政策企画会議」の開催 開催回数 5回 主な付議議案 ・えひめ元気づくりプロジェクトの選考 ・えひめ夢提案に対する対応方針の決定 ・ネーミングライツ、広告事業に係る審議 など</p> <p>19年度：「政策企画会議」の開催 開催回数 4回 主な付議議案 ・えひめ元気づくりプロジェクトの選考 ・えひめ夢提案に対する対応方針の決定 ・特定政策課題の選定、対応方針の決定 など</p> <p>18年度：「政策企画会議」の開催 開催回数 6回 主な付議議案 ・えひめ元気づくりプロジェクトの選考 ・えひめ夢提案に対する対応方針の決定 ・特定政策課題の選定、対応方針の決定 など</p> <p>17年度：県政の重要な政策課題に対する意思決定や全庁的な合意形成を行うため、五役、各部長等で構成する「政策企画会議」を新たに設置 開催回数 8回 主な付議議案 ・後期実施計画の策定 ・えひめ夢提案に対する対応方針の決定 ・特定政策課題の選定、対応方針の決定 など</p>						
関連ホームページ							

推進事項	3-(1)- 意思決定の迅速化と組織活性化					所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	イ えひめ次世代協働ミーティングの開催						
内 容	部局横断の若手職員及び民間公募委員で構成する「えひめ次世代協働ミーティング」を設置し、県民の声を踏まえながら、施策・事業の立案過程を通して、若手職員の士気向上や、組織の活性化を図る。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
えひめ次世代協働ミーティングの開催					→	開催回数 3回程度/年	
21年度までの主な進捗状況	<p>19年度：「助け合い、支えあう地域社会を実現するために」をテーマに2回開催（メンバー：県民6名、県職員6名）</p> <p>18年度：「少子化の流れを変えるために～経費のかからない少子化対策とは？～」をテーマに3回開催（メンバー：県民8名、県職員8名）</p>						
関連ホームページ	えひめ次世代協働ミーティングのページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/jisedai/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/jisedai/index.htm</a>						

推進事項	3-(1)- 意思決定の迅速化と組織活性化				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ウ 庁内分権の推進					
内 容	県民や市町に対する事務処理の迅速化や時代の進展に伴う重要度の変化等を踏まえ、事務の適正な執行を妨げない範囲において、下位権者及び地方機関に対する権限委譲を積極的に推進するとともに、各部局が自らの責任と判断で組織管理を行えるように内部管理事務の適切な権限配分を行い、効率的・効果的な執行体制の整備を図る。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
決裁権限の下位権者及び地方機関への委譲の推進					→	
内部管理事務の各部局への適切な権限配分の実施					→	
21年度までの主な進捗状況	<p>22年度：事務の簡素化・効率化を図るため、下位権者へ11事項を権限移譲。</p> <p>21年度：事務の簡素化・効率化を図るため、下位権者及び地方機関へ8事項を権限委譲するとともに、30事項の地方局事務を本庁に引き上げ。</p> <p>20年度：地方局の現地即決、現地完結機能を強化するため、本庁で所管している事務のうち1,160件を委譲するとともに、事務の簡素化・効率化を図るため、170事項の地方局経由事務を本庁に引き上げ。 地方局以外の地方機関へは7事項を権限委譲。</p> <p>19年度：事務の簡素化・効率化を図るとともに、地方機関における現地即決機能の強化を図るため、下位権者及び地方機関へ64事項を権限委譲。</p> <p>18年度：事務の簡素化・効率化を図るとともに、地方機関における現地即決機能の強化を図るため、下位権者及び地方機関へ83事項を権限委譲。</p> <p>17年度：事務の簡素化・効率化を図るとともに、地方機関における現地即決機能の強化を図るため、下位権者及び地方機関へ217事項を権限委譲。</p> <p>16年度：部内局制の更なる強化のため、15年度に引き続き局長へ委譲を図るとともに、地方機関に対して積極的に委譲を行うなど65事項を権限委譲。</p> <p>15年度：知事部局すべての部に部内局を設置し、局長を責任者とする迅速かつ効率的な執行体制を確立するため、知事から部長へ121事項、部長から局長へ970事項を権限委譲。</p> <p>14年度：地方局長の事件（工事、用地補償以外）の決定及び支出負担行為・支出命令の決済金額の引き上げ、道路法に基づく違法行為に対する監督処分等に関する事務など9事項を権限委譲。 地方局総務部門の地方局本局への集約に伴う権限委譲 34事項。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)- 意思決定の迅速化と組織活性化				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	エ スタッフ職の活用やグループ制等の導入範囲の拡大					
内 容	第一線での課題解決能力及び組織としての総合力を高めるため、スタッフ職として「監」及び課内室の活用、グループ制等の導入範囲の拡充に取り組むとともに、組織のフラット化(中間職位・階層の廃止)の実施を検討することにより、機動性の高い組織体制を整備する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
スタッフ職として「監」及び課内室の活用					▶	
グループ制等の導入範囲の拡大					▶	
組織のフラット化(中間職位・階層の廃止)の実施検討					▶	
21年度までの主な進捗状況	<p>22年度：地方局建設部及び土木事務所の事業部門へグループ制を導入。 公営企業管理局に病院管理監（部長級、中央病院長兼務）を新設。</p> <p>21年度：監査事務局に監査主幹（課長補佐級）をグループリーダーとするグループ制を導入。 総務管理課の財産管理部門、保健福祉課の医療技術大学地方独立行政法人化の移行準備部門、中予地方局の課税部門にグループ制を導入。 県立中央病院に経営統括監（部長級）を新設。</p> <p>20年度：環境技術専門監の設置。</p> <p>19年度：総務管理課の施設管理改革部門にグループ制を導入。</p> <p>18年度：えひめブランド推進統括監、高速道路推進監の設置、財政課の予算調整部門及び財源調整部門、統計課のシステム運用部門、東京事務所、動物愛護センターにグループ制を導入。</p> <p>17年度：えひめブランド推進監の設置、財政課の財政改革部門、保健福祉課の福祉監査部門、地方局の福祉監査部門、食品監視部門、地域農業部門、農村整備部門、森林林業部門にグループ制を導入。</p> <p>16年度：事業管理統括監、事業管理監の設置、労働委員会事務局とえひめ学園にグループ制を導入。</p> <p>15年度：原子力安全対策推進監の設置、県立中央病院の検体分析部門にグループ制を導入。</p> <p>14年度：NPO・ボランティア推進監は県民環境部直轄、循環型社会推進監は同部環境局直属とし、部課間調整機能を強化。地方局生活保護業務部門にグループ制を導入。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)- 意思決定の迅速化と組織活性化				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	オ 事務改善職員提案募集の実施					
内 容	職員の自主研究活動の支援や提案制度の充実などにより、能率的な仕事の進め方や制度・システム等自体の見直し・改善を進める。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
事務改善職員提案募集の実施					▶	
21年度までの主な進捗状況	<p>提案数</p> <p>21年度：74件</p> <p>20年度：39件</p> <p>19年度：43件</p> <p>18年度：56件</p> <p>17年度：22件</p> <p>16年度：55件（経費削減のための緊急提案480件）</p> <p>15年度：43件</p>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)- 組織・機構の見直し					所管部課 総務部 管理局 人事課 (関係部課)															
具体的な取組	ア 本庁組織の再編整備																				
内 容	新たな政策課題に即応した本庁推進体制の整備に取り組む。																				
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等															
新たな政策課題に即応した本庁推進体制の整備					→																
21年度までの主な進捗状況	<p>22年度：財政健全化への更なる取組みを進める一方で、県内EV関連産業の創出に向けた推進体制の整備など、当面する重要課題への対応に必要な組織体制を整備。</p> <p>21年度：財政健全化への更なる取組みを進める一方で、雇用対策など緊急総合対策や当面する重要課題への対応に必要な組織体制を整備。</p> <p>20年度：財政健全化に向け組織のスリム化を図る一方で、当面する重要課題や新たな行政課題への対応に必要な組織体制を整備。</p> <p>18年度：財政健全化や産業振興など新たな行政ニーズへの対応に必要な組織再編を実施するとともに、南予地域活性化特別対策本部を設置。</p> <p>17年度：財政健全化や産業振興など新たな行政ニーズへの対応に必要な組織再編を実施。</p> <p>15年度：全ての部に部内局を設置するとともに、知事から部長、部長から局長へと大幅に権限委譲し、局長を責任者とする迅速かつ効率的な執行体制を確立。</p>																				
関連ホームページ																					
参 考	<p>【知事部局本庁組織数】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">20年 4月 1日</td> <td style="width: 33%;">21年 4月 1日</td> <td style="width: 33%;">22年 4月 1日</td> </tr> <tr> <td>7部</td> <td>7部</td> <td>7部</td> </tr> <tr> <td>21局</td> <td>21局</td> <td>21局</td> </tr> <tr> <td>59課</td> <td>59課</td> <td>59課</td> </tr> <tr> <td>8課内室</td> <td>7課内室</td> <td>7課内室</td> </tr> </table>						20年 4月 1日	21年 4月 1日	22年 4月 1日	7部	7部	7部	21局	21局	21局	59課	59課	59課	8課内室	7課内室	7課内室
20年 4月 1日	21年 4月 1日	22年 4月 1日																			
7部	7部	7部																			
21局	21局	21局																			
59課	59課	59課																			
8課内室	7課内室	7課内室																			

推進事項	3-(1)- 組織・機構の見直し				所管部課	総務部 管理局 人事課 (関係部課)																																																
具体的な取組	イ 地方機関の再編整備																																																					
内 容	市町村合併や地方分権の進展など社会経済情勢の変化を踏まえた地方機関の再編整備に取り組む。特に市町への権限委譲を前提に、抜本的にあり方を見直し、20年4月までに再編整備に取り組む。																																																					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																																																
社会経済情勢の変化を踏まえた地方機関の再編整備					→	地方局5 3へ(20年4月)																																																
21年度までの主な進捗状況	<p>22年度：医療技術大学を公立大学法人へ移行。 歯科技術専門学校を廃止。</p> <p>20年度：5 地方局体制から3 局体制への再編、工業系・農林水産系の15の試験研究機関の3 機関への統合を実施。 保育専門学校を廃止。</p> <p>19年度：健康増進センターを廃止。 県議会での議論やパブリック・コメントを踏まえて、地方局再編整備計画を作成・公表するとともに、地方局設置条例を改正。</p> <p>18年度：栽培漁業センター、中予栽培漁業センター及び鹿野川ダム管理事務所を廃止。 地方局制度の見直しについて、行政改革・地方分権推進本部において、「地方局再編整備計画(素案)」に係る検討を実施。</p> <p>17年度：出先機関の大幅な再編を実施(保健所や農業改良普及センター、土木事務所等の整理・統合を行い、9 機関15 支所を削減)。 地方局制度の見直しについて、行政改革・地方分権推進本部においてさらなる検討を実施。</p> <p>16年度：15 年度に構築した新しい組織体制の充実と、17 年度実施予定の地方機関の見直しを先行する形で一部組織の整理・統合を実施。 地方機関のあり方について行政改革・地方分権推進本部において検討を行い、「平成17 年4 月の出先機関の再編」と「地方局の将来方向」についての検討結果報告を取りまとめ、県方針として公表。</p> <p>15 年度：行政需要が減少している農業改良普及部門など地方機関を中心に組織を減少。 地方機関のあり方検討委員会で最終報告を取りまとめ。 同報告を元に、行政改革・地方分権推進本部において、出先機関の再編や地方局の再編など、市町村合併後の新体制にふさわしい簡素で効率的な地方機関のあり方を検討。</p> <p>14 年度：市町村合併の進展にあわせ、これからの地方機関のあり方を検討するため、「地方機関のあり方検討委員会」を設置。</p>																																																					
関連ホームページ																																																						
参 考	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">【知事部局地方機関数】</th> </tr> <tr> <th></th> <th>20年4月1日</th> <th>21年4月1日</th> <th>22年4月1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合 計</td> <td>52機関</td> <td>52機関</td> <td>50機関</td> </tr> <tr> <td>[内訳]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合出先機関</td> <td>3機関</td> <td>3機関</td> <td>3機関</td> </tr> <tr> <td>福祉</td> <td>10機関</td> <td>10機関</td> <td>10機関</td> </tr> <tr> <td>環境・保健衛生</td> <td>6機関</td> <td>6機関</td> <td>4機関</td> </tr> <tr> <td>農林水産</td> <td>7機関</td> <td>7機関</td> <td>7機関</td> </tr> <tr> <td>産業経済</td> <td>7機関</td> <td>7機関</td> <td>7機関</td> </tr> <tr> <td>文教</td> <td>1機関</td> <td>1機関</td> <td>1機関</td> </tr> <tr> <td>総務</td> <td>5機関</td> <td>5機関</td> <td>5機関</td> </tr> <tr> <td>土木</td> <td>13機関</td> <td>13機関</td> <td>13機関</td> </tr> </tbody> </table>						【知事部局地方機関数】					20年4月1日	21年4月1日	22年4月1日	合 計	52機関	52機関	50機関	[内訳]				総合出先機関	3機関	3機関	3機関	福祉	10機関	10機関	10機関	環境・保健衛生	6機関	6機関	4機関	農林水産	7機関	7機関	7機関	産業経済	7機関	7機関	7機関	文教	1機関	1機関	1機関	総務	5機関	5機関	5機関	土木	13機関	13機関	13機関
【知事部局地方機関数】																																																						
	20年4月1日	21年4月1日	22年4月1日																																																			
合 計	52機関	52機関	50機関																																																			
[内訳]																																																						
総合出先機関	3機関	3機関	3機関																																																			
福祉	10機関	10機関	10機関																																																			
環境・保健衛生	6機関	6機関	4機関																																																			
農林水産	7機関	7機関	7機関																																																			
産業経済	7機関	7機関	7機関																																																			
文教	1機関	1機関	1機関																																																			
総務	5機関	5機関	5機関																																																			
土木	13機関	13機関	13機関																																																			

推進事項	3-(1)- 組織・機構の見直し				所管部課	企画情報部 管理局 企画調整課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 試験研究機関の再編整備【再掲】					
内 容	社会環境の変化に対応して、県民ニーズや本県の特徴に合致した効果的かつ効率的な試験研究の推進を図るため、試験研究機関の現状に関する評価を実施したうえで、組織再編を含めた今後の試験研究機関のあり方を検討する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
試験研究機関のあり方の見直し【再掲】			→ 組織再編			見直し対象機関数 15 20年度組織再編
21年度までの主な進捗状況	19年度：前年度に引き続き、組織再編の具体的な姿を検討し、パブリックコメント等を実施したうえ、平成20年度の組織改正において、3機関に再編 18年度：企画情報部の調整のもと各部局において所管の試験研究機関の果たすべき役割を整理したうえ、組織再編の素案を作成（19年3月愛媛県科学技術振興会議に報告、意見聴取） 17年度：企画情報部の調整のもと各部局において所管の試験研究機関のあり方についての検討に着手					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)- 組織・機構の見直し				所管部課	総務部 管理局 人事課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	エ 地方独立行政法人制度の導入の検討					
内 容	県が実施する業務のうち、県自らが行うよりも、県が設置する法人（地方独立行政法人）に実施させる方が、より効率的・効果的にサービスを提供できると判断されるものについて、地方独立行政法人制度の導入を検討する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
地方独立行政法人制度の導入可能性に関する検討					→	
21年度までの主な進捗状況	22年度：平成22年4月1日「公立大学法人愛媛県立医療技術大学」に移行 21年度：平成22年4月から「公立大学法人愛媛県立医療技術大学」に移行するための各種条件整備 20年度：「医療技術大学法人化検討委員会」設置、法人化について検討 同検討委員会から検討結果の報告（21年2月） 19年度：「公の施設のあり方の見直し方針」決定（19年11月） ・医療技術大学：「地方独立行政法人への移行について、早急に具体的検討を行う」 ・県立病院（病院事業全体）：「病院事業への地方独立行政法人制度の導入など病院事業全体の経営のあり方について、（中略）幅広い観点から検討を行う」 15年度：「地方独立行政法人に関する庁内連絡会」を開催					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)- 組織・機構の見直し				所管部課	教育委員会 高校教育課
具体的な取組	オ 県立学校の再編整備					
内 容	今後の中学校卒業生数の減少や市町村合併の進行等を踏まえ、新たな県立学校の再編整備のあり方について検討を行っていた県立学校再編整備計画検討委員会からの報告を基に、平成20年度中に平成21年度から5年間の県立学校再編整備計画を策定することとしている。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
県立学校の再編整備					→	
21年度までの主な進捗状況	21年度：全日制課程：4学級減、定時制課程：1学科募集停止 20年度：8月に平成21年度から5年間の県立学校再編整備計画を策定 全日制課程：5学級減、定時制課程：2学科募集停止 19年度：全日制課程：4学級減、定時制課程：1学科募集停止 18年度：全日制課程：9学級減、定時制課程：2学科募集停止 17年度：全日制課程：12学級減、定時制課程：2学科募集停止 16年度：全日制課程：9学級減、定時制課程：1学科募集停止					
関連ホームページ	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課のページ： <a href="http://ehime-c.esnet.ed.jp/koukou/index.htm">http://ehime-c.esnet.ed.jp/koukou/index.htm</a>					

推進事項	3-(1)- 定員管理及び給与の適正化					所管部課 総務部 管理局 人事課 教育委員会 教育総務課 教育委員会 義務教育課 教育委員会 高校教育課 警察本部 警務課 公営企業管理局 総務課																																																																																																	
具体的な取組	ア 適切かつ計画的な定員管理																																																																																																						
内容	一般行政部門及び公営企業部門については、厳しい財政状況を踏まえ、一層スリムで効率的な体制を構築するため、市町村合併の進展に伴う出先機関の統廃合や地方局の再編による組織の整理・合理化、事務事業の見直しやアウトソーシングの推進、積極的な市町への権限移譲などによる業務プロセス改革などにより、適切かつ計画的な定員管理を図る。 また、法令により職員の配置基準が定まり、一律な職員数の削減になじまない教職員や警察官についても、児童・生徒数及び学級数の減少や治安情勢の動向を踏まえながら、効果的かつ適正な配置を進める。																																																																																																						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																																																																																																	
総定員						18～22年度までの5年間で、17年度総定員の6.5%（1,500人）以上を削減 17年度：22,963人 22年度：21,463人 23年度も総定員の純減に取り組む。																																																																																																	
<p><b>一般行政部門</b> 18～22年度までの5年間で4,420人を3,978人に削減 [削減数442人、削減率10.0%] 23年度においても年率2.0%削減を継続し、18～23年度までの6年間で600人の職員を削減</p> <p><b>公営企業部門</b> 18～22年度までの5年間で2,108人（2,029人）を2,014人（1,935人）に削減 [削減数94人（94人）、削減率4.5%（4.6%）] （ ）内は育児休業者を除いた数字 23年度は、経営改善と医療サービス向上の観点を重視しながら、適正な配置に努める。</p> <p><b>教育部門</b> 教職員については、個別法により配置されることから数値目標は掲げないが、児童生徒数の減少を踏まえながら、効果的かつ適正な配置に努める。 事務局職員については、一般行政部門に準じる削減に取り組む。</p> <p><b>警察部門</b> 警察官については、政令により配置されることから数値目標は掲げないが、治安の悪化等に伴う地方警察官の増員など適正な配置に努める。 警察官以外の職員については、一般行政部門に準じる削減に取り組む。</p>																																																																																																							
21年度までの 主な進捗状況	定員の適正化の進捗状況（平成11年度以降）																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般行政</th> <th>教育</th> <th>警察</th> <th>公営企業</th> <th>計</th> <th>対前年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>11年度</td><td>4,641</td><td>14,145</td><td>2,656</td><td>2,134</td><td>23,576</td><td>-</td></tr> <tr><td>12年度</td><td>4,595</td><td>14,074</td><td>2,651</td><td>2,137</td><td>23,457</td><td>119</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>4,586</td><td>14,101</td><td>2,655</td><td>2,103</td><td>23,445</td><td>12</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>4,570</td><td>14,123</td><td>2,651</td><td>2,119</td><td>23,463</td><td>18</td></tr> <tr><td>15年度</td><td>4,536</td><td>14,072</td><td>2,704</td><td>2,173</td><td>23,485</td><td>22</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>4,494</td><td>13,884</td><td>2,740</td><td>2,149</td><td>23,267</td><td>218</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>4,420</td><td>13,682</td><td>2,753</td><td>2,108</td><td>22,963</td><td>304</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>4,362</td><td>13,598</td><td>2,780</td><td>2,070</td><td>22,810</td><td>153</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>4,266</td><td>13,479</td><td>2,799</td><td>2,088</td><td>22,632</td><td>178</td></tr> <tr><td>20年度</td><td>4,107</td><td>13,257</td><td>2,802</td><td>2,018</td><td>22,184</td><td>448</td></tr> <tr><td>21年度</td><td>3,982</td><td>13,046</td><td>2,785</td><td>2,070</td><td>21,883</td><td>301</td></tr> <tr><td>22年度</td><td>3,894</td><td>12,782</td><td>2,794</td><td>2,013</td><td>21,483</td><td>400</td></tr> <tr><td>対11年度増減</td><td>747</td><td>1,363</td><td>138</td><td>121</td><td>2,093</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>						区分	一般行政	教育	警察	公営企業	計	対前年度増減	11年度	4,641	14,145	2,656	2,134	23,576	-	12年度	4,595	14,074	2,651	2,137	23,457	119	13年度	4,586	14,101	2,655	2,103	23,445	12	14年度	4,570	14,123	2,651	2,119	23,463	18	15年度	4,536	14,072	2,704	2,173	23,485	22	16年度	4,494	13,884	2,740	2,149	23,267	218	17年度	4,420	13,682	2,753	2,108	22,963	304	18年度	4,362	13,598	2,780	2,070	22,810	153	19年度	4,266	13,479	2,799	2,088	22,632	178	20年度	4,107	13,257	2,802	2,018	22,184	448	21年度	3,982	13,046	2,785	2,070	21,883	301	22年度	3,894	12,782	2,794	2,013	21,483	400	対11年度増減	747	1,363	138	121	2,093
区分	一般行政	教育	警察	公営企業	計	対前年度増減																																																																																																	
11年度	4,641	14,145	2,656	2,134	23,576	-																																																																																																	
12年度	4,595	14,074	2,651	2,137	23,457	119																																																																																																	
13年度	4,586	14,101	2,655	2,103	23,445	12																																																																																																	
14年度	4,570	14,123	2,651	2,119	23,463	18																																																																																																	
15年度	4,536	14,072	2,704	2,173	23,485	22																																																																																																	
16年度	4,494	13,884	2,740	2,149	23,267	218																																																																																																	
17年度	4,420	13,682	2,753	2,108	22,963	304																																																																																																	
18年度	4,362	13,598	2,780	2,070	22,810	153																																																																																																	
19年度	4,266	13,479	2,799	2,088	22,632	178																																																																																																	
20年度	4,107	13,257	2,802	2,018	22,184	448																																																																																																	
21年度	3,982	13,046	2,785	2,070	21,883	301																																																																																																	
22年度	3,894	12,782	2,794	2,013	21,483	400																																																																																																	
対11年度増減	747	1,363	138	121	2,093	-																																																																																																	
関連ホームページ																																																																																																							



推進事項	3-(1)- 定員管理及び給与の適正化					所管部課	総務部 管理局 人事課																							
具体的な取組	イ 臨時職員の削減																													
内 容	定員適正化計画に基づく職員の削減に合わせて、事務処理方法の見直しやアウトソーシング等を進め、臨時職員の一層の削減を図る。																													
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																								
臨時職員の削減						18～22年度までの5年間で、17年度職員数の10%（45人）を削減 17年度：449人 22年度：404人																								
21年度までの主な進捗状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時職員数</td> <td>556人</td> <td>490人</td> <td>479人</td> <td>449人</td> <td>429人</td> <td>400人</td> <td>362人</td> <td>344人</td> <td>311人</td> </tr> </tbody> </table>										年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	臨時職員数	556人	490人	479人	449人	429人	400人	362人	344人	311人
年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																					
臨時職員数	556人	490人	479人	449人	429人	400人	362人	344人	311人																					
関連ホームページ																														

推進事項	3-(1)- 定員管理及び給与の適正化					所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ウ 早期退職特例措置の実施						
内 容	職員の早期退職を促進することにより、人件費の抑制に加え年齢構成の平準化を図るため、早期勤奨退職に対する退職手当の特例措置を時限的に実施する。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
早期退職特例措置の実施							
21年度までの主な進捗状況	16年12月議会 退職手当条例を改正し早期退職特例措置を導入 16年度：早期退職者数 109人 17年度：早期退職者数 182人 18年度：早期退職者数 169人 19年度：早期退職者数 208人						
関連ホームページ							
参 考	<b>【早期退職勤奨制度の概要】</b> 1. 対象職員 全職員を対象（公営企業職員、教員及び警察職員を含む。） 2. 年齢等要件 退職時の年齢45歳以上（現行50歳以上）又は、勤続20年以上 3. 退職手当特例措置 定年までの期間1年につき給料月額に3%を加算（上限30%） （現行は、50歳以上、年2%最大20%加算） 4. 実施期間 平成16年度から19年度まで						

推進事項	3-(1)- 定員管理及び給与の適正化					所管部課 総務部 管理局 人事課
具体的な取組	工 給与構造改革の推進					
内 容	人事委員会勧告尊重という基本姿勢のもと、県民の支持を得られる適切な給与水準を維持するとともに、社会経済情勢の変化に応じた適正な給与制度を実現するため、職員の給与構造の抜本的な改革を推進する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
年功的な給与上昇の抑制					→	
職務・職責に応じた給料構造への転換					→	
勤務実績の給与反映					→	
21年度までの主な進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本県ではこれまでも人勤尊重を基本原則とした適正な給与水準の維持に努めてきた。 【21年4月ラスパイレ指数；98.1】</li> <li>・17年度には、人事委員会から、国家公務員の取り組みを踏まえた「給与構造改革」の実施が勧告された。（18年度から実施）</li> </ul>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)- 定員管理及び給与の適正化					所管部課 総務部 管理局 人事課
具体的な取組	オ 諸手当などの給与制度・運用の見直し					
内 容	新地方行革指針（17年3月29日総務事務次官通知）、地方行革新指針（18年8月31日総務事務次官通知）の趣旨を踏まえ、特殊勤務手当、教員の手当などの諸手当のほか、給与制度・運用全般について、業務内容や勤務環境の変化などを勘案した総点検を実施し、必要に応じた見直しに取り組む。なお、給与及び定員の状況については、国等との比較などにより、県民に分かりやすい方法で、県ホームページなどへの公表を行う。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
特殊勤務手当、教員の手当などの諸手当の見直し					→	
昇給・昇格などの運用の見直し					→	
21年度までの主な進捗状況	<p>本県の給与制度は、原則として国に準ずることにより適切な運用に努めるとともに、これまでも、社会情勢等に応じた適正化の取り組みを実施している。</p> <p>22年度：技能労務職員の給料表を国の行政職給料表（二）をベースとしたものへ改定 20年度：22年度から技能労務職員の給料表を国の行政職給料表（二）をベースとしたものへ改定する方針を決定 19年度：特殊勤務手当の抜本的な見直し、管理職手当の定額化、特勤勤務手当の支給率の見直し 17年度：農林漁業普及指導手当の支給率の見直し 16年度：退職時特別昇給制度の廃止</p> <p>10年度：特殊勤務手当の抜本的な見直し、調整手当の異動保障の廃止 など</p>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)- 定員管理及び給与の適正化					所管部課 総務部 管理局 人事課
具体的な取組	カ 技能労務職員に関する見直し					
内 容	本県の技能労務職員の給与水準は、国や民間と比べると高い水準にあることから、国、民間との均衡に留意しながら、給与水準の見直しを検討する。 また、退職不補充の原則を堅持しながら、技能労務職員が従事している業務について、廃止や外部委託などの見直しを検討する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
技能労務職員の給与等の見直し方針の策定・公表		→				
技能労務職員の給与等の見直し					→	
技能労務職員の業務等の見直し					→	
21年度までの主な進捗状況	<p>22年度：技能労務職員の給料表を国の行政職給料表（二）をベースとしたものへ改定。 自動車運転業務を一部廃止。 行政職への任用を希望する者を事務的業務に配置し、任用試験を実施。</p> <p>21年度：技能労務職員全員を対象に、行政職への任用や技能労務職の継続等についての希望調査を実施。</p> <p>20年度：22年度から技能労務職員の給料表を国の行政職給料表（二）をベースとしたものへ改定する方針を決定。 技能労務職員の従事している業務のうち、自動車運転業務については、22年度から順次廃止し、その他の業務については、23年度以降に外部委託等を順次実施する方針を決定。</p> <p>19年度：技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針を策定・公表。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)- 定員管理及び給与の適正化					所管部課 総務部 管理局 人事課 職員厚生室
具体的な取組	キ 福利厚生事業の見直し					
内 容	職員に対する福利厚生事業については、住民の理解が得られるものとなるよう、点検・見直しを行い、適正に事業を実施する。 また、人事行政運営等の状況の公表の一環として、福利厚生事業の実施状況等を公表する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
福利厚生事業の見直し					→	
福利厚生事業の実施状況等の公表					→	
21年度までの主な進捗状況	17年度より福利厚生事業の実施状況等を公表					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)- 電子自治体の推進					所管部課	企画情報部 管理局 情報政策課 (関係部課)
具体的な取組	ア 電子申請システムの拡充						
内 容	県に対する申請・届出などの手続について、自宅や職場などのパソコンからインターネットを経由して24時間いつでも提出が行える電子申請システムを運営する。 また、電子申請システムの前段階として、特殊な紙質のものや複写式のものなど一般のプリンターで印刷できないものを除く申請書等様式を県のホームページから取り出せるようにする。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
電子申請システムの開発・運用					▶	電子化する手続数 700手続	
					→	簡易申請システムに移行 (利用の多い15手続の電子申請継続)	
申請書等様式の電子配布サービスの拡大					▶		
21年度までの主な進捗状況	21年度：申請手続数 303手続(22年3月末現在)うち運用中は235手続 20年度：申請手続数 299手続(21年3月末現在) 19年度：申請手続数 299手続(20年3月末現在) 18年度：申請様式数 276手続(19年3月末現在) 15年度末から県システム運用開始、18年度から県・市町共同利用システムへ移行						
関連ホームページ	えひめ電子自治体共同運営サービスのページ <a href="http://www.e-ehime.lg.jp/navigate/mu0/">http://www.e-ehime.lg.jp/navigate/mu0/</a> 申請書等電子配布サービスのページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/sinsei/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/sinsei/index.htm</a>						

推進事項	3-(1)- 電子自治体の推進					所管部課	企画情報部 管理局 情報政策課 (関係部課)
具体的な取組	イ 公共施設予約システム等の利便性の向上						
内 容	平成15年度に、県有施設を対象にした申請に至るまでの仮予約システムを開発し、現在12施設について運用(一部予約状況の閲覧のみ)。今後、利用申請、利用手数料の納付まで含めた包括的なシステムへの拡大を検討。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
公共施設予約システム等の利便性の向上					▶		
21年度までの主な進捗状況	20年度：心と体の健康センターを貸館業務廃止に伴い削除 12施設 19年度：総合科学博物館を追加 13施設						
関連ホームページ	愛媛県施設利用予約システムのページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/s_yoyaku/index.html">http://www.pref.ehime.jp/s_yoyaku/index.html</a>						

推進事項	3-(1)- 電子自治体の推進					所管部課 総務部 管理局 税務課
具体的な取組	ウ 県税電子サービスシステムの拡充					
内 容	県税の納税者が、パソコンからインターネットを経由して申告手続が行える電子申告システムを全都道府県共同で構築・運用する。また、関係窓口が多数にわたり複雑となっている自動車保有手続についてワンストップサービスシステムを構築する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
電子申告システムの構築						18年度以降：電子申告対象税目追加
ワンストップサービス(OSS)システムの開発	【先進10都府県で運用】	【導入実績なし】	【導入実績なし】	【導入実績なし】	【導入検討】	
21年度までの主な進捗状況	<p>電子申告 22年3月末現在：47都道府県19政令都市690市区町村で運用。 18.1.16 愛媛県で法人県民税、法人事業税の運用開始。</p> <p>OSSシステム 21年度末現在：10都府県で運用。 17年度：先行県で運用開始。 16年度：OSS都道府県税協議会設立。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)- 電子自治体の推進					所管部課 土木部 管理局 土木管理課 技術企画室 出納局 会計課
具体的な取組	エ 電子調達の拡充					
内 容	電子自治体の推進の一環として、入札参加者の人件費・移動コスト縮減、調達業務の迅速化を図るため、公共工事及び物品の調達を対象に、インターネットを利用した入札等に係る情報提供や入札・開札等の手続を電子化した電子入札システムの運用拡大を図る。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
物品の電子入札システムの利用促進	(一部本運用)	(本運用)	(本運用)	(本運用)	(本運用)	18年度は160万円を超える物品調達、100万円を超える役務の提供を対象とし、19年度からは20万円を超える物品調達(オープンカウンターを除く)、30万円を超える役務の提供について運用開始
公共工事の電子入札システムの導入	(一部本運用)	(本運用)	(本運用)	(本運用)	(本運用)	18年度は請負工事3千万円以上、委託業務5百万円以上を対象とし、19年度からは全事業での運用開始
21年度までの主な進捗状況	<p>(物品) 19年度から、20万円を超える物品調達、30万円を超える役務の提供について運用開始。 17年度から一部本運用開始。 16年度に電子入札システムを構築。</p> <p>(公共工事) 19年度から全面運用開始。 17年度から、一部大規模事業で運用開始。 16年度に愛媛県電子入札システム・入札情報公開システムを構築。</p>					
関連ホームページ	建設 CALS/ ECのページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739041124/cals/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739041124/cals/index.htm</a> 電子入札のページ <a href="http://ebid.cals-ehime.lg.jp/">http://ebid.cals-ehime.lg.jp/</a>					

推進事項	3-(1)- 電子自治体の推進				所管部課	関係部課
具体的な取組	オ 電子行政相談の実施					
内 容	県の事務事業や行政手続に関する問い合わせ・相談をインターネットで受付・回答する電子行政相談の導入を進める。各種相談窓口におけるFAQ（一般的に誰もが抱くような質問と回答）を県のホームページに掲載する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
電子行政相談の実施					▶	
21年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ	各種相談窓口のご案内のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/00004279031127/soudan3.htm">http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/00004279031127/soudan3.htm</a> よくある相談等のQ&Aのページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/00005554040922/faq.htm">http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/00005554040922/faq.htm</a>					

推進事項	3-(1)- 電子自治体の推進				所管部課	企画情報部 管理局 情報政策課
具体的な取組	カ 情報システム調達の合理化の推進					
内 容	情報システム調達の合理化を一層推進するため、総合評価方式やライフサイクルコストを重視した調達、入札結果の公表など調達に当たっての適切かつ透明性の高い執行に努める。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
情報システム調達の合理化の推進					▶	
21年度までの主な進捗状況	19年度：IT調達に係る総合評価標準ガイドラインを策定し、庁内に周知。 個別の案件毎に必要なに応じて技術評価等の外部委託をする方針を決定。					
関連ホームページ						

推進事項	3-(1)- 電子自治体の推進				所管部課	総務部 新行政推進局 市町振興課
具体的な取組	キ 住民基本台帳ネットワークシステムの整備					
内 容	全国の市町村と都道府県間を専用線で相互に接続し、県民が全国どこの市町村からでも住民票の写しの交付を受けられるようにするとともに、全地方自治体が市町村の区域を越えて本人確認情報を有効利用できるネットワークを整備する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
住民基本台帳ネットワークシステムの整備					→	
21年度までの主な進捗状況	21年度：県独自事務(10件)での利用開始 15年度：第2次稼働(住民票写しの広域交付、住民基本台帳カードの交付等のサービス開始) 14年度：第1次稼働(国等への本人確認情報の提供開始)					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)- やる気を引き出す人事管理システムへの転換				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ア 職員の能力・業績・意欲を重視した評価制度の構築					
内 容	職員一人ひとりの能力・業績を重視し、職員全体の生産性を向上させるため、能力と実績が正しく評価され、意欲をもって努力した者こそ報われるような評価制度を構築する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
評価制度の構築検討					→	
部下が上司を評価する制度の導入					→	
21年度までの主な進捗状況	<p>「今後の行政改革の方針」(16年12月閣議決定) 地方公務員の人事制度について、より客観的な評価制度の導入を通じた能力・実績主義の人事制度の確立など改革を推進</p> <p>20年度以降：新任管理職を対象とした評価者研修の実施 19年度：管理職を対象とした評価者研修の実施 18年度：点数評価の厳正化等を柱とする人事考課の大幅な見直しを実施 勤務成績をより適正に給与に反映させるシステム(査定昇給制度)の導入 「部下職員からの声の反映」本格実施 16~17年度：「部下職員からの声の反映」試行</p>					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)- やる気を引き出す人事管理システムへの転換				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	イ 庁内公募制の活用					
内 容	職員の自主性を活かし、職務に対する意欲を高めるよう庁内公募制の積極的な活用を図る。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
庁内公募制の活用					→	
21年度までの主な進捗状況	17年度：～及び：地方局区分を加えて実施 16年度：～及び：地方局区分を加えて実施 15年度：～及び：技術職員の事務分野への交流区分を加えて実施 14年度：下記の3区分で庁内公募制の導入 ：特定プロジェクト、：県外勤務、：海外派遣・国内留学					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)- やる気を引き出す人事管理システムへの転換				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ウ 女性職員の登用					
内 容	女性職員の政策形成過程への参画推進等の観点から、今後とも幹部(役付)職員への登用を図るとともに、将来の登用に向けた人材を育成するため、意欲ある若手職員の新たな職域への配置拡大を図る。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
女性職員の登用					→	
21年度までの主な進捗状況	役付職員(係長以上：公営企業及び教育委員会を除く。)の登用率 17年度：7.5% 22年度：8.8% 16年度：7.3% 21年度：8.4% 15年度：7.1% 20年度：8.3% 14年度：6.8% 19年度：7.9% 13年度：6.0% 18年度：7.8%					
関連ホームページ						



推進事項	3-(2)- 幅広い人材の活用				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ア 任期付研究員制度及び任期付職員制度の活用					
内 容	高度な研究分野について、外部から人材を受け入れ、研究員相互の交流を推進することにより、試験研究機関等専門分野の研究活動が一層活性化するよう、任期付研究員制度の積極的な活用を図るとともに、公務部門では得られにくい高度の専門性を備えた民間の人材の登用や県民ニーズに的確に対応する人材を即戦力として確保するため、任期付職員制度の活用を検討する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
任期付研究員制度の活用					→	
任期付職員制度の活用検討					→	
21年度までの主な進捗状況	22年度：22年4月 産業技術研究所に特別研究員（1名、任期27年3月）採用 15年度：15年4月 紙産業研究センターに任期付研究員（1名、任期18年3月）採用 14年度：15年2月議会で「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を制定 14年6月 衛生環境研究所に任期付研究員（1名、任期17年3月）採用 13年度：13年12月議会で「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」を制定					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)- 幅広い人材の活用				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	イ 事務職と技術職の人事交流の促進					
内 容	異なる分野の業務を経験することにより、職員の視野の拡大を図るとともに、新しい視点で仕事を進めることにより、事務・技術双方に刺激を与え、新しい発想の生まれる土壌づくりを進めるため、事務職と技術職との交流を促進する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
事務職と技術職の人事交流の促進					→	
21年度までの主な進捗状況	<b>技術職の事務部門への配置状況</b> 18年度：37人      22年度：43人 17年度：40人      21年度：45人 16年度：40人      20年度：36人 15年度：30人      19年度：24人					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)- 幅広い人材の活用					所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ウ 再任用職員の活用						
内 容	退職するベテラン職員の経験や知識を次世代に継承するため、再任用職員の活用を図る。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
再任用職員の活用					→		
21年度までの 主な進捗状況	再任用職員数 17年度：10人 21年度：45人 22年度：62人（公営企業、教育委員会除く） 16年度：8人 20年度：32人 15年度：5人 19年度：20人 14年度：8人 18年度：10人						
関連ホームページ							

推進事項	3-(2)- 人材育成の推進					所管部課	総務部 管理局 人事課 研修所
具体的な取組	ア 人材育成方針に基づく職員研修の充実						
内 容	人材育成方針に基づき、研修所が実施する研修について、職員が自らのニーズに応じて科目を選択し、意欲的に能力開発に取り組めるような選択コース制を導入するとともに、政策形成関連研修等の強化など、業務推進能力を高めるより効果的かつ実践的な研修カリキュラムへと充実強化を図るほか、昇任前研修の導入等、研修を人事に反映させる仕組みづくりを進める。 また、県の枠を超えた新しい企画力や発想力、民間のコスト感覚など、より高い資質や能力を具えた職員を養成するため、国の省庁や国際関係機関、民間企業等への派遣研修を引き続き推進する。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
多様な選択コース制の実施					→		
政策形成関連研修等の強化					→		
昇任前研修の導入					→		
国省庁や国際関係機関、民間企業への派遣の充実					→		
21年度までの 主な進捗状況	16～17年度に研修体系の抜本的な見直しを行い、18年度から選択必修制による能力開発研修を導入している。						
関連ホームページ							

推進事項	3-(2)- 人材育成の推進					所管部課	総務部 管理局 人事課 研修所
具体的な取組	イ 自己啓発の促進						
内 容	幅広い知識や柔軟な発想、未来を切り拓くチャレンジ精神を持つ職員を育成するため、研修所研修と相互に連携して、若いうちに幅広い経験をさせるようなジョブ・ローテーションの推進、職場研修や自己啓発の充実に取り組む。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
若手職員の計画的なジョブ・ローテーションの推進					→		
職場研修や自己啓発の支援制度の充実					→		
21年度までの主な進捗状況	自主研究グループへの支援 18年度：5件      21年度：2件 17年度：5件      20年度：2件 16年度：4件      19年度：5件 15年度：6件						
関連ホームページ							

推進事項	3-(2)- 職員の健康管理と働きやすい職場づくり					所管部課	総務部 管理局 人事課 職員厚生室
具体的な取組	ア 職員の健康管理の充実						
内 容	多様化、高度化する県民ニーズへの対応や、IT化の進展などによる執務環境の変化によって、ストレスが増大し、職員が心身両面にわたって健康を保持、増進する必要性は増してきているため、職員に対する健康管理の充実を図る。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
セルフケアの向上（健康教育、保健指導の充実）					→		
メンタルヘルス対策の推進					→		
21年度までの主な進捗状況	本庁、各地方局ごとの健康教育の実施、有所見者に対する保健指導の実施による生活習慣病予防対策。 18年度に「県職員こころの健康づくり指針」を策定し、同指針に基づき「職場復帰支援システム」の運用を開始したほか、過重労働対策についても強化。						
関連ホームページ							

推進事項	3-(2)- 職員の健康管理と働きやすい職場づくり				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	イ 仕事と家庭の両立が可能な職場づくり (特定事業主行動計画の推進)					
内 容	次代を担う子どもの健やかな育成を目指して策定した特定事業主行動計画に則り、男女の区別なく子育てに積極的に関わることのできる、仕事と家庭の両立が可能な職場づくりに努める。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
子どもの出生時における父親の休暇の取得促進						子どもの出生時における父親の特別休暇取得目標：6日
育児休業等の取得促進						育児休業の取得目標：男性10%、女性100%
年次有給休暇の取得促進						年次有給休暇の取得目標：15日
21年度までの主な進捗状況	21年：年休取得日数11.3日(知事部局：総務省調査) 子どもの出生時における父親の特別休暇取得日数：4.8日 育児休業の取得：男性0.0%、女性100% 20年：年休取得日数10.8日(知事部局：総務省調査) 子どもの出生時における父親の特別休暇取得日数：4.1日 育児休業の取得：男性1.1%、女性100% 19年：年休取得日数8.8日(知事部局：総務省調査) 子どもの出生時における父親の特別休暇取得日数：5.2日 育児休業の取得：男性0.9%、女性100% 18年：年休取得日数9.0日(知事部局：総務省調査) 子どもの出生時における父親の特別休暇取得日数：4.5日 育児休業の取得：男性0.9%、女性100% 17年：年休取得日数8.5日(知事部局：総務省調査) 16年：年休取得日数7.4日(知事部局：総務省調査)					
関連ホームページ						

推進事項	3-(2)- 職員の健康管理と働きやすい職場づくり				所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ウ 公務能率の向上					
内 容	ノー残業の徹底や年次有給休暇の計画的な取得などにより、職員が心身のリフレッシュを図りつつ、効率的に業務を進めていく職場環境づくりに努める。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
ノー残業デーの徹底						
年次有給休暇の計画的な取得						年次有給休暇の取得目標：15日(再掲)
21年度までの主な進捗状況	18年度～：恒常的に超過勤務の多い職員・職場について、具体的改善策の提出指導 17年度：第二ノー残業デーについても管理職が鍵を返却 16年度：日曜日 原則、庁舎内への立入禁止 土曜日・祝日 20時以降の超勤禁止 水曜日 各課各室の管理職が鍵を返却					
関連ホームページ						

推進事項	4-(1)- 財政構造の転換					所管部課 総務部 管理局 財政課										
具体的な取組	ア 義務的な経費の増嵩抑制															
内 容	将来世代の負担の軽減を図るため、投資的経費の削減を通じ、県債の新規発行を抑制するとともに、後年度の公債費を平準化するため、新規発行債の30年償還一部導入を継続。また、社会保障関係経費等の増嵩についても抑制を図る。															
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等										
県債の新規発行の抑制					→											
公債費の平準化					→											
社会保障関係経費等の増嵩抑制					→											
21年度までの主な進捗状況	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>18年度</td> <td>19年度</td> <td>20年度</td> <td>21年度</td> </tr> <tr> <td>県債依存率</td> <td>12.4%</td> <td>11.5%</td> <td>13.3%</td> <td>14.5%</td> </tr> </table> <p>20年度までは決算、21年度は最終予算（繰越分を除く） 21年度については、最終予算（繰越分除く）で一般会計歳入総額6,607億円に対し県債発行額は960億円 なお、20年度、21年度の県債依存率は、臨時財政対策債の大幅増の影響を受けている。</p>						18年度	19年度	20年度	21年度	県債依存率	12.4%	11.5%	13.3%	14.5%	
	18年度	19年度	20年度	21年度												
県債依存率	12.4%	11.5%	13.3%	14.5%												
関連ホームページ																

県債依存率：歳入に占める当該年度の県債発行額の割合

推進事項	4-(1)- 財政構造の転換					所管部課 総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	イ 適正な基金残高の確保					
内 容	財源不足を補うために活用してきた財源対策基金は枯渇状態にあり、財政再生団体への転落回避や大規模災害時等の対応など緊急事態に備えるため、転落ラインを上回る200億円規模の残高確保を図る。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
財源対策基金の残高確保					→	残高200億円程度
21年度までの主な進捗状況	<p>21年度末残高：76億円 20年度末残高：90億円 19年度末残高：75億円 18年度末残高：123億円 17年度末残高：107億円 16年度末残高：148億円 15年度末残高：169億円 21年度末残高：21年度最終予算、15～20年度末残高：決算時</p>					
関連ホームページ						

推進事項	4-(1)- 財政構造の転換					所管部課 総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	ウ プライマリーバランスの黒字維持					
内 容	現役世代における受益と負担の均衡、さらには黒字化により、県債残高を減らし、将来世代に過大な負担を掛けないことを目的に、プライマリーバランスの黒字を維持する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
プライマリーバランスの黒字維持						▶ プライマリーバランスの黒字維持
21年度までの主な進捗状況	21年度：プライマリーバランス 18億円（臨時財政対策債の大幅な増による） 20年度：プライマリーバランス 221億円（臨時財政対策債の大幅な増による） 19年度：プライマリーバランス 310億円 18年度：プライマリーバランス 173億円 17年度：プライマリーバランス 56億円 16年度：プライマリーバランス 42億円 15年度：プライマリーバランス 173億円 21年度は最終予算、20年度までは決算 （NTT無利子貸付金、借換債、一時借入金利子を除く。）					
関連ホームページ						

推進事項	4-(1)- 予算編成システムの見直し					所管部課 総務部 管理局 財政課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	ア 行政評価制度と連携した予算編成システムの構築					
内 容	部局による「選択と集中」の実効を確保すると同時に、その結果を最大限尊重するため、各部局が自ら事務事業の評価を行い、成果・実績を踏まえて予算要求を行う行政評価と連動した新しい予算編成システムを導入する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
新しい予算編成システムの構築・運用						▶
21年度までの主な進捗状況	17年度：システム構築（18年度当初予算編成から導入）					
関連ホームページ						

推進事項	4-(1)- 予算編成システムの見直し					所管部課 総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	イ 「選択と集中」を徹底する予算編成の確立					
内 容	財政構造改革の確実な達成を期するため、健全財政推進本部を中心に、全庁一丸となった取り組みを推進する。 さらに、行政評価結果等を踏まえ、施策の優先度を検討する財源配分会議を開催し、限られた財源の配分を全庁規模で調整する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
健全財政推進本部の開催					→	
財源配分会議の開催					→	
21年度までの主な進捗状況	21年度：財源配分会議の開催 20年度：財源配分会議及び健全財政推進本部の開催 19年度：財源配分会議及び健全財政推進本部の開催 18年度：財源配分会議及び健全財政推進本部の開催 17年度：財源配分会議及び健全財政推進本部の開催 16年度：財源配分会議及び健全財政推進本部の開催 15年度：健全財政推進本部の設置					
関連ホームページ						

推進事項	4-(1)- 予算編成システムの見直し					所管部課 総務部 管理局 財政課
具体的な取組	ウ 特別枠の設定					
内 容	限られた財源を有効に活用するため、県として戦略的に取り組む必要のあるテーマについて部局の枠を越え柔軟に予算の重点配分を行えるよう、「特別枠」を設定する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
特別枠の設定					→	22年度は、「輝くふるさと愛媛づくり」の具体化に対応するため、引き続き特別枠として「輝くふるさと枠」を設けるとともに、地方局からの予算要求システムを継続するなどして重点的に予算配分を行う。
21年度までの主な進捗状況	21年度：20年度と同様の特別枠に加えて、新たに地方局からの予算要求システムを導入（実績：一般財源ベースで約6億円を重点配分） 20年度：「輝くふるさと愛媛づくり」及び「えひめ元気づくりプロジェクト」の具体化を図るとともに、行政評価による予算施策優先度が高く、県長期計画後期実施計画の優先施策に該当する新規事業を対象として、特別枠を設定（実績：一般財源ベースで約6億円を重点配分） 19年度：行政評価による予算施策優先度が高く、県長期計画後期実施計画の優先施策に該当する事業で、優先的・重点的に推進する必要のある新規施策を対象に、特別枠を設定（実績：一般財源ベースで約5億円を重点配分） 18年度：行政評価による予算施策優先度が高く、県長期計画後期実施計画の優先施策に該当する事業で、優先的・重点的に推進する必要のある新規施策を対象に、一般財源ベースで5億円の特別枠を設定（実績：約4億円を重点配分） 17年度：16年度に引き続き、新しい発想視点で従来の枠にとらわれず、成果主義を取り入れた、一般財源ベースで5億円の特別枠を設定（実績：約6億円を重点配分） 16年度：当初予算において新しい発想視点で従来の枠にとらわれず、成果主義を取り入れた、一般財源ベースで10億円の特別枠を設定（実績：約10億円を重点配分） 15年度：6月補正予算において「第二次県政改革プラン」の具体化を図るため、予算額で10億円の特別枠を設定（実績：約12億円を重点配分） 14年度：当初予算において削減額を財源として一般財源ベースで10億円の特別枠を設定（実績：約11億円を重点配分）					
関連ホームページ						

推進事項	4-(1)- 予算編成システムの見直し					所管部課 総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	工 企業会計方式による財務評価の活用					
内 容	県の財政事情に関する県民への情報提供の充実や企業経営的発想による財政運営の効率化等を図るため、財務書類4表(バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)の作成・公表に取り組む。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
「バランスシート」 「行政コスト計算書」 「純資産変動計算書」 「資金収支計算書」の作成・公					→	
21年度までの 主な進捗状況	21年度：財務書類4表(バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を作成・公表(基準日：21年3月31日現在) 20年度：「バランスシート」、「行政コスト計算書」を作成・公表(基準日：20年3月31日現在) 19年度：「バランスシート」、「行政コスト計算書」を作成・公表(基準日：19年3月31日現在) 18年度：「バランスシート」、「行政コスト計算書」を作成・公表(基準日：18年3月31日現在)					
関連ホームページ	バランスシート 行政コスト計算書のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/010soumu/040zaisei/00005375040722/balance20.htm">http://www.pref.ehime.jp/010soumu/040zaisei/00005375040722/balance20.htm</a>					

推進事項	4-(1)- 予算編成システムの見直し					所管部課 総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	オ 特別会計・企業会計の見直し					
内 容	特別会計、企業会計の設置目的等を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応して、存在意義を踏まえた事業内容や計画等を抜本的に見直すとともに、事業・経営の合理化や経費の節減を徹底する。 なお、他県の水準等を踏まえ、一般会計からの繰出金の抑制を検討する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
特別会計・企業会計の見直し					→	
一般会計繰出金の抑制検討					→	
21年度までの 主な進捗状況						
関連ホームページ						



推進事項	4-(1)- 行政評価システムの定着化				所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	ア 行政評価システムの改善					
内 容	効率的で質の高い、成果重視の県政を推進するため導入した行政評価システムについて、Plan-Do-Check-Actionのマネジメントサイクルを確立し、予算編成との連携強化など、より実効性を高めるための改善に取り組む。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
行政評価システムの改善					→	
21年度までの主な進捗状況	19年度：外部評価の実施（愛媛県行政評価システム外部評価委員会の設置） 17年度：政策・事務事業評価の改善（予算編成との連携強化） 16年度：大規模建設事業事前評価の実施 15年度：政策・事務事業評価の実施（政策を評価対象に追加） 公共施設評価の実施 大規模建設事業事前評価の導入検討 外部評価の試行（外部アドバイザーの設置） 14年度：公共施設評価の試行 13年度：事務事業評価の導入 12年度：事務事業評価の試行					
関連ホームページ	行政評価システムのページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/hyouka/hyouka11.htm">http://www.pref.ehime.jp/hyouka/hyouka11.htm</a>					

推進事項	4-(1)- 行政評価システムの定着化				所管部課	農林水産部 農業振興局 農地整備課 土木部 管理局 土木管理課 技術企画室
具体的な取組	イ 公共事業評価システムの再構築					
内 容	再評価については、10年度から、農林水産部及び土木部所管の事業のうち一定期間を経過した補助事業等を対象に第三者で構成する「公共事業再評価委員会」において次年度以降の継続・中止等の審議を行っており、引き続きその取組を継続する。また、新規採択時評価については、箇所毎の事業化の優先度を評価する「愛媛県公共投資評価指標」の見直しの検討を行うとともに、新たに事後評価（完了した事業箇所の評価）についても、国や他県の動向を見ながら導入を検討する。今後ともより一層効率的な公共投資の実施を図るため、事業前～事業途中～事業後と一貫した評価システムの構築に向けて取り組んでいく。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
新規採択時評価の見直し検討					→	
「公共事業再評価システム」による再評価の実施					→	
「事後評価システム」の導入検討					→	
21年度までの主な進捗状況	21年度：「愛媛県公共事業再評価委員会」の開催（21年度末現在、30回開催） 審議件数373事業、うち事業継続367事業、中止5事業、休止1事業 10年度：「愛媛県公共投資評価指標」による新規採択時評価の導入。					
関連ホームページ	事業評価のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739041124/kikaku/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739041124/kikaku/index.htm</a>					

推進事項	4-(2)- 内部管理経費の削減					所管部課 総務部 管理局 人事課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課 教育委員会 義務教育課 教育委員会 高校教育課 警察本部 警務課 公営企業管理局 総務課 (関係部課)																																																																																																	
具体的な取組	ア 総人件費の抑制 定員適正化計画に基づく職員数の削減 【再掲】																																																																																																						
内 容	厳しい財政状況を踏まえた定員・給与管理や超勤縮減を行うとともに、アウトソーシングの推進やIT技術の積極的な活用等による事務処理の簡素合理化、コスト意識を徹底した事務改善の推進などにより、総人件費の抑制を図る。																																																																																																						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																																																																																																	
総定員						18～22年度までの5年間で、17年度総定員の6.5%(1,500人)以上を削減 17年度:22,963人 22年度:21,463人 23年度も総定員の純減に取り組む。																																																																																																	
<p>一般行政部門 18～22年度までの5年間で4,420人を3,978人に削減 [削減数442人、削減率10.0%] 23年度においても年率2.0%削減を継続し、18～23年度までの6年間で600人の職員を削減</p> <p>公営企業部門 18～22年度までの5年間で2,108人(2,029人)を2,014人(1,935人)に削減 [削減数94人(94人)、削減率4.5%(4.6%)] ( )内は育児休業者を除いた数字 23年度は、経営改善と医療サービス向上の観点を重視しながら、適正な配置に努める。</p> <p>教育部門 教職員については、個別法により配置されることから数値目標は掲げないが、児童生徒数の減少を踏まえながら、効果的かつ適正な配置に努める。 事務局職員については、一般行政部門に準じる削減に取り組む。</p> <p>警察部門 警察官については、政令により配置されることから数値目標は掲げないが、治安の悪化等に伴う地方警察官の増員など適正な配置に努める。 警察官以外の職員については、一般行政部門に準じる削減に取り組む。</p>																																																																																																							
21年度までの 主な進捗状況	職員数の推移(平成11年度以降:実員ベース)																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一般行政</th> <th>教育</th> <th>警察</th> <th>公営企業</th> <th>計</th> <th>対前年度増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>11年度</td><td>4,641</td><td>14,145</td><td>2,656</td><td>2,134</td><td>23,576</td><td>-</td></tr> <tr><td>12年度</td><td>4,595</td><td>14,074</td><td>2,651</td><td>2,137</td><td>23,457</td><td>119</td></tr> <tr><td>13年度</td><td>4,586</td><td>14,101</td><td>2,655</td><td>2,103</td><td>23,445</td><td>12</td></tr> <tr><td>14年度</td><td>4,570</td><td>14,123</td><td>2,651</td><td>2,119</td><td>23,463</td><td>18</td></tr> <tr><td>15年度</td><td>4,536</td><td>14,072</td><td>2,704</td><td>2,173</td><td>23,485</td><td>22</td></tr> <tr><td>16年度</td><td>4,494</td><td>13,884</td><td>2,740</td><td>2,149</td><td>23,267</td><td>218</td></tr> <tr><td>17年度</td><td>4,420</td><td>13,682</td><td>2,753</td><td>2,108</td><td>22,963</td><td>304</td></tr> <tr><td>18年度</td><td>4,362</td><td>13,598</td><td>2,780</td><td>2,070</td><td>22,810</td><td>153</td></tr> <tr><td>19年度</td><td>4,266</td><td>13,479</td><td>2,799</td><td>2,088</td><td>22,632</td><td>178</td></tr> <tr><td>20年度</td><td>4,107</td><td>13,257</td><td>2,802</td><td>2,018</td><td>22,184</td><td>448</td></tr> <tr><td>21年度</td><td>3,982</td><td>13,046</td><td>2,785</td><td>2,070</td><td>21,883</td><td>301</td></tr> <tr><td>22年度</td><td>3,894</td><td>12,782</td><td>2,794</td><td>2,013</td><td>21,483</td><td>400</td></tr> <tr><td>対11年度増減</td><td>747</td><td>1,363</td><td>138</td><td>121</td><td>2,093</td><td>-</td></tr> </tbody> </table> <p>【参考:議員等の削減】 議員 18年7月に議員定数条例を改正し、19年4月の任期満了後は、議員定数を50人から47人に3人減とした。(法定上限数の1割減 52×0.9 47) 特別職等 17年4月より、特別職体制の見直しを図った。 ・副知事定数の改定 2人 1人 ・理事の職制廃止</p>						区分	一般行政	教育	警察	公営企業	計	対前年度増減	11年度	4,641	14,145	2,656	2,134	23,576	-	12年度	4,595	14,074	2,651	2,137	23,457	119	13年度	4,586	14,101	2,655	2,103	23,445	12	14年度	4,570	14,123	2,651	2,119	23,463	18	15年度	4,536	14,072	2,704	2,173	23,485	22	16年度	4,494	13,884	2,740	2,149	23,267	218	17年度	4,420	13,682	2,753	2,108	22,963	304	18年度	4,362	13,598	2,780	2,070	22,810	153	19年度	4,266	13,479	2,799	2,088	22,632	178	20年度	4,107	13,257	2,802	2,018	22,184	448	21年度	3,982	13,046	2,785	2,070	21,883	301	22年度	3,894	12,782	2,794	2,013	21,483	400	対11年度増減	747	1,363	138	121	2,093
区分	一般行政	教育	警察	公営企業	計	対前年度増減																																																																																																	
11年度	4,641	14,145	2,656	2,134	23,576	-																																																																																																	
12年度	4,595	14,074	2,651	2,137	23,457	119																																																																																																	
13年度	4,586	14,101	2,655	2,103	23,445	12																																																																																																	
14年度	4,570	14,123	2,651	2,119	23,463	18																																																																																																	
15年度	4,536	14,072	2,704	2,173	23,485	22																																																																																																	
16年度	4,494	13,884	2,740	2,149	23,267	218																																																																																																	
17年度	4,420	13,682	2,753	2,108	22,963	304																																																																																																	
18年度	4,362	13,598	2,780	2,070	22,810	153																																																																																																	
19年度	4,266	13,479	2,799	2,088	22,632	178																																																																																																	
20年度	4,107	13,257	2,802	2,018	22,184	448																																																																																																	
21年度	3,982	13,046	2,785	2,070	21,883	301																																																																																																	
22年度	3,894	12,782	2,794	2,013	21,483	400																																																																																																	
対11年度増減	747	1,363	138	121	2,093	-																																																																																																	
関連ホームページ																																																																																																							

推進事項	4-(2)- 内部管理経費の削減					所管部課	総務部 管理局 人事課																							
具体的な取組	ア 総人件費の抑制 臨時職員の削減【再掲】																													
内 容	定員適正化計画に基づく職員の削減に合わせて、事務処理方法の見直しやアウトソーシング等を進め、臨時職員の一層の削減を図る。																													
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																								
臨時職員の削減						18～22年度までの5年間で、17年度職員数の10%（45人）を削減 17年度：449人 22年度：404人																								
21年度までの主な進捗状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>22年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>臨時職員数</td> <td>556人</td> <td>490人</td> <td>479人</td> <td>449人</td> <td>429人</td> <td>400人</td> <td>362人</td> <td>344人</td> <td>311人</td> </tr> </tbody> </table>										年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	臨時職員数	556人	490人	479人	449人	429人	400人	362人	344人	311人
年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度																					
臨時職員数	556人	490人	479人	449人	429人	400人	362人	344人	311人																					
関連ホームページ																														

推進事項	4-(2)- 内部管理経費の削減					所管部課	総務部 管理局 人事課 総務部 管理局 財政課				
具体的な取組	ア 総人件費の抑制 臨時的な職員給与の減額										
内 容	財政の危機的状況に対応するため、職員給与の減額を臨時的に実施し、総人件費を抑制する。										
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等					
臨時的な職員給与の減額						財政構造改革基本方針による収支改善目標額（一般財源ベース） 累計 205億円					
21年度までの主な進捗状況	<p>知事等の特別職の給料月額5%削減（14年4月1日～18年3月31日）</p> <p>部次長級職員の管理職手当月額5%削減（14年4月1日～18年3月31日）</p> <p>知事20%、その他の常勤特別職15%の給料・期末手当削減（18年4月1日～20年3月31日）</p> <p>知事25%、副知事18%、その他の常勤特別職15%の給料・期末手当削減（20年4月1日～23年3月31日）</p> <p>一般職員の給与削減〔給料及び給料月額を基礎とする手当8%～3.5%、管理職手当10%〕（18年4月1日～19年3月31日）</p> <p>一般職員の給与削減〔給料及び給料月額を基礎とする手当6%～2.6%（21年度の期末・勤勉手当を除く）、管理職手当7.5%〕（19年4月1日～22年3月31日）</p> <p>一般職員の給与削減〔給料6%～0.5%〕（22年4月1日～23年3月31日）</p>										
関連ホームページ											

推進事項	4-(2)- 内部管理経費の削減					所管部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ア 総人件費の抑制 諸手当などの給与制度・運用の見直し 【再掲】						
内 容	新地方行革指針（17年3月29日総務事務次官通知）、地方行革新指針（18年8月31日総務事務次官通知）の趣旨を踏まえ、特殊勤務手当、教員の手当などの諸手当のほか、給与制度・運用全般について、業務内容や勤務環境の変化などを勘案した総点検を実施し、必要に応じた見直しに取り組む。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
特殊勤務手当、教員の手当などの諸手当の見直し					→		
昇給・昇格などの運用の見直し					→		
21年度までの主な進捗状況	<p>本県の給与制度は、原則として国に準ずることにより適切な運用に努めるとともに、これまで、社会情勢等に応じた適正化の取組みを実施している。</p> <p>22年度：技能労務職員の給料表を国の行政職給料表（二）をベースとしたものへ改定 20年度：22年度から技能労務職員の給料表を国の行政職給料表（二）をベースとしたものへ改定する方針を決定 19年度：特殊勤務手当の抜本的な見直し、管理職手当の定額化、特勤勤務手当の支給率の見直し 17年度：農林漁業普及指導手当の支給率の見直し 16年度：退職時特別昇給制度の廃止 10年度：特殊勤務手当の抜本的な見直し、調整手当の異動保障の廃止 など</p>						
関連ホームページ							

推進事項	4-(2)- 内部管理経費の削減					所管部課	総務部 管理局 総務管理課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課 （関係部課）
具体的な取組	イ 内部管理経費の削減 県が設置する施設の見直し						
内 容	<p>県が設置する施設について、組織の統廃合、施設の利用状況、市町村との役割分担などを踏まえ、県が設置、運営する必要性を抜本的に見直すとともに、維持管理経費の更なる節減を行う。</p> <p>また、指定管理者制度の導入など、民間活力を活用したコスト削減に努める。</p> <p>さらに、新たな省エネルギー手法であるE S C O事業の県庁本庁舎への導入を通じて光熱水費等を削減するとともに、本事業が県下での省エネルギー対策のモデル事業となるよう広く普及啓発を図る。</p>						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
公の施設のあり方の見直し【再掲】					→		
指定管理者制度導入による維持管理費の削減				→			
本庁舎E S C O導入による維持管理費の削減					→	削減利益 15年間で約3億3千万円	
21年度までの主な進捗状況	<p>19年度：「公の施設のあり方の見直し方針」決定 18年度：指定管理者制度導入による県負担額削減見込額 約4億円</p> <p>本庁舎E S C O導入 18年度：E S C Oサービス開始 17年度：改修工事を終了 削減利益 18年度 11,289千円、19年度 10,821千円、20年度 13,321千円、 21年度 15,579千円</p>						
関連ホームページ							

推進事項	4-(2)- 内部管理経費の削減					所管部課	総務部 管理局 総務管理課 (関係部課)
具体的な取組	イ 内部管理経費の削減 維持管理経費の節減 (群管理委託のモデル実施)【再掲】						
内 容	維持管理コストの削減を図る観点から、削減効果が見込まれる昇降機保守、廃棄物処理の2業務について、県庁周辺の8施設(本庁舎、議事堂、中予地方局、衛生環境研究所、美術館、図書館、警察本部、同第二庁舎)を対象として、19年度から群管理委託をモデル的に実施する。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
昇降機保守、廃棄物処理業務における群管理委託のモデル実施						→	
21年度までの主な進捗状況	21年度契約実績 17,508千円(昇降機 14,547千円、廃棄物処理 2,961千円) 20年度契約実績 17,434千円(昇降機 14,714千円、廃棄物処理 2,720千円) 19年度契約実績 19,081千円(昇降機 15,038千円、廃棄物処理 4,043千円) 18年度契約実績 30,689千円(昇降機 20,702千円、廃棄物処理 9,987千円)						
関連ホームページ							

推進事項	4-(2)- 内部管理経費の削減					所管部課	土木部 道路都市局 建築住宅課 営繕室 (関係部課)
具体的な取組	イ 内部管理経費の削減 維持管理経費の節減 (県有施設(建物)情報のデータベース化・一元化)						
内 容	建物ストックの有効活用や維持修繕・改築計画等に係る情報共有を図る観点から、各機関が保有する全ての県有施設(建物)に係る各種情報をデータベース化し、一元管理する。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
県有施設(建物)の工事データ入力、建物情報入力	基礎的な情報の入力			仮運用及び詳細データの入力			→
21年度までの主な進捗状況	21年度：当年度工事データ入力、詳細データの入力 20年度：当年度及び昭和49年度以前の工事データ入力 19年度：当年度及び昭和50年度以降の工事データ入力 18年度：平成17年度～平成18年度工事データ入力						
関連ホームページ							

推進事項	4-(2)- 内部管理経費の削減					所管部課	土木部 管理局 土木管理課 技術企画室 (関係部課)
具体的な取組	イ 内部管理経費の削減 維持管理経費の節減 (公共土木施設維持管理システムの構築)						
内 容	増大する維持管理費について、アセットマネジメントを導入し、施設の計画的な点検による的確に健全度評価と劣化予測を行い、ライフサイクルコストを踏まえた最適な維持管理手法と投資計画を策定し、予算の縮減と平準化をめざす。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
公共土木施設維持管理システムの構築						「水門・樋門・陸こう」についてシステム検証 「係留・荷さばき施設」のガイドライン策定	
21年度までの主な進捗状況	21年度：「荷さばき施設」についてシステムの検証 20年度：「水門・樋門・陸こう」についてシステムの検証 「係留・荷さばき施設」のガイドライン策定 19年度：「水門・樋門・陸こう」のガイドラインの策定 18年度：「ダム」、「橋梁」についてシステムの検証 17年度：「ダム」、「橋梁」ガイドラインの策定 16年度：公共土木施設維持管理システム基本方針の策定						
関連ホームページ	愛媛県橋梁長寿命化修繕計画のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/h40900/1189138_2313.html">http://www.pref.ehime.jp/h40900/1189138_2313.html</a>						

アセットマネジメント：「土木施設を資産としてとらえ、構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的な資産の状態を予測するとともに、予算的な制約の中でいつどのような対策をどこに行うのが最適であるかを考慮して、構造物を計画的かつ効率的に管理すること」という考え方

推進事項	4-(2)- 内部管理経費の削減					所管部課	総務部 管理局 人事課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課 出納局 審査課
具体的な取組	イ 内部管理経費の削減 業務効率の向上						
内 容	仕事の進め方を見直し、超過勤務の縮減に向けた取組みを強化（ノー残業デーの徹底など）する。また、庁内各課に点在する定型的でマニュアル化可能な県民サービスに直結しない人事・給与・物品調達といった総務系業務について、包括的な標準化・集中化及びアウトソーシング（民間への包括委託）の導入可能性を検討し、順次具体化を進めていく。さらに、職員の出張について、出張伺いから旅費の支出までの一連の事務を、民間旅行代理店と一体となって処理する新しい旅費システムを介して一元的に集中処理するとともに、近年急速に普及してきた運賃等の優遇制度を活用し、行政コストの縮減を図る。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
超過勤務の縮減						年間360時間(国の指針)	
総務系業務改革の推進【再掲】						検討事務 128項目	
旅費システムの運用【再掲】						旅費削減額 約3.5億円(18～22年度累計)	
21年度までの主な進捗状況	21年度：個々の業務の効率化・簡素化等を検討し、可能なものから順次実施 20年度：個々の業務の効率化方策を検討し、可能なものから順次実行に移すとともに、事務処理の部局単位での集中化について検討 19年度：個々の業務について、集中化・アウトソーシングの導入を見据えた効率化方策を検討 18年度：総務系業務改革推進ワーキンググループの設置 総務系業務マニュアル「庶務事務の手引き」の作成（庁内電子例規集への掲示） 旅費システムの運用開始 17年度：総務系業務全般について、現状及び改革案を定量的に調査 旅費システムについて、情報システムの開発・試行運用 16年度：主要総務系業務を対象として、業務改革の検討に向けた事前調査 旅費システムについて、現状及び改善案の調査						
関連ホームページ	【月一人当たり超勤時間】 12年度：24.4時間 20年度：13.9時間(43%)						

推進事項	4-(2)- 内部管理経費の削減					所管部課	企画情報部 管理局 情報政策課
具体的な取組	ウ 公共調達合理化 情報システム調達の合理化の推進【再掲】						
内 容	情報システム調達の合理化を一層推進するため、総合評価方式やライフサイクルコストを重視した調達、入札結果の公表など調達に当たっての適切かつ透明性の高い執行に努める。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
情報システム調達の合理化の推進					→		
21年度までの主な進捗状況	19年度：IT調達に係る総合評価標準ガイドラインを策定し、庁内に周知。 個別の案件毎に必要なに応じて技術評価等の外部委託をする方針を決定。						
関連ホームページ							

推進事項	4-(2)- 内部管理経費の削減					所管部課	農林水産部 農業振興局 農地整備課 土木部 管理局 土木管理課 土木管理課 技術企画室
具体的な取組	ウ 公共調達合理化 公共工事発注システムの合理化の推進						
内 容	公共工事の品質確保及びコスト削減を図るため、総合評価落札方式の試行を行い、本格運用を目指すとともに、電子入札システムを導入するなど、公共工事発注システムの合理化を推進する。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
総合評価落札方式の導入					▶ 本格運用	試行を行うとともに、可能な工事から本格運用を目指す。	
公共工事の電子入札システムの導入【再掲】						▶ 18年度は請負工事3千万円以上、委託業務5百万円以上を対象とし、19年度からは全事業での運用開始	
21年度までの主な進捗状況	(総合評価) 21年度：3千万円以上の全部局発注工事で本格実施(586件(土木部481件、他部局105件)) 20年度：5千万円以上の土木部発注工事で本格実施(209件) 他部局発注工事で試行(17件) 19年度に土木部発注工事での試行を拡大(39件) 18年度に土木部発注工事で試行(3件) (電子入札) 19年度から全面運用開始 17年度から一部大規模事業で運用開始						
関連ホームページ							

推進事項	4-(2)- 事務事業の徹底的な見直し				所管部課	総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	ア ゼロベースからの見直しによる選択と集中 全ての事務事業の見直し					
内 容	県の公的関与の必要性、緊急性の検証を踏まえ、全ての事務事業をゼロベースから見直すため、事務事業レビューを実施する。 見直しの視点 全ての事業に終期を設定 成果が不十分な事業、サービス水準の過大な事業は廃止または内容見直し 効率的、効果的な行政サービスの提供のため、緊急性、必要性のない事業は廃止又は休止・凍結 予算化する事務事業数の絞り込み					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
事務事業レビューの実施						財政構造改革基本方針による事務事業等削減見込額 累計300億円以上
21年度までの主な進捗状況	21年度：事務事業レビューの実施 20年度：事務事業レビューの実施 19年度：事務事業レビューの実施 18年度：事務事業レビューの実施 17年度：事務事業レビューの実施  <b>【事務事業等削減額】</b> 21年度：60億円 20年度：65億円 19年度：75億円 18年度：115億円					
関連ホームページ						

推進事項	4-(2)- 事務事業の徹底的な見直し				所管部課	総務部 管理局 財政課 企画情報部 管理局 企画調整課 (関係部課)
具体的な取組	ア ゼロベースからの見直しによる選択と集中 長期計画後期実施計画の優先施策を踏まえた選択と集中					
内 容	長期計画に掲載している81施策の中で、今後5年間に優先的・重点的に取り組む33施策（優先施策）については、選択と集中を図る。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
長期計画後期実施計画の優先施策の予算への反映						
21年度までの主な進捗状況	22年度当初予算：政策的経費3,123億円のうち、優先施策に1,530億円（49%）を配分 21年度当初予算：政策的経費2,928億円のうち、優先施策に1,464億円（50%）を配分 20年度当初予算：政策的経費2,882億円のうち、優先施策に1,451億円（50%）を配分 19年度6月現計予算：政策的経費3,091億円のうち、優先施策に1,624億円（53%）を配分 18年度当初予算：政策的経費3,235億円のうち、優先施策に1,715億円（53%）を配分					
関連ホームページ						



推進事項	4-(2)- 事務事業の徹底的な見直し					所管部課	企画情報部 管理局 企画調整課 (関係部課)
具体的な取組	ア ゼロベースからの見直しによる選択と集中 愛媛の知恵の輪100事業(ゼロ予算事業) の推進						
内 容	危機的財政状況の中で、必ずしも予算措置を伴わずに、既存の資産や機能を有効に活用するとともに、職員の知恵と工夫を活かして、きめ細かい住民サービスを提供する「ゼロ予算事業」について、全庁的な取り組みを推進する。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
ゼロ予算事業の施策化						▶ 毎年100事業以上実施	
21年度までの 主な進捗状況	21年度：ゼロ予算事業の実施件数 165件 20年度：ゼロ予算事業の実施件数 156件 19年度：ゼロ予算事業の実施件数 130件 18年度：ゼロ予算事業の実施件数 99件 17年度：ゼロ予算事業推進プロジェクトチームの設置						
関連ホームページ							

推進事項	4-(2)- 事務事業の徹底的な見直し					所管部課	総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	イ 県単独補助金等の見直し 市町、団体などへの補助金等の見直し						
内 容	市町、団体などへの補助金等については、地方分権時代にふさわしい役割分担の観点から、廃止・休止を前提に見直し、県の関与の適正化及び財源の重点化を図る。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
県単独補助金等の 見直し						▶ 21年度までに廃止・縮減 22年度も可能なものは廃止・縮減 を検討	
21年度までの 主な進捗状況	21年度：団体等補助金 40件 305,984千円を削減 20年度：団体等補助金 78件 766,773千円を削減 19年度：団体等補助金 108件 1,342,569千円を削減 18年度：団体等補助金 188件 1,969,086千円を削減						
関連ホームページ							

推進事項	4-(2)- 事務事業の徹底的な見直し					所管部課	総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	イ 県単独補助金等の見直し 社会保障関係経費補助金の見直し						
内 容	県の裁量部分について、社会状況の変化に応じた制度の見直し等により増嵩を抑制する。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
社会保障関係経費 補助金の見直し						▶	
21年度までの 主な進捗状況	重度心身障害者(児)、母子家庭、乳幼児に係る医療費の公費負担について、中核市に対する補助率を見直した。 17年度まで 1/2、18年度 1/4、19～20年度 1/8、 21年度、22年度乳幼児に係る医療費公費負担1/5、その他1/8  心身障害者扶養共済事業について、一般世帯に対する掛金に係る補助率を見直した。 19年度まで 1/3、20～21年度 1/6、22～23年度 1/10、24年度以降 なし						
関連ホームページ							

推進事項	4-(2)- 事務事業の徹底的な見直し				所管部課	総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	イ 県単独補助金等の見直し 国の外郭団体等への負担金の見直し					
内 容	全国知事会の論議を踏まえ、国の外郭団体等のうち、参画団体が少ないものについて、負担を見直すほか、都道府県で構成する任意団体などについても見直す。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
国の外郭団体等への負担金の見直し					→	
21年度までの主な進捗状況	17年度：全国知事会 法令分担金特別委員会設置					
関連ホームページ						

推進事項	4-(2)- 事務事業の徹底的な見直し				所管部課	総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 投資的経費の見直し 投資規模の縮小					
内 容	後年度における公債費の増嵩を抑制、さらには明確な縮小基調に転換させるため、普通建設事業の水準を当面、中四国平均程度へ削減する。 また、新規凍結を前提に、事業の必要性や効果について、後年度の事業費増加や維持管理費、将来世代の公債費負担に見合ったもの等、事前調整を徹底する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
普通建設事業の水準抑制					→	中四国平均程度に抑制
事前調整の徹底					→	
21年度までの主な進捗状況	【シーリング率：対前年度9月現計】 21年度：(公共) 84%～92%、(定型)76%～82%、(一般県単)76%～82% 20年度：(公共) 72%～83%、(定型)72%～80%、(一般県単)72%～83% 19年度：(公共) 87%～91%、(定型)67%～77%、(一般県単)62%～72% 18年度：(公共) 87%～91%、(定型)67%～77%、(一般県単)62%～72% 17年度：(公共) 97%、(定型)80%、(一般県単)80% 16年度：(公共)内示見込、(定型)85%、(一般県単)80% 15年度：(公共) 97%、(定型)70%、(一般県単)80%					
関連ホームページ						

推進事項	4-(2)- 事務事業の徹底的な見直し				所管部課	総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 投資的経費の見直し 投資の重点化					
内 容	緊急性や費用対効果等の観点から、事業分野等の優先度を判断し、効率的・重点的な社会基盤整備を実施する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
計画期間の延伸を図り、優先度の高い分野へシフト					→	
21年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						

推進事項	4-(2)- 事務事業の徹底的な見直し					所管部課 土木部 管理局 土木管理課 技術企画室
具体的な取組	ウ 投資的経費の見直し 愛媛の身の丈に合った「愛媛スペック」の推進					
内 容	社会資本の整備・管理にあたって、コスト縮減や環境保全等を進めるための県独自の取り組み施策を取りまとめ、「愛媛スペック」として愛媛の実情に即した身の丈にあった整備や、愛媛らしい個性的な整備・管理を推進する。今後、現場等からの意見のフィードバックや新しい項目について更なる検討を行い、よりよい「愛媛スペック」を目指す。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
愛媛スペックへの取り組み					→	
21年度までの主な進捗状況	17年10月：「愛媛スペック」を公表 16年 4月：土木部若手職員による「愛媛スペック検討班」を設置 愛媛県版1.5車線の整備、既設護岸を有効活用した河川改修、一般廃棄物熔融スラグ細骨材を使用したアスファルト舗装など10施策を「愛媛スペック」として選定					
関連ホームページ	愛媛スペックのページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739041124/gijyutu/ehimespec/ehimespec.htm">http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739041124/gijyutu/ehimespec/ehimespec.htm</a>					

推進事項	4-(2)- 事務事業の徹底的な見直し					所管部課 農林水産部 農業振興局 農地整備課 土木部 管理局 土木管理課 技術企画室
具体的な取組	ウ 投資的経費の見直し 公共工事のコスト縮減					
内 容	公共工事のコスト縮減をより推進するため、平成14年2月に策定した「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」の縮減項目の拡充や目標縮減率の見直しに随時取り組んでいく。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
公共工事コスト縮減への取り組み					→	縮減率：毎年度10.3%（8年度比）以上
21年度までの主な進捗状況	「工事コストの低減」分野での縮減実績 20年度：12.4%（8年度比） 19年度：13.2%（8年度比） 18年度：14.7%（8年度比） 17年度：12.9%（8年度比） 16年度：12.6%（8年度比） 15年度：14.3%（8年度比） 14年度：13.4%（8年度比）					
関連ホームページ	建設技術のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739041124/gijyutu/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739041124/gijyutu/index.htm</a>					

推進事項	4-(2)- 事務事業の徹底的な見直し					所管部課	総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	工 大規模事業等の見直し 計画中の大規模事業(県有施設整備、全国規模のイベント等)の原則凍結						
内 容	計画中の大規模事業(県有施設整備、全国規模のイベント等)は既に事業着手(決定)済のものを除き、原則凍結(着手の必要があると判断する場合は、自らが必要な財源を捻出する。)する。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
大規模事業の原則凍結					→	原則凍結	
21年度までの主な進捗状況	18年度当初予算から 県費負担が概ね10億円以上の大規模施設等及び同5千万以上の大規模イベントを対象として 県費負担の圧縮に努めつつ予定通り進めるもの、 事業期間や内容を見直すもの、 計画を再検討又は凍結するものに整理  20年度当初予算から大規模施設については3億円以上とするなど対象を拡大						
関連ホームページ							

推進事項	4-(2)- 事務事業の徹底的な見直し					所管部課	総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	工 大規模事業等の見直し 着手(決定)済み事業の事業期間の延長 検討						
内 容	事業着手(決定)済の大規模事業(県有施設整備、全国規模のイベント等)は、事業期間の延長を検討し、一般財源の負担の大きい事業は圧縮や平準化等に向け見直しを行う。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
事業期間の延長					→		
21年度までの主な進捗状況	18年度当初予算から 県費負担が概ね10億円以上の大規模施設等及び同5千万以上の大規模イベントを対象として 県費負担の圧縮に努めつつ予定通り進めるもの、 事業期間や内容を見直すもの、 計画を再検討又は凍結するものに整理  20年度当初予算から大規模施設については3億円以上とするなど対象を拡大						
関連ホームページ							

推進事項	4-(2)- 事務事業の徹底的な見直し				所管部課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)																				
具体的な取組	オ 県出資法人の見直し【再掲】																									
内 容	社会経済情勢の変化に伴い顕在化している県出資法人の様々な課題に対応するため18年3月に「愛媛県出資法人改革プラン」を策定するとともに、改革プランの進捗状況の進行管理及び点検評価を行う「愛媛県出資法人点検評価部会(18年7月設置)」を設置し、その着実な実施を図る。																									
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																				
改革プランに基づく財政的関与の見直し					→(改革期間の総括)																					
21年度までの主な進捗状況	<p>参考：「県出資法人改革プラン」(改革期間：18年度～21年度)の策定 見直し対象法人：県出資率が25%以上の法人及び県が財政支援を行っている出資法人 (参考「県出資法人の見直しに係る取組」のとおり) 【県出資法人に係るこれまでの取組】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>14年度</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統廃合</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3(1)</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1(2)</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 (財)愛媛県保健医療財団(17年6月廃止)、(財)愛媛県篤志献体協会(17年10月廃止)、愛媛県道路公社(18年3月廃止) 2 (社)愛媛県果実生産出荷基金協会及び(社)愛媛県野菜価格安定基金協会(21年7月統合) 統合後：(社)愛媛県園芸振興基金協会</p>							14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計	統廃合	1	2	2	3(1)	-	-	-	1(2)	9
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	計																	
統廃合	1	2	2	3(1)	-	-	-	1(2)	9																	
関連ホームページ	県出資法人の経営状況のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/index.htm</a>																									

推進事項	4-(2)- 予算執行段階での節減				所管部課	総務部 管理局 総務管理課 総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ア NOT(ノット)3運動の推進					
内 容	県の厳しい財政状況を全ての職員が十分に認識し、内部的経費の徹底した削減を図るため、「捨てない 使わない 無駄にしない」を徹底し、経費削減を図るノット3運動を推進する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
ノット3運動の実施						コピー用紙使用量 16年度比10%削減(18～22年度累計)
21年度までの主な進捗状況	<p>12テーマ 物品の再利用、照明・コピー機のスイッチオフ、電話料金節約、会議資料の削減、階段利用の推進、購入品目の厳選、決裁の添付書類削減、電子メール施行・電子決裁利用促進、各種様式の庁内LANへの掲載、在庫の確認徹底、パソコンの電源オフ、資料の共有化</p> <p>18年度コピー用紙使用量：16年度比6.2%減 19年度コピー用紙使用量：16年度比5.8%増 20年度コピー用紙使用量：16年度比9.4%減 21年度コピー用紙使用量：16年度比5.9%減</p>					
関連ホームページ						

推進事項	4-(2)- 公営企業の経営健全化					所管部課 公営企業管理局 総務課 県立病院課																																				
具体的な取組	ア 県立病院事業の経営健全化																																									
内 容	21年3月策定の「第3次愛媛県立病院財政健全化計画」（計画期間：21年度～25年度）に基づき、7：1看護体制の導入や計画的な医療機器の整備等による収益の増加及び費用の節減等を図り、第2次計画（計画期間：16年度～20年度）に引き続き、経営の健全化に取り組む。																																									
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																																				
県立病院の自助努力による収益増加 方策・経費削減方策の実施 適正な基準に基づ く一般会計からの 繰出金の支出						→ 半年度収支の均衡及び累積欠損金の縮減																																				
21年度までの 主な進捗状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">単年度収支</td> <td>138</td> <td>45</td> <td>2,119</td> <td>34</td> <td>809</td> <td>1,413</td> <td rowspan="2">(注)17年度は、北宇和病院廃止に伴う特別損失約21億2千万円を計上</td> </tr> <tr> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">累積欠損金</td> <td>21,690</td> <td>21,645</td> <td>17,816</td> <td>17,782</td> <td>18,591</td> <td>20,004</td> <td rowspan="2">(注)17年度は、資本剰余金の取崩(約59億円)により、累積欠損金を縮小</td> </tr> <tr> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> <td>百万円</td> </tr> </tbody> </table>							15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度		単年度収支	138	45	2,119	34	809	1,413	(注)17年度は、北宇和病院廃止に伴う特別損失約21億2千万円を計上	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	累積欠損金	21,690	21,645	17,816	17,782	18,591	20,004	(注)17年度は、資本剰余金の取崩(約59億円)により、累積欠損金を縮小	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度																																			
単年度収支	138	45	2,119	34	809	1,413	(注)17年度は、北宇和病院廃止に伴う特別損失約21億2千万円を計上																																			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																																				
累積欠損金	21,690	21,645	17,816	17,782	18,591	20,004	(注)17年度は、資本剰余金の取崩(約59億円)により、累積欠損金を縮小																																			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																																				
<p>第1次県立病院財政健全化計画において計画した改善策（診療科の新規標榜、周産期病床等の増床、一般病床及びICU機能の見直し、院外処方せんの発行、臨床検査部門の合理化、看護職員研修の充実・体系化等）を実施。</p> <p>第2次県立病院財政健全化計画については、16年度は、全病院において診療科の休止や病床数の見直しを行うとともに、中央病院建替基本計画策定、PET整備等を実施。17年度は、全病院において看護体制の見直しを行うとともに、北宇和病院の廃止、中央病院建替に係るPFI導入可能性調査、PET-CTセンターの整備、オーダリングシステムの導入を実施。18年度は、中央病院整備運営事業に係るPFI法に基づく実施方針の策定、中央病院への電子カルテの導入、病院機能評価の受審（中央病院・三島病院・新居浜病院）、中央病院の診療材料費の削減等を実施。</p> <p>あわせて、入院時の病棟管理の一元化、外来における午後診療、臨床工学技士・診療情報管理士の拡充、高度医療機器の更新サイクル延長等を実施。平成19年度は県立5病院での診療材料費の削減、病院機能評価の受審（今治病院）、PFI方式による中央病院建替えに伴う入札公告を実施。平成20年度は、医師・看護師不足の中、SPD業者と一体となった診療材料費の削減や中央病院のPFI事業者の選定等を行った。</p> <p>第3次県立病院財政健全化計画については、平成21年度は、県立三島病院のあり方の見直しを行い、平成22年4月1日に公立学校共済組合（四国中央病院）への移譲を実施した。</p>																																										
関連ホームページ	第3次愛媛県立病院財政健全化計画のページ： <a href="http://www.eph.pref.ehime.jp/">http://www.eph.pref.ehime.jp/</a>																																									

推進事項	4-(2)- 公営企業の経営健全化					所管部課 公営企業管理局 総務課 発電工水課
具体的な取組	イ 電気事業・工業用水道事業の経営健全化					
内 容	電気事業及び工業用水道事業について、一層の経営効率化はもとより、事業運営の安定化、環境問題や耐震化への対応等を着実に推進していくため、平成22年度から31年度を計画期間とする新たな中期経営計画を策定し、前計画（平成17年度～21年度）に引き続き、中長期的視点に立った経営の健全化に取り組む。 西条地区工業用水道事業については、安定供給の確保に向けた経営基盤の強化を図るため経営規模の縮小を骨子とした「西条地区工業用水道事業経営改善計画」に沿って経営改善に取り組む。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
中期経営計画の推進						電気事業：市場競争力のある料金単価の確保 工業用水道事業：安定供給の確保に向けた経営基盤の強化
21年度までの主な進捗状況	電気事業、工業用水道事業については、これまで比較的安定した経営が維持できていたため、中期経営計画は策定せず、個別に経営効率化策を実施してきたところ。 17年度から肱川発電所を無人化（松山発電工水管理事務所から遠方監視） 平成21年1月「西条地区工業用水道事業経営改善計画」を公表。 平成21年8月、同計画に基づく国への補助金返還免除に関する事業計画変更手続き完了。 平成21年9月議会において、同計画実施のための関係条例及び予算が議決される。 平成22年3月、同計画に基づき西条工水の計画給水量を縮小（229,000? /日 87,420? /日）するなど、計画実施に必要な手続きを完了。 平成22年3月、電気事業及び工業用水道事業における新たな「中期経営計画」を策定。					
関連ホームページ	公営企業管理局中期経営計画のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/140koueikiqiyou/010kiqiyousoumu/00007656060225/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/140koueikiqiyou/010kiqiyousoumu/00007656060225/index.htm</a>					

推進事項	4-(2)- 公営企業の経営健全化					所管部課 公営企業管理局 総務課 発電工水課 県立病院課
具体的な取組	ウ 定員管理の適正化					
内 容	厳しい財政状況を踏まえ、県立北宇和病院の廃止をはじめ、民間委託の推進や組織の見直し等を推進し、適正な定員管理を行う。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
定員管理の適正化						4.5% < 94人 > ( 4.6% ) < " > 17年度：2,108人 22年度：2,014人 (17年度：2,029人 22年度：1,935人) 下段( )書きは、育児休業者を除く。
21年度までの主な進捗状況	11年度～22年度の間に 121人( 150人)の削減を実施済み。 11年度2,134人 17年度2,108人 < 26人 > 18年度2,070人 < 64人 > 19年度2,088人 < 46人 > 20年度2,018人 < 116人 > 21年度2,070人 < 64人 > 22年度2,013人 < 121人 > (11年度2,073人 17年度2,029人 < 44人 > 18年度1,983人 < 90人 > 19年度1,994人 < 79人 > 20年度1,925人 < 148人 > 21年度1,945人 < 128人 > 22年度1,923人 < 150人 > ) 下段( )書きは、育児休業者を除く。					
関連ホームページ	公営企業管理局中期経営計画のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/140koueikiqiyou/010kiqiyousoumu/00007656060225/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/140koueikiqiyou/010kiqiyousoumu/00007656060225/index.htm</a> 第3次愛媛県立病院財政健全化計画のページ： <a href="http://www.eph.pref.ehime.jp/">http://www.eph.pref.ehime.jp/</a>					

推進事項	4-(2)- 公営企業の経営健全化				所管部課	公営企業管理局 総務課 発電工水課 県立病院課
具体的な取組	工 給与の適正化					
内 容	<p>年功的な給与上昇の抑制、職務・職責に応じた給料表構造への転換、勤務実績の給与への反映、社会経済情勢の改変に応じた適正な給与制度を実現するため、人事委員会勧告に基づき、給与構造の抜本的な見直しを行う。</p> <p>特殊勤務手当をはじめ、給与制度や運用全般について、業務内容や勤務環境の変化等を勘案した総点検を実施し、必要に応じた見直しに取り組む。</p> <p>なお、給与及び定員の状況については、国等との比較などにより、県民に分かりやすい方法で、県ホームページなどへの公表を行う。</p>					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
給与構造の見直し					→	
特殊勤務手当の見直し					→	
昇給・昇格等の運用見直し					→	
21年度までの主な進捗状況	<p>20年度：22年度から技能労務職員の給料を国の行政職給料表(二)をベースとしたものへ移行する方針を決定</p> <p>19年度：管理職手当の定額化、特勤手当の支給率の見直し</p> <p>18年度：給与構造の見直し</p> <p>16年度：定年退職者の退職特別昇給を廃止</p> <p>13年度：55歳以上職員の昇給停止を実施</p> <p>10年度：諸手当の総点検を実施し、特殊現場作業手当、業務特別手当、交替勤務手当、年始年末勤務手当を廃止</p>					
関連ホームページ	<p>公営企業管理局中期経営計画のページ：  <a href="http://www.pref.ehime.jp/140koueikigyoyou/010kigyousoumu/00007656060225/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/140koueikigyoyou/010kigyousoumu/00007656060225/index.htm</a>  第3次愛媛県立病院財政健全化計画のページ：  <a href="http://www.ehp.pref.ehime.jp/">http://www.ehp.pref.ehime.jp/</a></p>					



推進事項	4-(2)- 公営企業の経営健全化				所管部課	公営企業管理局 総務課 発電工水課 県立病院課
具体的な取組	オ 民間的経営手法の導入					
内 容	民間の資金とノウハウを活用することにより経費の削減や効率的な運用が可能とされているPFI手法により県立中央病院の建替えを行う。 また、民間等への委託により効果的・効率的に執行できる業務について、費用対効果、県民サービスの維持向上の観点から、外部委託を積極的に推進する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
PFI手法による県立中央病院の建替え						20年度中にPFI事業者選定
電気事業施設の維持管理業務の一部外部委託						18年度から導入検討し、実現可能なものから実施
病院業務の外部委託(給食、電話交換、ボイラー等)						20年度までに実現可能なものから実施
21年度までの主な進捗状況	<p>：基本構想策定(16年3月)、基本計画策定(17年3月)、PFI導入可能性調査実施(17年8月)、PFI法に基づく実施方針策定・特定事業の選定(19年8月)、入札公告(19年9月)、落札者の決定(20年8月)、事業契約の締結(20年12月)、PFI事業の着手(21年1月)</p> <p>：給食(13年10月から中央病院の一部を外部委託、20年4月から三島病院を外部委託)、電話交換(中央病院...12年4月から20年3月は外部委託、20年4月以降は臨時職員、今治病院...12年4月から21年3月は外部委託、21年4月以降は臨時職員、三島病院...18年4月から20年3月は外部委託、20年4月以降は臨時職員)</p>					
関連ホームページ	<p>県立中央病院建替えのページ：  <a href="http://www.eph.pref.ehime.jp/pfi/pfi_index.htm">http://www.eph.pref.ehime.jp/pfi/pfi_index.htm</a>          公営企業管理局中期経営計画のページ：  <a href="http://www.pref.ehime.jp/140koueikigyoyou/010kigyousoumu/00007656060225/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/140koueikigyoyou/010kigyousoumu/00007656060225/index.htm</a>          第3次愛媛県立病院財政健全化計画のページ：  <a href="http://www.eph.pref.ehime.jp/">http://www.eph.pref.ehime.jp/</a></p>					

推進事項	4-(2)- 公営企業の経営健全化				所管部課	公営企業管理局 総務課 発電工水課 県立病院課
具体的な取組	カ 組織の再編・スリム化					
内 容	簡素で効率的な組織づくりを基本に、組織のスリム化を進めるとともに、人員の適正配置を図る。 総務系事務について、ITの活用や庶務系事務システム等の導入により、簡素・効率化を図り、事業所の総務部門の縮小を図る。 発電所運転監視業務の集中化による監視部門の縮小を検討する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
事業所総務部門の縮小						18年度から事業所規模等に応じ、実現可能なものから実施。
発電所運転監視業務の集中化						21年度までに検討を行う。
21年度までの主な進捗状況	<p>：18年度から銅山川発電所、今治地区工業用水道管理事務所及び西条地区工業用水道管理事務所において総務課を廃止、19年度から松山発電工水管理事務所において総務課担当係長を廃止</p> <p>：17年度から肱川発電所を無人化(松山発電工水事務所から遠方監視)</p>					
関連ホームページ	<p>公営企業管理局中期経営計画のページ：  <a href="http://www.pref.ehime.jp/140koueikigyoyou/010kigyousoumu/00007656060225/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/140koueikigyoyou/010kigyousoumu/00007656060225/index.htm</a>          第3次愛媛県立病院財政健全化計画のページ：  <a href="http://www.eph.pref.ehime.jp/">http://www.eph.pref.ehime.jp/</a></p>					

推進事項	4-(2)- 公営企業の経営健全化				所管部課	公営企業管理局 総務課 発電工水課 県立病院課
具体的な取組	キ 収益増加への取組み					
内 容	公営企業を取り巻く厳しい経営環境に対応するため、収入増加への取組みとともに、コスト縮減や業務の効率化等の取組により経営の効率化を進め、収益の増加を図る。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
未収金の徴収対策強化（病院事業）					→	
工業用水道の未売水の解消					→	
未利用財産（土地）の売却					→	
事務効率化 内部業務効率化					→	
21年度までの 主な進捗状況	<p>：14年度に未収金取扱要領策定、15年度から各病院で未収金の回収計画を策定。18年度は「未収金取扱要領」を一部改正し、法的措置に係る項目を規定。19年度は、未収金回収業務の一部を民間へ委託するとともに、クレジットカードによる診療代金の納付を開始。</p> <p>：10年度に西条地区工業用水売水促進班を設置。</p> <p>：21年度までに、発電・工水事業で73,818千円、病院事業で782,248千円の未利用財産（土地）を売却。</p>					
関連ホームページ	公営企業管理局中期経営計画のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/140koueikigyoyou/010kigyousoumu/00007656060225/index.htm">http://www.pref.ehime.jp/140koueikigyoyou/010kigyousoumu/00007656060225/index.htm</a> 第3次愛媛県立病院財政健全化計画のページ： <a href="http://www.ehime.pref.ehime.jp/">http://www.ehime.pref.ehime.jp/</a>					

推進事項	4-(3)- 県税収入の確保				所管部課	総務部 管理局 税務課
具体的な取組	ア 課税自主権の発揮					
内 容	県税収入の充実確保を図るため、地方税法の標準税率を超過する税率による課税や法定外普通税・目的税の創設など、課税自主権の活用による独自税の導入について、受益と負担との関係や公平性などの問題点を整理し、その可能性を研究する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
独自税源導入の可能性の研究					→	
21年度までの 主な進捗状況	<p>21年度：森林環境税条例更新。</p> <p>20年度：核燃料税条例更新。</p> <p>19年度：資源循環促進税導入。</p> <p>18年度：愛媛県資源循環促進税条例を制定。</p> <p>17年度：森林環境税導入</p> <p>16年度：愛媛県森林環境税条例を制定。 産業廃棄物税について、「産業廃棄物税検討会」を設置して検討を行い、報告書を知事に提出。</p> <p>15年度：森林環境税について検討するため、学識経験者等による「森林環境税導入のための税制検討委員会」及び「森林環境税の活用による森づくり検討委員会」を設置。</p> <p>14年度：産業廃棄物税について四国4県で共同研究をするため、4県の廃棄物担当及び税務担当による事務レベルの研究会を設置。</p>					
関連ホームページ	森林環境税のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/h10500/1191372_1874.html">http://www.pref.ehime.jp/h10500/1191372_1874.html</a> 核燃料税のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/h10500/1189352_1874.html">http://www.pref.ehime.jp/h10500/1189352_1874.html</a> 資源循環促進税のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/h10500/junkanzei/index.html">http://www.pref.ehime.jp/h10500/junkanzei/index.html</a>					

推進事項	4-(3)- 県税収入の確保				所管部課	総務部 管理局 税務課																								
具体的な取組	イ 税負担の公平性確保と徴収率の向上																													
内 容	愛媛県徴収確保対策本部において、徴収率や滞納繰越額の数値目標を設定し的確な進行管理を行うとともに、自動車税納期内納付キャンペーンなど納税者の納税機会の拡大を図りながら、大多数の納期納税者の視点に立って滞納処分を前提とした滞納整理を積極的に展開し、徴収率の向上と滞納繰越額の削減を図り、県税納税率全国ベストテンへ挑戦する。また、県と市町の協働により徴収確保を図るために発足した「愛媛地方税滞納整理機構」を支援し、個人県民税の徴収増を図る。																													
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																								
徴収率の向上						15年度実績に対して、16年度から5年間で徴収率を約2%向上。20年度以降は成果を動察しながら、見直しを行う。																								
滞納額の縮減（愛媛地方税滞納整理機構設立等）						市町が住民税として徴収している個人県民税の滞納額は県税の滞納額の1/2を占めているが、この整理促進が図られ、増収効果を年間約7000万円と見込む。																								
21年度までの主な進捗状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県税徴収率 (現年課税分)</td> <td>94.44% ( 98.39% )</td> <td>95.53% ( 99.10% )</td> <td>96.09% ( 99.10% )</td> <td>96.57% ( 99.05% )</td> <td>97.38% ( 99.09% )</td> <td>97.00% ( 98.91% )</td> <td>96.50% ( 98.83% )</td> </tr> <tr> <td>滞納繰越額 百万円</td> <td>5,666</td> <td>5,082</td> <td>4,446</td> <td>3,765</td> <td>3,834</td> <td>4,204</td> <td>4,236</td> </tr> </tbody> </table> <p>21年度：搜索への取組強化 20年度：不動産インターネット公売開始。 19年度：コンビニ収納の導入。（20年度から運用） 18年度：色付封筒（イエローカード、レッドカード）による催告、タイヤロックの導入、インターネット公売開始。 愛媛地方税滞納整理機構設立。 機構による個人県民税増収効果 推計約1億3,220万円 17年度：「愛媛県徴収確保対策本部」を設置。 16年度：自動車税納期内納付キャンペーン、口座振替促進運動、年末滞納クリーンアップ月間等。（17年度以降も継続して実施） 15年度：進行管理の徹底、自動車税徴収総動員体制の構築等抜本的改革を実施。</p>						区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	県税徴収率 (現年課税分)	94.44% ( 98.39% )	95.53% ( 99.10% )	96.09% ( 99.10% )	96.57% ( 99.05% )	97.38% ( 99.09% )	97.00% ( 98.91% )	96.50% ( 98.83% )	滞納繰越額 百万円	5,666	5,082	4,446	3,765	3,834	4,204	4,236
区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																							
県税徴収率 (現年課税分)	94.44% ( 98.39% )	95.53% ( 99.10% )	96.09% ( 99.10% )	96.57% ( 99.05% )	97.38% ( 99.09% )	97.00% ( 98.91% )	96.50% ( 98.83% )																							
滞納繰越額 百万円	5,666	5,082	4,446	3,765	3,834	4,204	4,236																							
関連ホームページ	<p>県税のしおりのページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/h10500/5000/kenzei13.htm">http://www.pref.ehime.jp/h10500/5000/kenzei13.htm</a>  自動車税等の口座振替のページ：  <a href="http://www.pref.ehime.jp/010soumu/050zeimu/00004429040202/jidosya.html">http://www.pref.ehime.jp/010soumu/050zeimu/00004429040202/jidosya.html</a></p>																													

推進事項	4-(3)- 県税収入の確保				所管部課	総務部 管理局 税務課
具体的な取組	ウ 県税収納窓口のコンビニエンスストアへの拡充					
内 容	納税者の利便性の向上と税収入の確保を図るため、県民にとって身近に存在するコンビニでの自動車税の納税を20年度から実施できるようにする。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
コンビニ収納導入						
	導入検討	準備	導入			
21年度までの主な進捗状況	20年度：自動車税のコンビニ収納導入。					
関連ホームページ						

推進事項	4-(3)- 受益者負担の適正化					所管部課	総務部 管理局 財政課
具体的な取組	ア 使用料及び手数料の見直し						
内 容	行政サービスを受ける特定の者の受益と負担の公平性を確保するため、物価の上昇率等を勘案しながら、社会経済情勢の動向を踏まえ、適正な改定を行う。また、受益に応じた負担の適正化を図るため、現在無料のものや減免規定を含めて定期的に見直す。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
使用料及び手数料の見直し					→		
21年度までの主な進捗状況	<p>20年度：使用料及び手数料の額の適正化を図り、負担の公正化に資するため、一斉見直しを行い、改正が必要なものについては、21年4月から改正を実施。</p> <p>19年度：県営住宅、職員住宅駐車場の有料化方針（20年4月から）の決定。</p> <p>11年度：12年4月からの地方分権一括法の施行に伴う手数料条例の制定に併せて、手数料の見直しを実施。</p> <p>8年度：9年4月からの消費税の税率引上げ及び地方消費税の創設に伴い、県独自で料金を設定していた使用料及び手数料等の改定を実施。</p>						
関連ホームページ							

推進事項	4-(3)- 受益者負担の適正化					所管部課	総務部 管理局 財政課
具体的な取組	イ 事業における特定受益者に対する負担の徹底						
内 容	事務事業の執行において、講習会におけるテキスト代の実費徴収等、特定の受益を受ける者の負担を徹底する。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
事業における特定受益者に対する負担の徹底					→		
21年度までの主な進捗状況							
関連ホームページ							

推進事項	4-(3)- 県有財産の売却・利活用の推進				所管部課	総務部 管理局 総務管理課												
具体的な取組	ア 県有財産の計画的売却																	
内 容	公舎や一部職員住宅等の大規模県有財産で、老朽化が進み跡地の利用計画がないものについては、原則的に廃止・売却処分等を行う。また、遊休県有財産について、単独利用が困難な面積狭小などの県有地は、管理経費の削減を図るため、積極的に売却処分等を行う。																	
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等												
売却等の促進						できるだけ早期の売却処分を実施。 財政構造改革基本方針による県有財産の売却計画額 累計25億円												
21年度までの 主な進捗状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売却による 歳入の確保</td> <td>12件入札等の うち9件売却 1,846百万円</td> <td>14件入札の うち11件売却 1,785百万円</td> <td>12件入札の うち10件売却 2,646百万円</td> <td>10件入札の うち5件売却 1,442百万円</td> <td>24件入札等の うち15件売却 732百万円</td> </tr> </tbody> </table>						区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	売却による 歳入の確保	12件入札等の うち9件売却 1,846百万円	14件入札の うち11件売却 1,785百万円	12件入札の うち10件売却 2,646百万円	10件入札の うち5件売却 1,442百万円	24件入札等の うち15件売却 732百万円
区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度													
売却による 歳入の確保	12件入札等の うち9件売却 1,846百万円	14件入札の うち11件売却 1,785百万円	12件入札の うち10件売却 2,646百万円	10件入札の うち5件売却 1,442百万円	24件入札等の うち15件売却 732百万円													
関連ホームページ	売払い処分対象県有地一覧のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/010soumu/010soumukanri/00005688041104/yyuukyuuichiichiran.html">http://www.pref.ehime.jp/010soumu/010soumukanri/00005688041104/yyuukyuuichiichiran.html</a> 県有地購入相談窓口についてのページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/010soumu/010soumukanri/00005695041108/kenyuuchimadoguchi.html">http://www.pref.ehime.jp/010soumu/010soumukanri/00005695041108/kenyuuchimadoguchi.html</a>																	

推進事項	4-(3)- 県有財産の売却・利活用の推進				所管部課	関係部課
具体的な取組	イ 県有財産の利活用の促進					
内 容	事業凍結で一定期間活用しない土地等については貸付などを、機関の統廃合で利用しなくなった施設については、他への転用や貸付、譲渡などを促進する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
事業凍結等による 未利用土地等につ いての貸付等推進						
21年度までの 主な進捗状況	20年度：元大洲農業高等学校第一農場跡地を地産地消拠点施設用地として有効活用してもらうため、大洲市に売却。  旧愛媛整肢療護園を改修・整備し、保健福祉に関するさまざまな相談に当たる機関を集約した「愛媛県総合保健福祉センター」としてオープン。  国近川廃川敷地（約27,000㎡）を東レ側に貸付。					
関連ホームページ						

推進事項	4-(3)- 新たな収入源の開拓等				所管部課	総務部 管理局 財政課 企画情報部 管理局 企画調整課 (関係部課)
具体的な取組	ア 広告料収入の確保					
内 容	新たな収入確保方策とするとともに、県内企業に優良広告媒体を提供するため、広報印刷物や県有財産など、県ホームページや広報紙等広報媒体への有料広告の掲出、県有施設のネーミングライツ（施設命名権）販売制度の導入を推進する。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
新たな広告料収入の確保策の検討					→	
21年度までの主な進捗状況	<p>広告事業の実施状況</p> <p>21年度：歳入型18件（収入額：10,277千円） 県ホームページ、運転免許センター液晶ディスプレイ、えひめこどもの城ポスター等 携帯型 7件 サマーボランティア・キャンペーンイベントブック、愛ロードスポンサー事業（道路照明灯）等</p> <p>20年度：歳入型21件（収入額：13,918千円） 県立中央病院液晶ディスプレイ、広告等配布（本庁舎等）、県公用車等 携帯型 8件 えひめ子どもスポーツITスタジアム事業普及啓発用ポスター及びチラシ、ウインターボランティア・キャンペーンイベントブック等</p> <p>19年度：歳入型17件（収入額：8,691千円） 県封筒裏面、県立中央病院領収書、パスポートセンターポスター等 携帯型 6件 サマーボランティア・キャンペーンチラシ、道路美化スポンサー（看板）等</p> <p>18年度：歳入型10件（収入額：8,550千円） 「さわやか愛媛」、県ホームページ、自動車納税通知書等 携帯型 5件 サマーボランティア・キャンペーンイベントブック、県封筒等</p> <p>ネーミングライツ（施設命名権）販売制度の導入 20年度：県民文化会館に導入（契約金額年36,750千円（税込）） 19年度：総合運動公園陸上競技場に導入（契約金額年22,344千円（税込））</p>					
関連ホームページ						

ネーミングライツ：スポーツ施設等にスポンサーとなる企業等が固有の名称（企業名や商品名など）を付ける権利。

推進事項	4-(3)- 新たな収入源の開拓等				所管部課	総務部 管理局 財政課
具体的な取組	イ 宝くじの販売強化					
内 容	宝くじの売上はその一部が県の収入となることから、県ホームページにおける宝くじ情報の充実、販売店舗数の拡大検討など、販売力の強化に取り組む。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
宝くじ情報の充実強化					→	
販売網の拡大					→	
21年度までの主な進捗状況	14年度：県ホームページに宝くじ情報を掲載					
関連ホームページ	愛媛県宝くじ情報のページ <a href="http://www.pref.ehime.jp/010soumu/040zaisei/00000348020424/index.html">http://www.pref.ehime.jp/010soumu/040zaisei/00000348020424/index.html</a>					

推進事項	4-(3)- 新たな収入源の開拓等					所管部課	土木部 道路都市局 建築住宅課																								
具体的な取組	ウ 未回収債権の回収強化																														
内 容	県営住宅家賃滞納者の未回収債権の回収について、滞納者の訴訟対象基準月数を引き下げることにより取組みを強化する。																														
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等																									
未回収債権の回収強化						訴訟対象月数の引き下げを行うことで家賃滞納者に対する早期対応を図っていくとともに、追跡の困難な退去者滞納家賃の収納を民間事業者に委託して、未収額の縮減を図ることとしている。																									
21年度までの主な進捗状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>15年度</th> <th>16年度</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営住宅家賃未収額</td> <td>70百万円</td> <td>67百万円</td> <td>63百万円</td> <td>69百万円</td> <td>72百万円</td> <td>78百万円</td> <td>78百万円</td> </tr> <tr> <td>徴収率 (現年度分)</td> <td>92.20% (97.67%)</td> <td>92.75% (97.67%)</td> <td>93.07% (97.84%)</td> <td>92.65% (97.38%)</td> <td>92.15% (97.10%)</td> <td>91.88% (97.01%)</td> <td>91.92% (97.88%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>20年度：民間事業者による委託を開始（21年度実績 827千円、納付誓約額 5,528千円（22.3.31現在）） 18年度：訴訟対象月数を12ヶ月 6ヶ月に引き下げ（激変緩和のため運用上、18年度は10ヶ月、19年度は8ヶ月、20年度以降は6ヶ月）</p>								15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	県営住宅家賃未収額	70百万円	67百万円	63百万円	69百万円	72百万円	78百万円	78百万円	徴収率 (現年度分)	92.20% (97.67%)	92.75% (97.67%)	93.07% (97.84%)	92.65% (97.38%)	92.15% (97.10%)	91.88% (97.01%)	91.92% (97.88%)
	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度																								
県営住宅家賃未収額	70百万円	67百万円	63百万円	69百万円	72百万円	78百万円	78百万円																								
徴収率 (現年度分)	92.20% (97.67%)	92.75% (97.67%)	93.07% (97.84%)	92.65% (97.38%)	92.15% (97.10%)	91.88% (97.01%)	91.92% (97.88%)																								
関連ホームページ	すまいのしおりのページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/070doboku/130kenchikujut/00005747041124/shiori/shiori.htm">http://www.pref.ehime.jp/070doboku/130kenchikujut/00005747041124/shiori/shiori.htm</a>																														

推進事項	4-(3)- 県債の適正な活用					所管部課	総務部 管理局 財政課
具体的な取組	ア 最小限の範囲での県債の活用						
内 容	危機的な財政状況にある現状では、歳入歳出両面から可能な改善努力を行ったうえで、なお不足する財源の確保策として、最小限の範囲で新たな県債を活用するが、財政健全化のためには「県債発行の抑制」が重要な課題であり、投資的経費の抑制や自主財源の確保などを通じ、できる限り県債に頼らない予算編成に努める。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
県債発行の抑制							
21年度までの主な進捗状況							
関連ホームページ							

推進事項	4-(3)- 基金の活用					所管部課	総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	ア 特定目的基金の活用拡大						
内 容	財源対策用以外の特定目的基金については、他県の例を参考にすることで基金の設置目的を踏まえ、更なる活用拡大を検討する。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
特定目的基金の活用拡大					→		
21年度までの主な進捗状況							
関連ホームページ							

推進事項	4-(3)- 国への提言					所管部課	総務部 管理局 財政課 総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	ア 地方分権改革の実現に向けた提言						
内 容	第二期地方分権改革の実現に向け、国と地方の役割分担の見直し、事務・事業、権限、財源の一体的な移譲、義務付け・枠付け及び関与の廃止・縮小、国・地方の税源配分のあり方や団体間の税源偏在是正のあり方について、全国知事会等を通じて国へ提言を行う。						
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等	
全国知事会等を通じた提言					→		
21年度までの主な進捗状況	<p>21年度：国の施策等に関する提案・要望 (県独自要望：平成21年6月、11月)  (地域主権の実現に向けた取組の推進について 地方税財源の充実・強化について)  総選挙の政権公約についての「地方分権改革に関する公開討論会」を開催  (全国知事会：平成21年8月7日)  地方分権改革の実現を求める緊急アピール(全国知事会：平成21年5月22日)</p> <p>20年度：国の施策等に関する提案・要望 (県独自要望：平成20年6月、12月)  (第二期地方分権改革の推進について 地方税財源の充実・強化について)  道路・河川の権限移譲に係る緊急アピール(全国知事会：平成20年7月9日)  第二期地方分権改革への提言 (全国知事会：平成20年7月18日)  道路・河川の権限移譲に伴う財源等に関する申し入れ  (全国知事会：平成20年8月4日)  地方財政確立・分権改革推進に関する決議 (地方六団体：平成20年11月25日)  地方分権改革の推進に関する決議 (全国知事会：平成20年12月19日)</p> <p>19年度：国の施策等に関する提案・要望 (県独自要望：平成19年6月、12月)  (地方分権改革の推進及び地方税財源の充実・強化について)  第二期地方分権改革への提言 (全国知事会：平成19年7月25日)  地方分権改革推進に関する決議 (地方六団体：平成19年11月19日)  国の地方支分部局(出先機関)の見直しの具体的方策(提言)  (全国知事会：平成20年2月8日)</p>						
関連ホームページ	地方分権改革のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/bunken/index.html">http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/bunken/index.html</a>						



推進事項	4-(4)- 財政状況の県民理解の促進				所管部課	総務部 管理局 財政課
具体的な取組	ア 構造改革の取組み現状などの情報提供・共有					
内 容	構造改革の進展は、県民や市町等に影響を与えるため、取組み現状を積極的に説明するなど、県民等の視点に立った情報の提供・共有を図る。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
県民への情報提供等					→	行革タウンミーティングで説明等(3回/年)
21年度までの主な進捗状況	21年度：県広報誌「さわやか愛媛」への掲載 等 20年度：地方局職員等への説明 県広報誌「さわやか愛媛」への掲載 等 19年度：経済5団体や税務関係団体への説明会、本庁及び地方局職員等への説明(6回) 県広報誌「さわやか愛媛」への掲載 等 18年度：行革タウンミーティング(3回)、市町職員への説明(3回)、 県広報誌「さわやか愛媛」への掲載 等 17年度：行革タウンミーティング(3回)、市町職員への説明(3回)、 本庁及び地方局職員等への説明(7回)、県広報誌「さわやか愛媛」への掲載 等					
関連ホームページ						

推進事項	4-(4)- 財政状況の県民理解の促進				所管部課	総務部 管理局 財政課
具体的な取組	イ 連結バランスシート等の作成、公表					
内 容	民間の財務諸表を活用して、県民にわかりやすく県財政の状況を説明するため、普通会計の決算状況、バランスシート、行政コスト計算書、県出資法人との連結バランスシートの作成、公表を行ってきたが、21年度から財務書類4表(バランスシート、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)の作成・公表を行うなど、公会計の整備の推進に取り組み、県民理解の促進を図る。					
実施概要	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	数値目標等
連結バランスシート等の作成・公表					→	
21年度までの主な進捗状況	21年度：「連結バランスシート等」を作成・公表(基準日：21年3月31日現在)。 「普通会計の決算状況」を作成・公表。 20年度：「連結バランスシート」を作成・公表(基準日：20年3月31日現在)。 「普通会計の決算状況」を作成・公表。 19年度：「連結バランスシート」を作成・公表(基準日：19年3月31日現在)。 「普通会計の決算状況」を作成・公表。 18年度：「連結バランスシート」を作成・公表(基準日：18年3月31日現在)。 「普通会計の決算状況」を作成・公表。					
関連ホームページ	普通会計の決算状況のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/010soumu/040zaisei/00007457051213/kessan.htm">http://www.pref.ehime.jp/010soumu/040zaisei/00007457051213/kessan.htm</a> バランスシート等のページ： <a href="http://www.pref.ehime.jp/010soumu/040zaisei/00005375040722/balance20.htm">http://www.pref.ehime.jp/010soumu/040zaisei/00005375040722/balance20.htm</a>					